資料 1-11

令和３年度事業報告書（案）
【船員保険事業】

（2021）

事業期間：2021（令和３）年４月１日～2022（令和４）年３月31日

全国健康保険協会
船員保険

目次

加入者及び船舶所有者の皆様へ・・ 1

第1章　全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針
1. 理念・・ 2
(1)基本使命・・ 2
(2)基本コンセプト・・ 2
2. 事業運営の基本方針・・ 2

第2章　2021年度の事業運営方針と総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章　加入者、船舶所有者、医療費の動向
(1)加入者、船舶所有者の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(2)被保険者の年齢構成・・ 6
(3)医療費及び医療給付費等の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(4)現金給付費等の動向・・ 10
(5)年金給付費の動向・・ 12

第4章　事業運営、活動の概況
1. 基盤的保険者機能・・・ 15
(1)正確かつ迅速な業務の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(2)適正な保険給付の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(3)効果的なレセプト点検の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
(4)返納金債権の発生防止の取組の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(5)債権回収業務の推進・・ 19
(6)制度の利用促進・・ 20
(7)福祉事業の効果的な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(8)サービス向上のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(9)健全な財政運営の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
(10)オンライン資格確認の円滑な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
2. 戦略的保険者機能・・・ 36
(1)特定健康審査等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
(2)特定保健指導の実施率の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
(3)加入者に対する支援・・ 43
(4)船舶所有者等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
(5)ジェネリック医薬品の使用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
(6)情報提供・広報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
(7)調査・研究の推進・・ 57

3. 組織・運営体制の強化 60
(1) 人事評価制度の適正な運用 60
(2) OJT を中心とした人材育成 60
(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等 60
(4) コンプライアンスの徹底 61
(5) リスク管理 61
(6) 内部統制の強化に向けた取組 63
(7) システム関連の取組 63
4. その他 65
(1) 新型コロナウイルス感染症への対応 65
(2) 東日本大震災への対応 65
(3) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付 65
5. 運営に関する重要業績評価指標（KPI）一覧 67

2021 年度の財務諸表等 70
国の特別会計における収支を合算した決算と船員保険勘定決算との関係 92

加入者及び船舶所有者の皆様へ

はじめに、加入者及び船舶所有者の皆様におかれましては、全国健康保険協会の事業運営や船員保険料等のご負担に対してご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2010（平成 22）年 1 月に、船員保険事業が国から移管されてからこれまでの間、私どもは、わが国の海運及び水産を支える船員の皆様及びそのご家族の健康と福祉の向上を図るため、公的保険の運営という重責を自覚し、職員が一丸となって事業運営に取り組んでまいりました。

事業運営にあたっては、船員保険協議会をはじめ加入者及び船舶所有者の皆様のご意見を反映した自主自律の運営に努めるとともに、サービスの向上を図ってまいりました。関係者の皆様のご協力とご支援のおかげにより、着実に事業を運営できておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

財政指標の動向については、主に漁船の被保険者数の減少により、全体の被保険者数が 3 年連続で減少しました。一方、平均標準報酬月額については、汽船・漁船ともに前年度と比べて増加に転じていますが、今後の動向については不透明な状況であり注視していく必要があります。また、高齢化の進展や将来的な医療費の増加に備えるなど、中長期的な観点からは、引き続き慎重な財政運営を図る必要があると認識しております。

2021（令和 3）年度は、加入者の皆様のメタボリックシンドロームリスクの保有率及び喫煙率の減少に向けた取組を柱として策定した第 2 期船員保険データヘルス計画も後半に入りますが、これまでの取組の振り返りを踏まえた上で、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業を着実に実施するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検などの医療費の適正化に向けた取組を総合的に推進してまいりました。また、船員労働の特殊性に対応した無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業についても着実に実施しました。

引き続き、加入者及び船舶所有者、関係団体等の皆様のご協力のもと、現金給付やレセプトの審査といった基盤的な業務を着実に実施してまいります。また、国（国土交通省）において船員の健康確保や働き方改革の実現に向けた検討が行われ、船舶所有者に対して、船員から提出のあった健康検査の結果書面の保存を義務付けるなどの省令改正が行われ 2023（令和 5）年 4 月より施行されます。この船員を取り巻く環境の変化を追い風に、加入者の皆様の健康の維持・増進を図るための保健事業の推進など、戦略的な保険者機能を一層発揮してまいりますので、今後とも、皆様からのご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022（令和 4）年 7 月
全国健康保険協会
理事長　安藤　伸樹

第１章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針

１. 理念

（1）基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

（2）基本コンセプト

基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的にとり入れ、保険者の機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

２. 事業運営の基本方針

協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組みます。

第 2 章　2021 年度の事業運営方針と総括

協会は、船員保険の保険者として、各種現金給付の支払いや保険証の交付などの基本的な業務を着実に実施することに加え、保険者機能の強化を図り、その発揮による総合的な取組を推進し、加入者の健康づくりを積極的に支援しています。

2021（令和 3）年度は、

（1）　ICT を効果的に活用して、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた柔軟な対応、船舶所有者及び加入者の利便性の向上、効率的な事業実施を図る。

（2）　基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。

（3）　戦略的保険者機能については、第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図るための取組の支援を行うこと、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うこと、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。

（4）　組織・運営体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図り、組織基盤を強化していく。

また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化していく。

この 4 つを運営方針として掲げ、事業運営を行ってきました。それぞれについての 2021 年度の総括は、以下のとおりです。

（1）基盤的保険者機能

現金給付の審査の適切な実施や、傷病手当金等の支給に要する標準日数を定めたサービススタンダードの 100％達成、保険証の発行に要する日数について資格情報の取得から 3 営業日以内を 100％達成しました。また、レセプト点検については、外部事業者が査定額向上に積極的に取り組むよう査定率に応じた委託内容とし、外部事業者に設定した目標査定額を計画的に達成させるためのフォローを行い、内容点検効果額は向上しました。

財政状況については、漁船の被保険者数は依然として減少傾向が続いています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の悪化が今後の船員保険財政に及ぼす影響が不透明であること等から中長期的な観点で慎重な財政運営を行う必要がある旨船員保険協議会にお示しし、2022（令和 4）年度の疾病保険料率は現行の料率を維持することとしました。なお、被保険者保険料負担軽減措置に係る控除率の取扱については、2019（平成 31）年 3 月の船員保険協議会で 2022 年度から 0.1％ずつ引き下げると合意されていましたが、2021 年度はこの取扱を円滑に進めるために船舶所有者及び被保険者に対する周知・広報を行い、2022 年度から実施することを決定

しました。

福祉事業については、海上という特殊な環境下で労働する船員の健康と生命の安全を守る上で、重要な役割を果たしている無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業について、円滑かつ着実に実施しました。

（２）戦略的保険者機能

メタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の減少に向けた取組を柱とした第２期船員保険データヘルス計画に基づいた事業を実施しました。

健診・保健指導については、第３期特定健康診査等実施計画の目標達成に向けた取組を進めましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、2020（令和 2）年度よりも数値は改善したものの、健診実施率、保健指導実施率ともに目標を達成できませんでした。

オンライン禁煙プログラムについては、前年度を大幅に上回る 243 人の方に参加いただき、終了者の約７割の方が禁煙に成功しました。また、船員保険の健康づくり宣言「プロジェクト“S”」については、より多くの船舶所有者に取組を広げるため、新たに簡素なスキームを新設する見直しを行い、参加社数も増加してきました。

広報・情報提供については、紙媒体を中心としつつホームページやメールマガジンも活用して実施しました。

ジェネリック医薬品の使用促進については、その使用割合は医療保険全体の平均を上回る水準で推移しており、2021 年度末時点（2022 年３月診療分）の使用割合は 82.9％となりました。

（３）組織・運営体制の強化

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能を支える力の源泉となるのは「人」であり、職員の人材育成は極めて重要であると考えています。2021 年度においても、OJT やそれを補完する各種研修・自己啓発（off-JT）による人材育成を通じて組織力の強化に努めました。

また、内部統制に関する取組として、内部統制基本方針に基づき、リスクの洗い出し・分析・評価・対策を行い、リスクの発生を抑制するための仕組みの構築に向けた取組等を進めたほか、コンプライアンス、ハラスメントの防止等の徹底を図るため、全職員に対して研修の実施等を行いました。

そのほか、協会業務を円滑に行うために、協会システムの安定稼働に努めるとともに、制度改正等に合わせてシステムの改修を実施しました。また、総務、経理関係業務における電子決裁導入等の業務効率化、標準化、簡素化及び内部統制強化を目的として、次期間接システム（2022 年４月サービスイン）の構築を進めました。次期船員保険システムの構築に向けて、システム構想案・刷新計画書を作成しました。

基盤的保険者機能を確実なものとし、戦略的保険者機能を一層発揮していくために、これからも組織体制の強化、人材の育成、協会システムの安定稼働等に努めていきます。

今後とも、船員労働の特殊性を十分考慮した事業運営を行うとともに、各種指標の動向、中期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めます。

第 3 章　加入者、船舶所有者、医療費の動向

（1）加入者、船舶所有者の動向

2021（令和 3 年）度末現在の被保険者数は 57,092 人であり、前年度末と比べて 766 人（▲1.3%）の減となりました。船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は 2013（平成 25）年度から増加傾向にあり、2021 年度末では前年度末と比べて 110 人（0.3%）の増となりました。「漁船（ろ）」は減少傾向にあり、前年度末と比べて 611 人（▲4.6%）の減となりました。なお、「漁船（ろ）」を年齢階層で見ると、被保険者数の多い 20 歳代前半の減少が大きくなっています。

被扶養者数は 56,083 人であり、前年度末と比べて 1,736 人（▲3.0%）の減となりました。

加入者数は 113,175 人であり、前年度末と比べて 2,502 人（▲2.2%）の減となりました。

2021 年度の被保険者 1 人当たりの平均標準報酬月額（年度平均）は 426,194 円であり、前年度と比べて 4,796 円（1.1%）の増となり、10 年連続の増加となりました。また、船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は前年度末と比べて 3,988 円（0.9%）の増となりました。「漁船（ろ）」は 7,797 円（2.0%）の増となりました。

【(図表 3-1)加入者、船舶所有者等】　　（加入者：人、平均標準報酬月額：円、平均標準賞与年額：円）

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
被保険者数	57,919 (0.3%)	58,031 (0.2%)	58,291 (0.4%)	58,413 (0.2%)	58,309 (▲0.2%)	57,858 (▲0.8%)	57,092 (▲1.3%)
汽船等※1	38,949 (1.4%)	39,213 (0.7%)	39,645 (1.1%)	40,162 (1.3%)	40,565 (1.0%)	40,402 (▲0.4%)	40,512 (0.3%)
漁船（い）※2	1,627 (1.3%)	1,600 (▲1.7%)	1,621 (1.3%)	1,620 (▲0.1%)	1,616 (▲0.2%)	1,544 (▲4.5%)	1,555 (0.7%)
漁船（ろ）※3	14,236 (▲1.9%)	14,161 (▲0.5%)	14,098 (▲0.4%)	13,927 (▲1.2%)	13,640 (▲2.1%)	13,196 (▲3.3%)	12,585 (▲4.6%)
疾病任意 継続被保険者数	3,107 (▲3.5%)	3,057 (▲1.6%)	2,927 (▲4.3%)	2,704 (▲7.6%)	2,488 (▲8.0%)	2,716 (9.2%)	2,440 (▲10.2%)
被扶養者数	65,842 (▲2.2%)	64,161 (▲2.6%)	62,637 (▲2.4%)	61,060 (▲2.5%)	59,373 (▲2.8%)	57,819 (▲2.6%)	56,083 (▲3.0%)
加入者数	123,761 (▲1.1%)	122,192 (▲1.3%)	120,928 (▲1.0%)	119,473 (▲1.2%)	117,682 (▲1.5%)	115,677 (▲1.7%)	113,175 (▲2.2%)
平均標準報酬月額	403,073 (1.0%)	411,999 (2.2%)	417,256 (1.3%)	420,000 (0.7%)	421,117 (0.3%)	421,398 (0.1%)	426,194 (1.1%)
汽船等※1	414,306 (0.6%)	421,319 (1.7%)	425,087 (0.9%)	427,760 (0.6%)	431,272 (0.8%)	435,575 (1.0%)	439,563 (0.9%)
漁船（い）※2	379,304 (▲0.1%)	375,292 (▲1.1%)	378,151 (0.8%)	375,916 (▲0.6%)	391,093 (4.0%)	393,990 (0.7%)	393,136 (▲0.2%)
漁船（ろ）※3	390,992 (2.1%)	406,807 (4.0%)	416,562 (2.4%)	417,411 (0.2%)	408,986 (▲2.0%)	397,016 (▲2.9%)	404,813 (2.0%)
疾病任意 継続被保険者	325,644 (1.8%)	327,723 (0.6%)	328,924 (0.4%)	338,914 (3.0%)	336,361 (▲0.8%)	336,739 (0.1%)	334,788 (▲0.6%)
平均標準賞与年額	582,064 (3.3%)	600,527 (3.2%)	594,179 (▲1.1%)	625,101 (5.2%)	606,426 (▲3.0%)	582,181 (▲4.0%)	572,267 (▲1.7%)
船舶所有者数	5,670 (▲1.0%)	5,619 (▲0.9%)	5,608 (▲0.2%)	5,623 (0.3%)	5,626 (0.1%)	5,621 (▲0.1%)	5,607 (▲0.2%)

※1「汽船等」とは、漁船以外の船舶をいう。
※2「漁船（い)」とは、直接漁業に従事しない漁船をいう。
※3「漁船（ろ)」とは、直接漁業に従事する漁船をいう。
注)（　　）内は対前年度増減率。

(2) 被保険者の年齢構成

船員保険は、協会けんぽ、健康保険組合と比べて、1 人当たりの医療費が比較的低額である 30 歳代の被保険者の割合が少なく、1 人当たりの医療費が高額となる 60 歳代の被保険者の割合が高いという特徴があります。(図表 3-2 参照)

2021（令和 3）年度末現在の被保険者の平均年齢は、46.6 歳であり、5 年前の 2017（平成

29）年 3 月末における平均年齢が 47.0 歳であったのに比べて、若干若くなっています。60 歳代以上の被保険者の構成割合が高い状況にありますが、近年、50 歳代後半から 60 歳代前半の年齢層は減少しています。船員保険事業の安定的な運営を図っていく上で、引き続き、これらの点に十分留意していく必要があります。（図表 3-3 参照）

【（図表 3-2）制度別被保険者の年齢構成の比較】

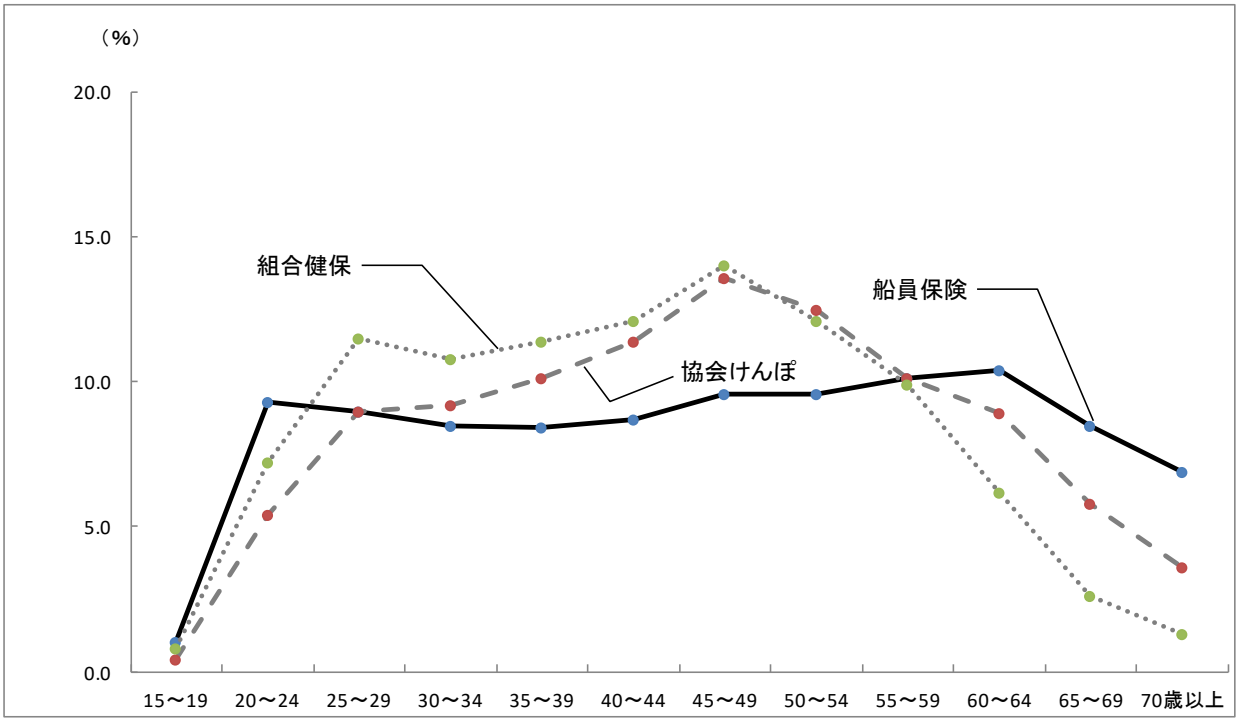

※船員保険、協会けんぽ 2022（令和 4）年 3 月末現在、健康保険組合 2020（令和 2）年 10 月 1 日現在。

【（図表 3-3）船員保険被保険者の年齢階層別の推移】

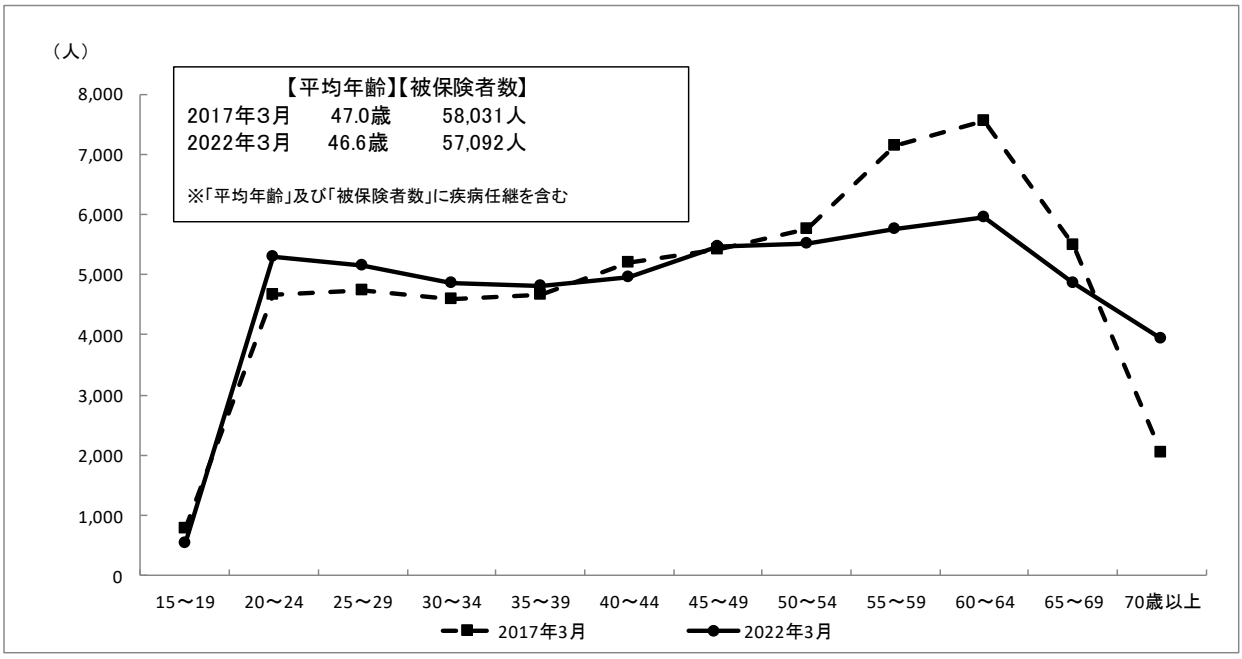

（3）医療費及び医療給付費等の動向

2021（令和 3）年度の医療費総額は約 237 億円であり、前年度と比べて 2.6%の増となり

ました。

このうち、医療給付費は約 189 億円であり、前年度と比べて 2.3%の増となりました。その内訳は、現物給付費が約 186 億円（前年度と比べて 2.9%増加）、現金給付費（療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限る）が約 3 億円（前年度と比べて 24.7%減少）でした。

また、その他の現金給付費（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計）は約 30 億円であり、前年度と比べて 2.2%の増となりました。

医療給付費にその他の現金給付費を加えた合計は約 218 億円であり、前年度と比べて 2.3%の増となりました。

【(図表 3-4)医療費と保険給付費［全体］】　（単位：百万円）

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
医療費総額	24,666 (1.5%)	24,525 (▲0.6%)	23,849 (▲2.8%)	24,226 (1.6%)	23,049 (▲4.9%)	23,654 (2.6%)
加入者 1 人当たり(円)	200,480 (2.6%)	201,629 (0.6%)	198,652 (▲1.5%)	203,970 (2.7%)	197,546 (▲3.1%)	209,004 (5.8%)
医療給付費①	19,626 (2.0%)	19,450 (▲0.9%)	18,894 (▲2.9%)	19,265 (2.0%)	18,449 (▲4.2%)	18,879 (2.3%)
加入者 1 人当たり(円)	159,518 (3.1%)	159,909 (0.2%)	157,381 (▲1.6%)	162,204 (3.1%)	158,121 (▲2.5%)	166,815 (5.5%)
現物給付	19,239 (1.9%)	19,135 (▲0.5%)	18,550 (▲3.1%)	18,951 (2.2%)	18,085 (▲4.6%)	18,605 (2.9%)
現金給付 (注 1)	387 (8.1%)	315 (▲18.4%)	344 (9.2%)	314 (▲8.8%)	364 (15.9%)	274 (▲24.7%)
その他の現金給付 (注 2)②	2,931 (10.0%)	2,822 (▲3.7%)	2,885 (2.2%)	2,973 (3.0%)	2,904 (▲2.3%)	2,968 (2.2%)
① ＋ ②	22,557 (2.9%)	22,272 (▲1.3%)	21,779 (▲2.2%)	22,238 (2.1%)	21,353 (▲4.0%)	21,847 (2.3%)

注 1)「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限っています。
注 2)「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。
注 3)（　　）内は、対前年度の増減率です（以下、図表 3-5 から図表 3-11 についても同様）。

医療費のうち、職務外の事由に関する給付、下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付並びに経過的な職務上の事由による給付の内訳は、それぞれ図表 3-5、図表 3-6 及び図表 3-7 のとおりです。

職務外の事由に関する給付（図表 3-5）のうち、現物給付費は約 172 億円であり、前年度と比べて 3.2%の増となりました。また、加入者 1 人当たりの現物給付費は 151,525 円であり、前年度と比べて 5.4%の増となりました。

【(図表 3-5) 職務外の事由に関する給付】 (単位：百万円)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
医療費総額	22,873 (1.2%)	22,834 (▲0.2%)	22,232 (▲2.6%)	22,591 (1.6%)	21,560 (▲4.6%)	22,236 (3.1%)
医療給付費①	17,833 (1.6%)	17,760 (▲0.4%)	17,277 (▲2.7%)	17,631 (2.0%)	16,960 (▲3.8%)	17,462 (3.0%)
現物給付	17,507 (1.7%)	17,467 (▲0.2%)	16,990 (▲2.7%)	17,338 (2.0%)	16,685 (▲3.8%)	17,216 (3.2%)
加入者 1 人当たり(円)	142,783 (2.9%)	144,216 (1.0%)	142,204 (▲1.4%)	146,792 (3.2%)	143,801 (▲2.0%)	151,525 (5.4%)
現金給付 (注 1)	327 (0.5%)	292 (▲10.5%)	287 (▲1.7%)	293 (1.9%)	274 (▲6.3%)	247 (▲10.1%)
その他の現金給付 (注 2)②	2,562 (10.3%)	2,504 (▲2.3%)	2,560 (2.2%)	2,621 (2.4%)	2,582 (▲1.5%)	2,680 (3.8%)
① ＋ ②	20,395 (2.7%)	20,264 (▲0.6%)	19,837 (▲2.1%)	20,252 (2.1%)	19,542 (▲3.5%)	20,143 (3.1%)

注 1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限っています。
注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付（図表 3-6）のうち、現物給付費は約 13 億円であり、前年度と比べて 2.5%の減となりました。また、被保険者 1 人当たりの現物給付費は 22,809 円であり、前年度と比べて 1.5%の減となりました。

【(図表 3-6) 下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付】 (単位：百万円)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
医療費総額	1,716 (5.4%)	1,608 (▲6.3%)	1,546 (▲3.8%)	1,569 (1.5%)	1,429 (▲8.9%)	1,347 (▲5.8%)
医療給付費①	1,716 (5.4%)	1,608 (▲6.3%)	1,546 (▲3.8%)	1,569 (1.4%)	1,429 (▲8.9%)	1,346 (▲5.8%)
現物給付	1,656 (3.7%)	1,585 (▲4.3%)	1,498 (▲5.5%)	1,548 (3.4%)	1,352 (▲12.7%)	1,318 (▲2.5%)
被保険者 1 人当たり(円)	28,309 (3.5%)	27,007 (▲4.6%)	25,485 (▲5.6%)	26,268 (3.1%)	23,153 (▲11.9%)	22,809 (▲1.5%)
現金給付 (注 1)	60 (94.5%)	23 (▲62.0%)	49 (112.6%)	21 (▲57.4%)	77 (273.0%)	28 (▲64.4%)
その他の現金給付 (注 2)②	180 (▲4.3%)	159 (▲11.6%)	172 (8.2%)	173 (0.2%)	163 (▲5.6%)	171 (4.8%)

① ＋ ②	1,897 (4.4%)	1,767 (▲6.8%)	1,719 (▲2.8%)	1,741 (1.3%)	1,592 (▲8.5%)	1,517 (▲4.8%)

注 1)「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費（一部負担額相当額の支払を含む）に限っています（図表 3-7 についても同様）。
注 2)「その他の現金給付費」は、休業手当金、行方不明手当金の合計です。

経過的な職務上の事由による給付（図表 3-7）のうち、現物給付費は約 0.7 億円であり、前年度と比べて 48.5%の増となりました。

【(図表 3-7) 経過的な職務上の事由による給付（注 1)】 （単位：百万円）

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
医療費総額	76 (3.2%)	82 (7.8%)	71 (▲14.0%)	66 (▲6.8%)	60 (▲9.0%)	71 (18.0%)
医療給付費①	76 (3.2%)	82 (7.8%)	71 (▲14.0%)	66 (▲6.8%)	60 (▲9.0%)	71 (18.0%)
現物給付	76 (5.9%)	82 (7.3%)	62 (▲23.8%)	65 (4.8%)	48 (▲27.1%)	71 (48.5%)
現金給付	0 (▲99.6%)	0 (5,367.6%)	8 (2,001.6%)	1 (▲92.5%)	12 (1,872.1%)	0 (▲99.3%)

その他の現金給付 (注 2)②	189 (22.6%)	159 (▲16.1%)	153 (▲3.8%)	154 (1.1%)	159 (3.2%)	116 (▲26.9%)

① ＋ ②	266 (16.3%)	241 (▲9.2%)	224 (▲7.3%)	220 (▲1.4%)	219 (▲0.5%)	187 (▲14.5%)

注 1)「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成 21）年 12 月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病手当金や障害年金等の給付であり、2007（平成 19）年の法律改正により、改正前の船員保険法の規定に基づく給付として経過的に協会から支給するものです。
注 2)「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です。

(4) 現金給付費等の動向

ｉ）職務外の事由による給付

職務外の事由による現金給付費及びその他の現金給付費の支給額等は、図表 3-8 のとおりであり、高額療養費（償還払い）が約 1.0 億円（前年度と比べて 13.6%減少）、柔道整復施術療養費が約 1.2 億円（前年度と同等）、その他の療養費約 0.3 億円（前年度と比べて 8.0%減少）、傷病手当金約 21.7 億円（前年度と比べて 7.6%増加）、出産手当金約 0.1 億円（前年度と比べて 43.4%減少）、出産育児一時金約 3.4 億円（前年度と比べて 10.1%減少）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連した傷病手当金は、217 件でした。

【(図表 3-8) 職務外の事由に関する現金給付費等】　　(単位：件、千円、1 件当たり金額：円)

			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
職務外の事由による給付	高額療養費	件数	14,393 (1.5%)	14,345 (▲0.3%)	14,066 (▲1.9%)	13,418 (▲4.6%)	13,535 (0.9%)	12,965 (▲4.2%)
		金額	1,587,157 (7.9%)	1,547,340 (▲2.5%)	1,508,227 (▲2.5%)	1,601,927 (6.2%)	1,662,142 (3.8%)	1,603,592 (▲3.5%)
		1件当たり金額	110,273 (6.3%)	107,866 (▲2.2%)	107,225 (▲0.6%)	119,386 (11.3%)	122,803 (2.9%)	123,686 (0.7%)
	現物給付分	件数	11,275 (▲1.0%)	11,364 (0.8%)	10,675 (▲6.1%)	10,777 (1.0%)	10,560 (▲2.0%)	10,579 (0.2%)
		金額	1,456,213 (8.9%)	1,436,589 (▲1.3%)	1,395,331 (▲2.9%)	1,493,026 (7.0%)	1,550,235 (3.8%)	1,506,855 (▲2.8%)
		1件当たり金額	129,154 (10.0%)	126,416 (▲2.1%)	130,710 (3.4%)	138,538 (6.0%)	146,803 (6.0%)	142,438 (▲3.0%)
	現金給付分(償還払い)	件数	3,118 (11.8%)	2,981 (▲4.4%)	3,391 (13.8%)	2,641 (▲22.1%)	2,975 (12.6%)	2,386 (▲19.8%)
		金額	130,945 (▲2.2%)	110,751 (▲15.4%)	112,896 (1.9%)	110,751 (▲1.9%)	111,907 (1.0%)	96,737 (▲13.6%)
		1件当たり金額	41,996 (▲12.5%)	37,152 (▲11.5%)	33,293 (▲10.4%)	41,935 (26.0%)	37,616 (▲10.3%)	40,544 (7.8%)
	療養費	件数	38,526 (0.1%)	36,861 (▲4.3%)	36,360 (▲1.4%)	33,976 (▲6.6%)	30,178 (▲11.2%)	30,799 (2.1%)
		金額	188,811 (2.2%)	174,765 (▲7.4%)	174,008 (▲0.4%)	174,859 (0.5%)	150,537 (▲13.9%)	147,697 (▲1.9%)
		1件当たり金額	4,901 (2.1%)	4,741 (▲3.3%)	4,786 (0.9%)	5,147 (7.5%)	4,988 (▲3.1%)	4,796 (▲3.8%)
	柔道整復施術療養費	件数	36,349 (▲0.2%)	34,746 (▲4.4%)	34,357 (▲1.1%)	31,748 (▲7.6%)	27,968 (▲11.9%)	28,728 (2.7%)
		金額	151,295 (▲0.4%)	139,952 (▲7.5%)	139,306 (▲0.5%)	129,603 (▲7.0%)	115,107 (▲11.2%)	115,108 (0.0%)
		1件当たり金額	4,162 (▲0.2%)	4,028 (▲3.2%)	4,055 (0.7%)	4,082 (0.7%)	4,116 (0.8%)	4,007 (▲2.6%)
	その他の療養費	件数	2,177 (4.6%)	2,115 (▲2.8%)	2,003 (▲5.3%)	2,228 (11.2%)	2,210 (▲0.8%)	2,071 (▲6.3%)
		金額	37,515 (13.8%)	34,813 (▲7.2%)	34,702 (▲0.3%)	45,256 (30.4%)	35,430 (▲21.7%)	32,590 (▲8.0%)
		1件当たり金額	17,233 (8.8%)	16,460 (▲4.5%)	17,325 (5.3%)	20,312 (17.2%)	16,032 (▲21.1%)	15,736 (▲1.8%)
	傷病手当金	件数	6,830 (12.4%)	6,418 (▲6.0%)	6,712 (4.6%)	6,819 (1.6%)	6,624 (▲2.9%)	6,920 (4.5%)
		金額	1,959,789 (13.8%)	1,891,490 (▲3.5%)	1,988,134 (5.1%)	2,056,403 (3.4%)	2,018,654 (▲1.8%)	2,171,518 (7.6%)
		1件当たり金額	286,938 (1.3%)	294,716 (2.7%)	296,206 (0.5%)	301,570 (1.8%)	304,749 (1.1%)	313,803 (3.0%)
	出産手当金	件数	23 (283.3%)	13 (▲43.5%)	40 (207.7%)	29 (▲27.5%)	48 (65.5%)	36 (▲25.0%)
		金額	9,539 (53.0%)	11,247 (17.9%)	13,970 (24.2%)	12,668 (▲9.3%)	23,267 (83.7%)	13,180 (▲43.4%)
	出産育児一時金	件数	1,061 (▲4.8%)	1,023 (▲3.6%)	975 (▲4.7%)	959 (▲1.6%)	891 (▲7.1%)	801 (▲10.1%)
		金額	445,332 (▲4.8%)	428,628 (▲3.8%)	408,856 (▲4.6%)	401,136 (▲1.9%)	373,884 (▲6.8%)	336,096 (▲10.1%)

ⅱ) 職務上の事由による上乗せ給付・独自給付及び経過的な職務上の事由による給付

職務上の事由による上乗せ給付・独自給付(注1)及び経過的な職務上の事由による給付(注2)の支給額等は、図表 3-9 のとおりであり、休業手当金約 1.7 億円(前年度と比べて

3.3%増加)、行方不明手当金約 395 万円（前年度と比べて 169.1%増加)、傷病手当金約 1.0 億円（前年度と比べて 32.0%減少）となりました。

注 1)「職務上の事由による上乗せ給付」とは、2007（平成 19）年の法律改正により、2010（平成 22）年 1 月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金が該当します。また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金等が該当します。

注 2)「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成 21）年 12 月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする傷病手当金であり、2007 年の法律改正により、改正前の船員保険の規定に基づく給付として経過的に協会から支給するものです。

注 3）この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019（令和元）年度に約 7,219 千円、2020（令和 2）年度に約 106 千円の支払いを行いました。

【(図表 3-9）職務上の事由による現金給付費等】　（単位：件、千円、1 件当たり金額：円）

			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
職務上の事由による上乗せ給付・独自給付	休業手当金	件数	1,133 (▲0.1%)	914 (▲19.3%)	952 (4.2%)	934 (▲1.9%)	919 (▲1.6%)	999 (8.7%)
		金額	180,158 (▲4.3%)	159,219 (▲11.6%)	165,602 (4.0%)	168,507 (1.8%)	161,656 (▲4.1%)	166,984 (3.3%)
		1件当たり金額	159,010 (▲4.2%)	174,200 (9.6%)	173,951 (▲0.1%)	180,414 (3.7%)	175,904 (▲2.5%)	167,151 (▲5.0%)
	行方不明手当金	件数	4 (▲50.0%)	12 (200.0%)	7 (▲41.7%)	1 (▲85.7%)	4 (300.0%)	4 (0.0%)
		金額	2,404 (▲57.6%)	11,098 (361.6%)	6,753 (▲39.2%)	4,262 (▲36.9%)	1,469 (▲65.5%)	3,952 (169.1%)
		1件当たり金額	601,041 (▲15.3%)	924,808 (53.9%)	964,646 (4.3%)	4,262,360 (341.9%)	367,190 (▲91.4%)	988,078 (169.1%)
経過的な職務上の事由による給付	傷病手当金	件数	288 (▲9.4%)	295 (2.4%)	283 (▲4.1%)	271 (▲4.2%)	295 (8.9%)	225 (▲23.7%)
		金額	182,202 (23.7%)	151,527 (▲16.8%)	148,781 (▲1.8%)	160,274 (7.7%)	151,117 (▲5.7%)	102,726 (▲32.0%)
		1件当たり金額	632,646 (36.5%)	513,652 (▲18.8%)	525,728 (2.4%)	591,416 (12.5%)	512,263 (▲13.4%)	456,559 (▲10.9%)

(5) 年金給付費の動向

2021（令和 3）年度の年金給付費は図表 3-10 のとおり約 38 億円（この他に、毎月勤労統計調査に伴う追加給付として支払った約 10 万円があります）であり、前年度と比べて 2.4%の減となりました。受給権者数は 2,014 人であり、前年度と比べて 1.7%減少しました。

内訳は、障害年金・遺族年金約 0.6 億円（2021 年度末の受給権者数 47 人)、障害手当金・遺族一時金約 0.5 億円（88 件)、経過的な職務上の事由による障害年金・遺族年金約 36.9 億円（2021 年度末の受給権者数 1,967 人)、障害手当金・遺族一時金約 0.3 億円（3 件）でした。

【(図表 3-10) 年金給付費と受給権者数】　　（年金給付費：百万円、受給権者数：人）

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
年金給付費（注 1）	4,046 (▲2.2%)	4,052 (0.2%)	4,025 (▲0.7%)	3,961 (▲1.6%)	3,929 (▲0.8%)	3,836 (▲2.4%)
受給権者数（注 2）	2,212 (▲0.8%)	2,193 (▲0.9%)	2,157 (▲1.6%)	2,093 (▲3.0%)	2,048 (▲2.2%)	2,014 (▲1.7%)

注 1）年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています。
注 2）受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者の合計です。
注 3）この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019（令和元）年度に約 288 百万円、2020 年度に約 2 百万円、2021 年度に約 10 万円の支払いを行いました。

【(図表 3-11) 年金給付費の内訳】　　（単位：件、千円、受給権者：人）

			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
職務上の事由による上乗せ給付（注1）	障害年金	受給権者	10 (150.0%)	13 (30.0%)	14 (7.7%)	14 (0.0%)	19 (35.7%)	19 (0.0%)
		金額	9,294 (21.0%)	15,704 (69.0%)	11,573 (▲26.3%)	12,523 (8.2%)	14,545 (16.1%)	21,028 (44.6%)
	遺族年金	受給権者	13 (0.0%)	22 (69.2%)	25 (13.6%)	26 (4.0%)	28 (7.7%)	28 (0.0%)
		金額	14,610 (▲12.8%)	27,385 (87.4%)	24,651 (▲10.0%)	31,871 (29.3%)	30,530 (▲4.2%)	37,686 (23.4%)
	障害手当金	件数	98 (▲30.0%)	93 (▲5.1%)	85 (▲8.6%)	101 (18.8%)	85 (▲15.8%)	86 (1.2%)
		金額	46,506 (▲29.3%)	44,097 (▲5.2%)	44,332 (0.5%)	44,444 (0.3%)	45,873 (3.2%)	45,501 (▲0.8%)
	遺族一時金	件数	4 (▲63.6%)	6 (50.0%)	1 (▲83.3%)	5 (400.0%)	12 (140.0%)	2 (▲83.3%)
		金額	3,240 (▲58.4%)	8,883 (174.2%)	1,431 (▲83.9%)	3,699 (158.5%)	7,217 (95.1%)	1,045 (▲85.5%)
	その他の一時金	件数	1 (0.0%)	0 (▲100.0%)	2 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)
		金額	1,647 (▲45.3%)	0 (▲100.0%)	607 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)
経過的な職務上の事由による上乗せ給付（注2）	障害年金	受給権者	475 (▲2.7%)	464 (▲2.3%)	451 (▲2.8%)	428 (▲5.1%)	414 (▲3.3%)	402 (▲2.9%)
		金額	838,103 (▲4.7%)	808,669 (▲3.5%)	793,092 (▲1.9%)	779,477 (▲1.7%)	765,050 (▲1.9%)	726,993 (▲5.0%)
	遺族年金	受給権者	1,714 (▲0.6%)	1,694 (▲1.2%)	1,667 (▲1.6%)	1,625 (▲2.5%)	1,587 (▲2.3%)	1,565 (▲1.4%)
		金額	3,123,065 (▲0.7%)	3,120,910 (▲0.1%)	3,094,458 (▲0.8%)	3,078,939 (▲0.5%)	3,027,489 (▲1.7%)	2,965,194 (▲2.1%)
	障害手当金	件数	1 (▲66.7%)	1 (0.0%)	3 (200.0%)	1 (▲66.7%)	0 (▲100.0%)	1 (-)
		金額	7,056 (▲3.7%)	8,712 (23.5%)	10,797 (23.9%)	2,668 (▲75.3%)	0 (▲100.0%)	5,963 (-)
	遺族一時金	件数	0 (-)	0 (-)	3 (-)	0 (▲100.0%)	2 (-)	2 (0.0%)
		金額	0 (-)	0 (-)	44,377 (-)	0 (▲100.0%)	37,814 (-)	20,750 (▲45.1%)
	その他の一時金	件数	0 (-)	2 (-)	0 (▲100.0%)	1 (-)	0 (▲100.0%)	1 (-)
		金額	0 (-)	17,672 (-)	0 (▲100.0%)	7,607 (-)	0 (▲100.0%)	11,922 (-)

注 1)「職務上の事由による上乗せ給付」とは、2007（平成 19）年の法律改正により、2010（平成 22）年 1 月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、障害年金や遺族年金等が該当します。

注 2)「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成 21）年 12 月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする障害年金や遺族年金等であり、2007 年の法律改正により、改正前の船員保険の規定に基づく給付として、経過的に協会から支給するものです。

注 3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019 年度に約 288 百万円、2020 年度に約 2 百万円、2021 年度に約 10 万円の支払いを行いました。

第４章　事業運営、活動の概況

１．基盤的保険者機能

（1）正確かつ迅速な業務の実施

ｉ）サービススタンダードの達成

職務外給付の支払いまでに要する日数及び保険証の発行に要する日数について、サービススタンダード（所要日数の目標）を設けています。

職務外給付のサービススタンダードについては、申請書の受付から振り込みまでの期間を 10 営業日以内としていますが、年度を通じた達成率は 100％であり、平均所要日数は 6.39 日でした。

保険証発行のサービススタンダードについても、船員保険部に必要な情報が届いてから発行までの期間を 3 営業日以内としていますが、年度を通じた達成率は 100％であり、平均所要日数は、船舶所有者に使用される被保険者の保険証、疾病任意継続被保険者の保険証のいずれも 2.00 日でした。

ⅱ）現金給付に関する適切な審査の実施

傷病手当金等の現金給付の審査にあたって申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなどしました。

2021 年度の審査総件数 13,434 件※のうち、医療機関に 40 件、審査医師に 38 件の照会等を行った結果、支給要件を満たしていないと判断した申請は 10 件でした。

※柔道整復施術療養費は除きます。

（2）適正な保険給付の確保

ｉ）柔道整復施術療養費の照会業務の強化

多部位かつ頻回の施術が行われている申請や、1 年以上の長期受診となっている申請について、対象の加入者に文書による照会を実施しました。

2021（令和 3）年度は、多部位かつ頻回の施術の傾向を分析し、文書照会の対象とする部位数や日数を見直しながら 916 件の照会を行い、2022（令和 4）年 3 月末時点で 425 件の回答があり、回答率は 46.4％でした。

また、１年以上の長期受診となっている加入者へ、柔道整復師へのかかり方をマンガ形式で説明したチラシを配付するなど、分かりやすい広報を行い適正受診の促進に努めるとともに、多部位かつ頻回の施術が行われている施術所に対しても注意喚起を促す文書を送付しました。

このような取組の結果、柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所 3 部位以上、かつ月 10 日以上の施術の申請割合は、2020（令和 2）年度を 0.29％ポイント下回る 1.81％となり、ＫＰＩ（2.1％以下）を達成しました。申請総件数は 29,500 件で 2020 年度と比べて 657 件増加し、支払総額は約 116 百万円で 2020 年度と比べてほぼ横ばいでした。

ⅱ）不正の疑いのある事案に対する実地調査

職務外の事由による傷病手当金当の給付の適正化を図るため、適用（制度への加入や報酬等）に関して不正が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしていますが、2021 年度においては調査を必要とする申請はありませんでした。

（3）効果的なレセプト点検の推進

協会は、レセプトの審査を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託して実施しており、支払基金による審査の後、船員保険部において内容点検・資格点検・外傷点検を行っています。

船員保険部が行うレセプト点検のうち、内容点検については外部事業者に委託して実施しています。2021（令和 3）年度についても外部事業者が査定額※1 向上に積極的に取り組むよう査定率※2 に応じた委託費を支払う契約としました。また、点検に当たっては外部事業者と協議を行い、両者が合意した査定額を目標額として設定し、計画的に点検を行うよう取組を行いました。目標を達成しなかった月については状況をヒアリングし、査定額が向上するよう点検方法を工夫しました。

このような取組の結果、船員保険部による内容点検査定額は、2021 年度は約 12 百万円（2020（令和 2）年度と同等）、査定率は 0.061％（2020 年度より 0.003％ポイント減）、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額は 144.7 円となり、ＫＰＩ（140 円以上）を達成しました。

また、2021 年度の外部委託費用は約 3 百万円（2020 年度と同等）であり、内容点検査定額から外部委託費用を差し引いた内容点検効果額は、約 9 百万円でした。

このほか、資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を 2,042 件、外傷点検については、対象者へ負傷原因の照会を 949 件行うなどしました。

なお、支払基金の新たな取り組みとして、2021 年 9 月から、AI によるレセプトの振り分けなど、ICT を活用した審査プロセスの見直しが始まりました。船員保険部が行うレセプト点検についても、支払基金のシステムで機械的にチェック出来ないレセプトを重点的に点検する等、より効率的なものとなるよう検討していきます。

※1　査定額とは、船員保険部のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金で査定され、船員保険の支払額が確定した金額を集計したものであり、支払基金における一次審査分は含みません。

※2　査定率は、査定額÷船員保険の医療費総額により算出しています。

【（図表 4-1）加入者全体の内容点検査定額（医療費ベース）】　　【単位：百万円】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2020 年度比
加入者全体の内容点検査定額	9	12	8	12	12	▲0.1
診療報酬請求金額	19,544	19,127	19,460	18,363	19,020	657
請求金額に対する査定額割合	0.044％	0.064％	0.043％	0.064％	0.061％	▲0.003％

※ 端数整理のため、計数が一致しない場合があります。

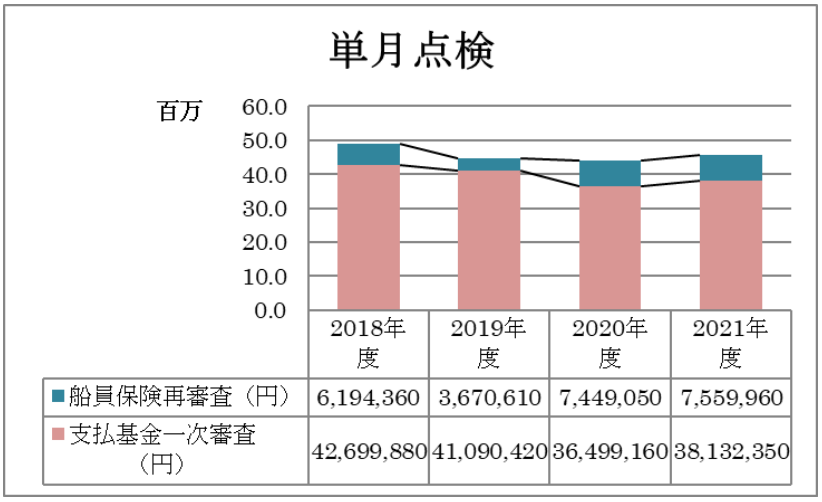

※単月点検：診療行為（検査・処置・手術等）にかかる費用や指導料等の算定が算定ルール上適切か等、レセプト１件ごとの請求内容の点検。

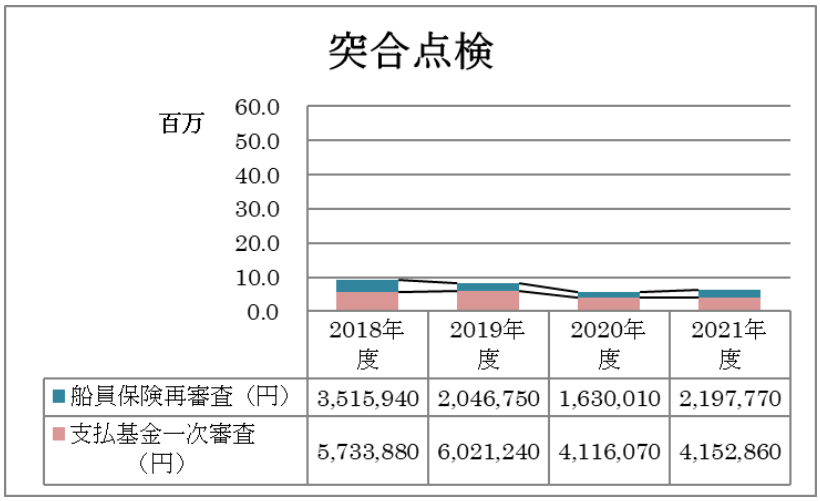

※突合点検：傷病名と医薬品の適応が適切か等、調剤レセプトと処方箋を出した医科・歯科レセプトとの整合性の点検。

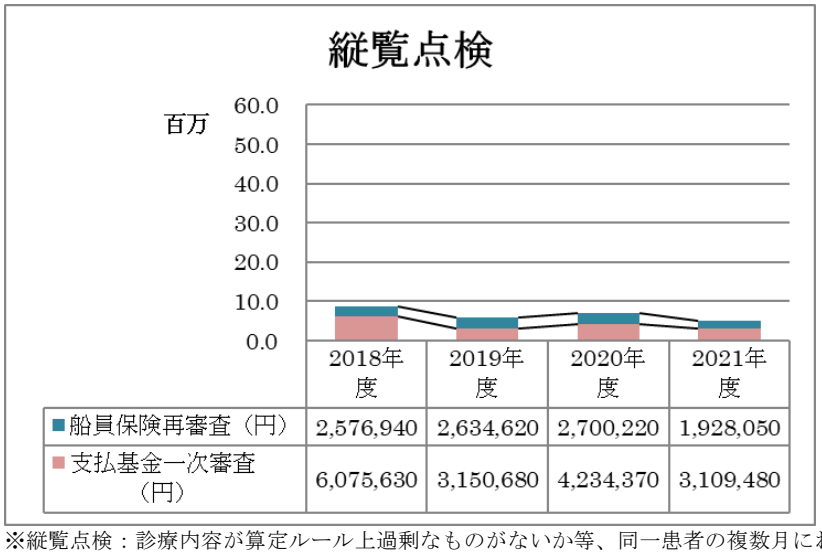

※縦覧点検：診療内容が算定ルール上過剰なものがないか等、同一患者の複数月にわたるレセプトについての請求内容の点検。

【（図表 4-2）加入者１人当たりの点検査定額】 【単位：円】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
内容点検	72	102	70	101	102
資格点検	2,296	2,218	2,198	2,478	2,464
外傷点検	269	258	312	175	227

（4）返納金債権の発生防止の取組の強化

ⅰ）保険証回収の強化

資格喪失後受診による債権を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収を図るため、被保険者や被扶養者の資格を喪失した際に保険証を返却されていない方に対して、日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に返納催告を行いました。また、保険証回収の重要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知するとともに、保険証の回収が遅くなっている船舶所有者や船員保険事務組合に対して、個別に文書で保険証の早期回収についての依頼を行いました。

このような取組を行いましたが、2021（令和 3）年度中に資格喪失した方の資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率は 90.3％と、ＫＰＩ（同回収率 90.8％以上）を達成できませんでした。

なお、返納催告後も保険証を返却されていない方に対しては再度返納催告を行っており、2021 年度中に資格喪失した方の 2022（令和 4）年 5 月末時点の保険証回収率は、96.6％と昨年を 0.2％ポイント上回りました。

医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合は、2020（令和 2）年度を 0.017％ポイント下回り 0.100％となり、ＫＰＩ（同割合 0.091％以下）は達成できませんでした。

また、2021 年 10 月より、マイナンバーを活用したオンライン資格確認等システムの本格運用が開始されており、同システムを導入した医療機関等の窓口で、患者の直近の資格情報等が確認できるようになりました。この運用開始により、資格喪失後受診の発生防止が期待されますが、同システムの医療機関等への導入が始まったばかりであり、受診日に保険証が未回収である資格喪失者について、新たな保険者（後資格）が判明しなかった場合は、当該者のレセプトは協会（旧保険者）に請求されることになるため、債権発生防止の観点から、引き続き、保険証の早期回収に努めていきます。

ⅱ）被扶養者資格の再確認

被扶養者の資格喪失の届出が正しく提出されていない場合、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるため、1,226 の船舶所有者に対し、被扶養者資格の再確認を実施しました。2021 年度は、2020 年度に引き続きマイナンバーを活用し事前に収入状況等を確認のうえ対象者の絞り込みを行い、収入が認定要件を超えている又は被保険者と別居していると思われる方、合計 2,444 人を対象としました。

提出期限を経過しても再確認リストの提出がない船舶所有者に対して、2022 年 1 月下旬から文書及び電話による督促等を行いましたが、2022 年 3 月末時点の提出率は 91.0％となり、ＫＰＩ（船舶所有者からの確認書の提出率の過去 3 年度の平均値 94.6％以上）を達成できませんでした。なお、未提出の船舶所有者に対しては次年度に入っても引き続き提出を促していきます。

今回確認書類の添付を求めたことで事務担当者が改めて対象者の収入額を確認する契機となったことも要因となり、被扶養者の資格を満たさないと判明した被扶養者数は 2020 年度の 270 人を 305 人上回る 575 人となりました。

これにより、図表 3-5 の加入者 1 人当たりの医療給付費をもとに計算した場合、年間約 87 百万円の無資格受診等が発生するリスクを未然に防止することができました。

なお、2021 年度は、削除した被扶養者に占める前期高齢者（65～74 歳）の割合が高かったことから、高齢者医療制度への納付金等※1 は約 8.6 百万円の増加が見込まれます。

※　高齢者医療制度への納付金等のうち前期高齢者納付金は、前期高齢者（65～74 歳）の偏在による保険者間の負担の均衡を図るための財政調整を行うものであり、各保険者の前期高齢者加入率等に応じて納付金額が増減します。

（5）債権回収業務の推進

発生した債権について早期かつ確実な回収を図るため、文書等による納付催告を半年以内に複数回実施しました。また、催告後も納付が確認できない債権額 5 万円以上の債務者に対しては、裁判所へ督促を申し立てる支払督促を行うこととしており、2021（令和 3）年度は 8 名の債務者（25 件 3,844,234 円）に対して支払督促を実施しました。このほか、全ての債務者に保険者間調整※の案内を送付することも行い、その結果、保険者間調整による収納額は約 4 百万円となりました。

しかしながら、現年度の返納金債権の回収率は 80.3%、過年度の返納金債権の回収率は 9.0%となり、いずれもＫＰＩ（①現年度の返納金債権回収率の過去 3 年度の平均実績（83.6%）以上、②過年度の返納金債権回収率の過去 3 年度の平均実績（15.4%）以上）を達成できませんでした。これは、2020（令和 2）年度よりも高額債権の発生が多く一部が年度内に完納できなかったこと等によるものです。なお、2021 年度に調定を行った債権に対する収納件数の割合は 82.6%と前年度の 81.8%を 0.8%ポイント上回っています。

債権の回収及び整理を進めたこともあり、2021 年度末の債権残高は約 126 百万円で、2020 年度末と比べて約 1 百万円減少しました。

また、2021 年 10 月からは、支払基金において、オンライン資格確認等を活用したレセプト振替・分割が開始されています。これにより、資格喪失しているレセプトについて、正しい保険者（後資格）が判明した場合は、当該保険者へレセプトの振替・分割が行われることになり、協会においては、資格喪失後受診による返納金の発生件数及び保険者間調整の件数等が減少することが見込まれます。レセプト振替・分割サービスが資格喪失後受診による債権発生に及ぼす効果等を踏まえ、協会の債権管理・回収業務をより効果的に実施するための施策を検討していきます。

※　保険者間調整とは、資格喪失後受診等により発生した債権について、船員保険と国民健康保険との間で返納金と給付金を直接精算する方法です。

【（図表 4-3）返納金債権の内訳】　　【単位：百万円】

				2018年度末		2019年度末		2020年度末		2021年度末	
				金額	収納率※5	金額	収納率※5	金額	収納率※5	金額	収納率※5
現年度	調定額			85	80.2%	97	87.3%	68	83.4%	75	80.3%
		収納額等		68		85		56		60	
			収納額	68		85		56		60	
			欠損額※3	0		0		0		0	
		残額		17		12		11		15	
過年度※1	調定額			99	24.2%	80	9.2%	85	12.8%	77	9.0%
		収納額等		36		7		19		15	
			収納額	20		7		10		6	
			欠損額※3	16		0		9		9	
		残額		63		72		66		62	
承継※2	調定額			63	1.3%	59	1.7%	58	2.1%	50	1.8%
		収納額等		5		1		7		1	
			収納額	1		1		1		1	
			欠損額※3	4		0		6		0	
		残額		59		58		50		50	
計	調定額			247		236		210		202	
		収納額等		109		93		82		76	
			収納額※4	89		93		67		67	
			欠損額※3	20		0		15		9	
		残額		138		142		128		126	

※1 「過年度」は、前年度以前に調定された債権のうち、前年度末までに収納されず、債権残が当年度に繰り越された債権です。
※2 「承継」は、2010（平成22）年1月の全国健康保険協会船員保険部発足時に、社会保険庁から引き継いだ債権です。
※3 「欠損額」は、債務者の破産や不存在等を理由に、全国健康保険協会債権管理規程に従い償却した債権です。
※4 収納額のうち保険者間調整による収納額は、2018（平成30）年度が約2百万円、2019（令和元）年度が約2百万円、2020年度が約6百万円、2021年度は約4百万円です。
※5 収納率は、収納額÷（調定額－欠損額）により算出しています。

（6）制度の利用促進

ⅰ）高額療養費の申請勧奨

高額療養費は、医療機関窓口での自己負担額が高額となった場合、申請により、一定額を超えた額について後日お支払いする制度です。

船員保険部では、未申請の方に対して、申請漏れを防止するため、「ターンアラウンド方式」により、あらかじめ請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書の送付を行っています。2021（令和 3）年度は、申請書に問い合わせが多い事項のＱ＆Ａを掲載するなど、分かりやすい内容で作成したほか、封筒に開封を促す文言を記載して合計 1,800 件の申請勧奨を行いました。

このような取組の結果、2022（令和 4）年 3 月末時点で 1,365 件の提出があり、提出率は 75.8％となりＫＰＩ（高額療養費の勧奨に占める申請割合 69.6％以上）を達成しました。

ⅱ）限度額適用認定証の利用促進

医療機関等の窓口での支払い額が自己負担限度額を超える場合は、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口に提示することにより、自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証の利用を促進するため、ホームページやメールマガジンによる広報を行ったほか、関係団体の機関誌等に制度案内のチラシを掲載していただきました。

また、限度額適用認定申請書や制度案内のチラシ等を医療機関の窓口に設置していただく取組については、引き続き 106 医療機関の窓口に設置していただいています（2022 年 3 月末時点）。医療機関に設置した申請書を使用した申請は 2021 年度の累計で 328 件（2020（令和 2）年度は 340 件）でした。

一方で、限度額適用認定証の使用割合については、2020 年度を 3.4％ポイント上回る 81.4％となりましたが、当初想定していたオンライン資格確認の本格実施時期が後ろ倒しに

なったこともあり、ＫＰＩ（高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合 85%以上）を達成できませんでした。

オンライン資格確認に対応する医療機関で受診する場合には、原則として限度額適用認定証の提示が不要になります。オンライン資格確認の普及促進が重要となりますが、普及途上と言えるため、その進捗状況を踏まえつつ、引き続き限度額適用認定証の使用促進に努めていきます。

【(図表 4-4)】限度額適用認定申請書設置医療機関】

都道府県名	医療機関名	所在地	受付窓口
北海道	函館五稜郭病院	函館市五稜郭町38番3号	医療相談課
	社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院	小樽市住ノ江1-6-15	入退院支援窓口
	市立稚内病院	稚内市中央4-11-6	
	釧路赤十字病院	釧路市新栄町21番14号	
	函館中央病院	函館市本町33-2	
	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1-12	
青森県	八戸市立市民病院	八戸市田向3-1-1	入退院受付
	青森労災病院	八戸市白銀町南ケ丘1	
	八戸赤十字病院	八戸市田面木字中明戸２	
岩手県	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	
	独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター	盛岡市青山1-25-1	
	岩手県立久慈病院	久慈市旭町第10地割1番	
	岩手県立釜石病院	釜石市甲子町第10地割483-6	
宮城県	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番2	入院説明室
	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下71番地	
	東北大学病院	仙台市青葉区星陵町１－１	入退院センター　外来受付窓口
福島県	いわき市医療センター	いわき市内郷御厩町久世原16	患者サポートセンター
千葉県	国保直営総合病院　君津中央病院	木更津市桜井１０１０	
神奈川県	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2-36	入院窓口
石川県	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	
	社会医療法人財団董仙会　恵寿総合病院	七尾市富岡町９４	
福井県	独立行政法人国立病院機構あわら病院	あわら市北潟238-1	
	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	患者総合支援センター
三重県	伊勢赤十字病院	伊勢市船江一丁目471番2	患者支援センター
鳥取県	鳥取県済生会　境港総合病院	境港市米川町44	
	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	
	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	医療サービス課　入退院管理センター
山口県	山口赤十字病院	山口市八幡馬場53-1	総合受付
	下関市立市民病院	下関市向洋町1-13-1	
	都志見病院	萩市大字江向４１３－１	
徳島県	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	入院総合案内
香川県	高松赤十字病院	高松市番町4-1-3	医事課　入院係
愛媛県	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366	
	松山赤十字病院	松山市文京町1	入院管理室
	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	
	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	
高知県	高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	
	高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小蓮185-1	入退院支援センター
	独立行政法人国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町1-2-25	
佐賀県	唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	1階入院窓口
長崎県	佐世保市総合医療センター	佐世保市平瀬町9番地3	
	長崎労災病院	佐世保市瀬戸越2-12-5	
	長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39	1F　総合受付
	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	
	諫早総合病院	諫早市永昌東町24-1	入院受付(6番窓口)
	国家公務員共済組合連合会　佐世保共済病院	佐世保市島地町１０－１７	入院受付窓口
	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町２０５	医療情報　医事係
	長崎県対馬病院	対馬市美津島町鶏知乙1168-7	1F 受付窓口
熊本県	社会福祉法人恩賜財団　済生会熊本病院	熊本市南区近見5-3-1	101入退院支援窓口、103お支払相談受付
	天草地域医療センター	天草市亀場町食場854-1	
	熊本大学病院	熊本市中央区本荘1-1-1	10番　入院受付窓口
	済生会みすみ病院	宇城市三角町波多７７５－１	
大分県	大分中村病院	大分市大手町3-2-43	1F受付窓口
	津久見市医師会立　津久見中央病院	津久見市大字千怒6011	
	大分大学医学部附属病院	由布市狭間町医大ヶ丘１－１	入院受付
宮崎県	宮崎県立延岡病院	延岡市新小路2-1-10	
	宮崎県立日南病院	日南市木山1-9-5	医療連携科　患者相談窓口
	宮崎県済生会日向病院	東臼杵郡門川町南町４－１２８	
鹿児島県	独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	指宿市十二町４１４５番地	入院窓口
	公益社団法人　いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町４３－２５	
	鹿児島厚生連病院	鹿児島市与次郎１－１３－１	
	医療法人厚生会小原病院	枕崎市折口町１０９	医事課
	鹿児島大学病院	鹿児島市桜ケ丘８－３５－１	入院支援室

※公表について、了解を得られている医療機関のみ掲載

ⅲ）職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

休業手当金、障害年金、遺族年金等の職務上上乗せ給付については、その円滑な支給を行うため、厚生労働省から、毎月、支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受け、当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行いました。

また、これらの給付に併せて支給される休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金及び経過的特別支給金についても同様に申請勧奨を行いました。

このうち休業手当金については、休業手当金以外の給付の申請と比較して申請割合が低い傾向※にあります。船員保険の上乗せ給付については、本人や家族が申請を行うケースがある一方で、本人に代わって事務担当者が行うことも多いことから、2020 年 12 月からは本人に申請勧奨を行うと同時に、船舶所有者にも案内文書を送付し、船舶所有者からも本人に申請を促すよう依頼しています。

2021 年度は、更なる提出率の向上を図るため、11 月より未提出者への電話連絡を行い、休業手当金を請求されない理由を聞き取りし、休業手当金の説明と申請書の提出を促しました。

このような取組を行った結果、2021 年度に申請勧奨を行った休業手当金 171 件のうち、2022 年 3 月末時点で 124 件の申請があり、申請割合は 2020 年度を 1.8%ポイント上回る 72.5%でした。また、休業手当金以外の申請割合は 2020 年度を 1.0%ポイント上回る 86.7%でした。

職務上の上乗せ給付等全体の申請割合は、2020 年度を 1.6%ポイント上回る 83.3%となり、ＫＰＩ（職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合 81.7%以上）を達成しました。

※2020 年度の申請勧奨に対する申請割合：休業手当金 70.7%、休業手当金以外 85.7%（2021 年 3 月末時点）。

【（図表 4-5）上乗せ給付等の申請勧奨】 【単位:件】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
休業手当金	251	266	238	215	171
障害年金等	84	98	105	99	89
遺族年金等	13	3	9	12	9
休業特別支給金	300	317	307	355	350
障害特別支給金	25	22	26	39	38
遺族特別支給金	12	4	4	14	6
経過的特別支給金（障害）	40	29	44	46	37
経過的特別支給金（遺族）	15	9	5	16	5

【（図表 4-6）特別支給金の内訳】 【単位:件、百万円】

		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
休業特別支給金	件数	517	526	478	586	540
	金額	66	56	64	92	89
障害特別支給金	件数	110	105	111	133	150
	金額	27	22	35	44	27
遺族特別支給金	件数	220	250	261	286	302
	金額	29	18	18	24	20
経過的特別支給金（障害）	件数	44	24	42	42	33
	金額	27	20	22	39	17
経過的特別支給金（遺族）	件数	18	10	4	15	6
	金額	52	26	12	24	14

注 1)「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より 1 等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注 2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前 1 年間において特別給与（賞与等）が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

ⅳ）下船後の療養補償に関する周知

下船後の療養補償は、乗船中に発生した職務外の傷病を対象とした制度ですが、対象外の傷病について利用される方がいます。2021 年度に受け付けた申請 6,742 件中、対象外により不承認としたものは、188 件となっています。このため、療養補償証明書の用紙に設けている傷病が制度の対象となるかどうかを質問に沿って確認できるフローチャートに加え、より分かりやすくカラー化した記載例を追加し、適正利用の促進を図りました。

また、制度が適正に利用されているかを船員保険部で審査するためには、船舶所有者が証明した「療養補償証明書」を医療機関と船員保険部に提出する必要がありますが、船員保険部に証明書を提出いただいていないケースが多く見受けられます。

船員保険部に未提出の場合には、被保険者及び船舶所有者への督促等を行うとともに、医療機関には証明書が提出されているか確認を行っています。2021 年度は被保険者に 669 件の督促、船舶所有者に 550 件の確認、医療機関等に 365 件の確認を行いました。

また、「療養補償証明書」の適正な利用について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知するとともに、療養補償証明書の用紙に証明書の提出先を明確にした図や船員保険部ホームページの説明ページへリンクする二次元コードを掲載するなど、説明の充実化を図りました。

【（図表 4-7）下船後の療養補償に関するリーフレット】

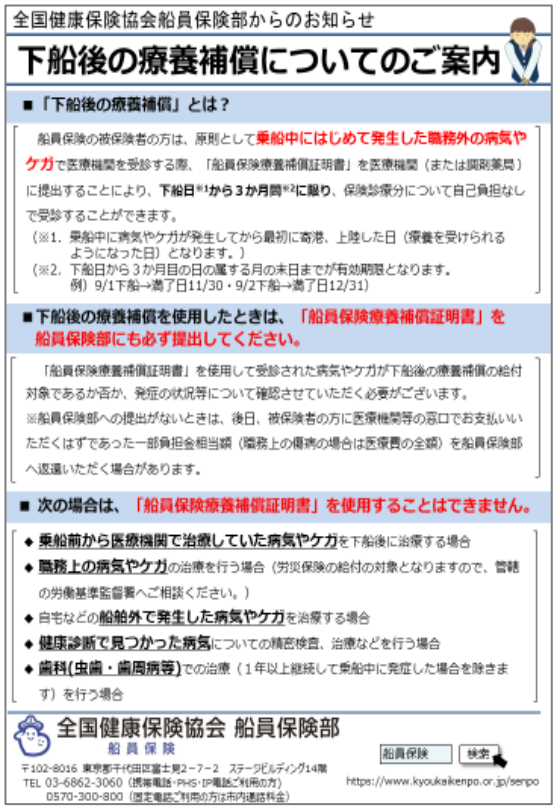
全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

下船後の療養補償についてのご案内

■「下船後の療養補償」とは？

船員保険の被保険者の方は、原則として乗船中にはじめて発生した職務外の病気やケガで医療機関を受診する際、「船員保険療養補償証明書」を医療機関（または調剤薬局）に提出することにより、下船日※1から3か月間※2に限り、保険診療分について自己負担なしで受診することができます。
（※1. 乗船中に病気やケガが発生してから最初に寄港、上陸した日（療養を受けられるようになった日）となります。）
（※2. 下船日から3か月目の日の属する月の末日までが有効期限となります。
例）9/1下船→満了日11/30・9/2下船→満了日12/31）

■下船後の療養補償を使用したときは、「船員保険療養補償証明書」を船員保険部にもぜひ提出してください。

「船員保険療養補償証明書」を使用して受診された病気やケガが下船後の療養補償の給付対象であるか否か、発症の状況等について確認させていただく必要がございます。
※船員保険部への提出がないときは、後日、被保険者の方に医療機関等の窓口でお支払いいただくはずであった一部負担金相当額（職務上の傷病の場合は医療費の全額）を船員保険部へ返還いただく場合があります。

■ 次の場合は、「船員保険療養補償証明書」を使用することはできません。

- 乗船前から医療機関で治療していた病気やケガを下船後に治療する場合
- 職務上の病気やケガの治療を行う場合（労災保険の給付の対象となりますので、管轄の労働基準監督署へご相談ください。）
- 自宅などの船舶外で発生した病気やケガを治療する場合
- 健康診断で見つかった病気についての精密検査、治療などを行う場合
- 歯科(虫歯・歯周病等)での治療（1年以上継続して乗船中に発症した場合を除きます）を行う場合

全国健康保険協会 船員保険部
船員保険
〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060（携帯電話・PHS・IP電話ご利用の方）
0570-300-800（固定電話ご利用の方は市内通話料金）
船員保険 検索
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo

≪広報実績≫

5 月　関係団体の機関誌、納入告知書、メールマガジンに記事を掲載

9 月　「船員保険通信」に記事を掲載、療養補償証明書の不備返戻が多い船舶所有者に案内文書を送付（45 件）

3 月　「船員保険のご案内」に記事を掲載

【（図表 4-8）下船後の療養補償に関するフローチャート】

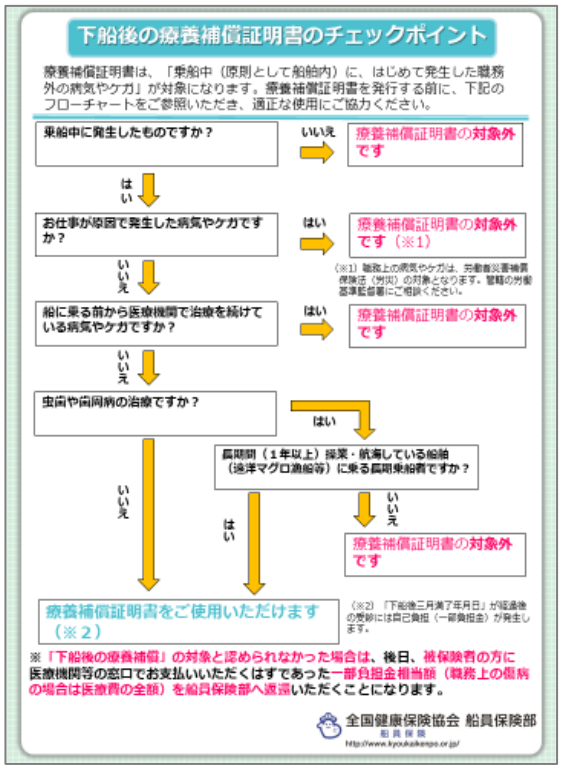

（7）福祉事業の効果的な実施

船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業の福祉事業を実施しました。

ⅰ）無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業の円滑かつ着実な実施

船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施しました。

無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ケ谷中央病院及び東京高輪病院）に委託しています。無線医療助言事業は陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を確実に果たしていくことが必要です。適切な助言を行うためには事業に携わる医師等に海上労働の特殊性について理解を深めていただくことが重要であり、海上労働の特殊性や医療へのアクセスが制限されている船員にとっての当事業の重要性等をまとめた資料を委託先２病院に提供し、院内の研修等で医師などに配付いただいています。

洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に委託し、実施しました。

ⅱ）保養事業の利用促進

保養事業及び契約保養施設利用補助事業については、一般財団法人船員保険会等に委託して実施しました。2021（令和 3）年度も新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令によって、都道府県をまたぐ移動の自粛が求められたことが影響し、全体の利用数は 2020（令和 2）年度と比べて減少しました。

一方で、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、加入者の利便性向上のため、2020 年度から新たにインターネットのみで手続きが行える旅行代理店と契約を行っております。2020 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令のため広報を控えておりましたが、2021 年度は「船員保険通信」にチラシを同封するなどし、全被保険者と全船舶所有者に周知を行ったこともあり、利用数は増加傾向で推移しました。

【（図表 4-9）福祉事業の実績】

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	前年度比
無線医療助言事業（助言数）		624	727	599	▲128
横浜保土ケ谷中央病院		383	355	324	▲31
東京高輪病院		241	372	275	▲97
洋上救急医療援護事業	出動件数	26	15	9	▲6
保養事業	利用宿泊数	12,301	10,776	10,046	▲730
	入浴利用数	18,673	12,184	12,384	200
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	2,010	1,865	1,806	▲59
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	1,040	425	886	461
	利用宿泊数	1,704	559	1,183	624

（8）サービス向上のための取組

加入者のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に生かすため、疾病任意継続に加入する方、傷病手当金・高額療養費の支給を受けられた方、限度額適用認定証を発行された方、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用申込をした方に対し、アンケートはがきによるお客様満足度調査を実施しました。

2021（令和3）年度より、満足度の指標を点数ベース（５点満点）に見直しました。疾病任意継続に加入する方の満足度は4.24点、傷病手当金の支給を受けられた方の満足度は4.53点、高額療養費の支給を受けられた方 の満足度は4.43点、限度額適用認定証を発行された方の満足度は4.64点、保養所の利用申込をした方の満足度は4.24点でした。

調査対象全体の満足度は2020（令和2）年度を0.37点上回る4.47点となり、ＫＰＩ（お客様満足度4.10点以上）を達成しました。

「不満」と回答した方にその理由を聞いてみると、「保険証の到着までの時間が長かった」、「限度額適用認定証の到着までの時間が長かった」、「申請してから振り込みまでの期間が長かった」という回答が多くありました。

また、「傷病手当金や高額療養費の制度について知りたい」、「インターネットを活用した宿泊補助申請を拡充してほしい」といったご意見が寄せられました。

これらのご意見に対し、疾病任意継続の保険証の発行については、資格取得申出書提出時に資格喪失証明書を添付いただくことで早期に発行ができる旨の広報を行いました。限度額適用認定証の発行については、より早期にお手元に届くよう、すべて速達にて発送を行うよう改善を図りました。また、傷病手当金や高額療養費の制度周知については、制度や申請書の記入方法等をわかりやすくまとめた動画をホームページに掲載しました。インターネットを活用した宿泊補助申請については、今後の拡充に向けて検討を進めます。

【（図表4-10）お客様満足度調査の結果】

	2020年度	2021年度
保険証を送付した疾病任意継続の方	3.74点	4.24点
傷病手当金の支給決定通知書を送付した方	4.11点	4.53点
高額療養費の支給決定通知書を送付した方	4.26点	4.43点
限度額適用認定証を送付した方	4.29点	4.64点
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の利用申込をした方	4.62点	4.25点

※1 「満足度」とは、船員保険部の対応についての満足度を0（不満）～5（満足）までの6肢から選択した点数の平均値です。
※2 2021年度より満足度を点数ベースとしています。
※3 回収率は約30.9%（送付数5,212人、回答数1,612人）でした。

（9）健全な財政運営の確保

ｉ）2021（令和3）年度の決算の状況

2021年度の決算は、収入が約470億円、支出が約423億円であり、収支差は約47億円となりました。

収入の主な内訳は、保険料等交付金が約360億円、疾病任意継続保険料が約11億円、国庫補助金・負担金が約30億円、職務上年金給付費等交付金が約53億円であり、この他に被保険者の保険料負担を軽減するための準備金からの取崩し額として約16億円などが計上されています。

一方、支出の主な内訳は、保険給付費が約258億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が約100億円、介護納付金が約30億円、業務経費・一般管理費が約34億円となっています。

【(図表 4-11) 2021 年度　船員保険勘定決算の概要】

収入計	470 億円
保険料等交付金	360 億円
疾病任意継続保険料	11 億円
国庫補助金・負担金	30 億円
職務上年金給付費等交付金	53 億円
その他	17 億円

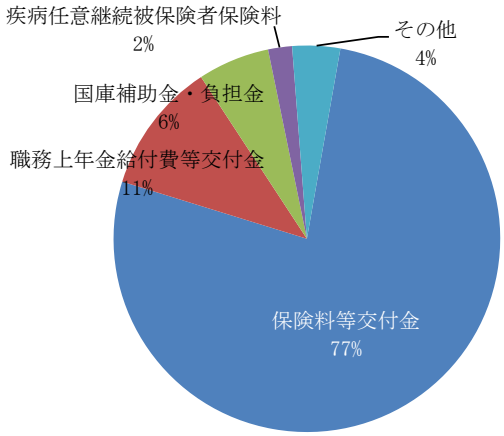

支出計	423 億円
保険給付費	258 億円
拠出金等	100 億円
介護納付金	30 億円
業務経費・一般管理費	34 億円
その他	0 億円

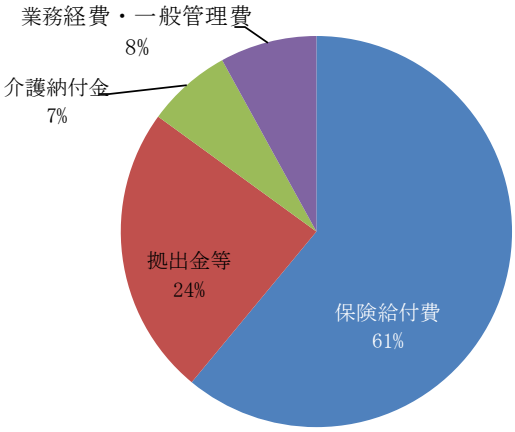

船員保険の財政状況は、近年比較的安定していますが、収支差は年々減少する見込みであり、長期的には単年度赤字となることが想定されること、加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の悪化が今後の船員保険財政に及ぼす影響が不透明であることから、引き続き、中長期的な観点から慎重な財政運営を図っていく必要があります。((図表 4-13) 中期的収支見通し (疾病保険分)」参照)

また、保険料率の算出に用いるため、国の特別会計における収支を合算した部門別の決算のうち、疾病部門と災害保健福祉保険部門の決算見込みは以下のとおりです。(【図表 4-12】船員保険勘定決算との関係は、巻末の参考資料を参照)

【(図表 4-12) 2021 年度　協会会計（船員保険）と国会計との合算ベース決算の概要（見込)】

【疾病部門】　（単位:億円）

		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
収入	保険料収入	308	310	312	304	313
	国庫補助金等	29	29	29	29	29
	準備金戻入	16	16	16	16	16
	その他	1	1	1	1	1
	計	354	356	359	351	359
支出	保険給付費	204	200	204	196	202
	拠出金等	101	100	99	100	100
	その他	6	7	7	7	7
	計	311	307	311	303	309
収支差		42	49	48	48	50
準備金残高		293	326	358	390	424
	（うち被保険者保険料軽減分）	102	86	70	54	38

【災害保健福祉部門】　（単位:億円）

		2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
収入	保険料収入	33	34	34	33	34
	国庫補助金	1	0	0	1	0
	その他	3	2	2	8	1
	収入計	37	36	36	41	35
支出	保険給付費	19	19	19	17	16
	その他	13	15	17	16	17
	支出計	32	34	36	33	33
収支差		5	2	0	8	2
準備金残高		185	188	188	196	198

ⅱ）2022（令和 4）年度保険料率決定までの動き

2021 年 11 月の船員保険協議会において、現行保険料率を据え置いた場合の 2022 年度の収支見込み及び 2023（令和 5）年度～2027（令和 9）年度の中期的収支見通しをお示しし、併せて提出した 2022 年度保険料率の方向性についての事務局案をもとに議論を行いました。

被保険者数、平均標準報酬月額、医療費の動向のほか、中期的収支見通しについては従来型の試算と新型コロナウイルス感染症の拡大防止による影響を考慮した試算（図表 4-13 参照）を作成し提出しました。

疾病保険料率※1、災害保健福祉保険料率※2 の試算結果の概要及び 2022 年度保険料率の方向性は以下の１)、２）のとおりであり、疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに現行の保険料率を維持するとの方向性について了承されました。

※1　疾病保険料率は、職務外疾病の保険給付や後期高齢者支援金等に充てるための保険料率であり、船舶所

有者と被保険者が折半しています（ただし、被保険者負担分については、被保険者保険料負担軽減措置により 2025（令和 7）年度まで軽減されています）。

※2　災害保健福祉保険料率は、職務上疾病・年金の保険給付や保健福祉事業等に充てるための保険料率であり、すべて船舶所有者負担です。

1）疾病保険部門の財政収支及び疾病保険料率について

○　いずれの試算においても、保険料収入の伸びの減少と高齢化の進展による医療費の増加により、単年度の黒字額は中長期的には年々縮小する見通しとなる。

○　さらには医療技術の進歩、高額な新薬の保険適用等による医療費の増加によっても支出が増加する可能性がある。

○　新型コロナウイルス感染症による経済状況等への影響が不透明である中で、中長期的な観点から、より慎重な財政運営を行うこととし、2022 年度の保険料率は 10.10%（据え置き）に設定することとしたい。

○　被保険者保険料負担軽減措置については第 43 回船員保険協議会（2019（平成 31）年 3 月）での合意のとおり、2022 年度より 0.1%ずつ控除率を引き下げていくこととする。

【（図表 4-13）中期的収支見通し（疾病保険分）】

〔従来型の試算〕

（単位:百万円）

区分		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
収入	保険料収入	31,648	32,065	32,610	33,173	33,455
	国庫補助等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑収入等	64	64	65	65	66
	準備金戻入	970	649	327	0	0
	計	35,623	35,718	35,942	36,179	36,461
支出	保険給付費	20,235	20,260	20,315	20,364	20,420
	前期高齢者納付金	2,268	2,193	2,147	2,244	2,388
	後期高齢者支援金	7,990	8,296	8,639	8,920	9,221
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0
	その他	927	927	927	926	925
	計	31,421	31,676	32,027	32,454	32,954
単年度収支差		4,202	4,042	3,914	3,725	3,507
準備金残高		48,531	51,925	55,512	59,237	62,743
	被保険者保険料負担軽減分	1,510	861	535	535	535

（注）端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

被保険者数 （対前年伸び率）	56,000人 ▲ 0.1%	55,800人 ▲ 0.4%	55,800人 0.0%	55,900人 0.0%	55,900人 0.1%
加入者数 （対前年伸び率）	112,300人 ▲ 0.7%	111,300人 ▲ 0.9%	110,700人 ▲ 0.5%	110,200人 ▲ 0.5%	109,900人 ▲ 0.3%
平均標準報酬月額 （対前年伸び率）	433,000円 0.7%	437,000円 0.7%	440,000円 0.7%	443,000円 0.7%	446,000円 0.7%
汽船 （対前年伸び率）	449,000円 0.9%	453,000円 0.9%	458,000円 0.9%	462,000円 0.9%	466,000円 0.9%
漁船 （対前年伸び率）	402,000円 ▲ 0.2%	401,000円 ▲ 0.2%	400,000円 ▲ 0.2%	400,000円 ▲ 0.2%	399,000円 ▲ 0.2%
加入者1人当り医療給付費 （対前年伸び率）	154,000円 1.2%	155,000円 1.0%	156,000円 0.7%	157,000円 0.6%	158,000円 0.5%

〔平均標準報酬月額を厳しく見た試算〕

（単位：百万円）

区分		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
収入	保険料収入	31,276	31,320	31,489	31,669	31,575
	国庫補助等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑収入等	64	63	63	63	63
	準備金戻入	958	633	315	0	0
	計	35,238	34,957	34,807	34,672	34,578
支出	保険給付費	20,208	20,206	20,236	20,258	20,287
	前期高齢者納付金	2,268	2,193	2,147	2,244	2,388
	後期高齢者支援金	7,899	8,111	8,354	8,532	8,725
	退職者給付拠出金	0	0	0	0	0
	その他	927	927	927	926	925
	計	31,303	31,437	31,663	31,960	32,325
単年度収支差		3,935	3,520	3,145	2,712	2,253
準備金残高		48,276	51,162	53,992	56,703	58,956
	被保険者保険料負担軽減分	1,521	888	573	573	573

（注）端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

平均標準報酬月額 （対前年伸び率）	428,000円 ▲ 0.5%	426,000円 ▲ 0.5%	424,000円 ▲ 0.5%	422,000円 ▲ 0.5%	420,000円 ▲ 0.5%
汽船 （対前年伸び率）	445,000円 0.0%	445,000円 0.0%	445,000円 0.0%	445,000円 0.0%	445,000円 0.0%
漁船 （対前年伸び率）	392,000円 ▲ 2.6%	382,000円 ▲ 2.6%	372,000円 ▲ 2.6%	363,000円 ▲ 2.6%	353,000円 ▲ 2.6%

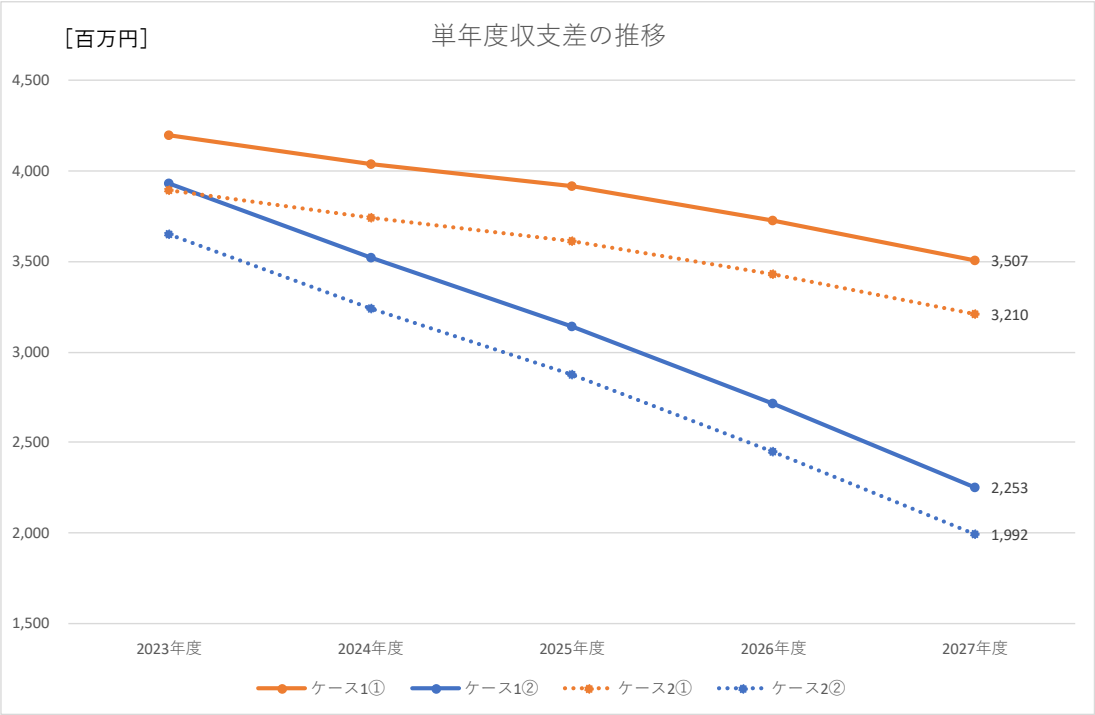

（補足事項）

ケース１（①）　過去の傾向が今後も続くと想定し、過去５年間の実績を基に推計したもの。

ケース１（②）　過去の傾向が 2022 年度は続くと想定し、過去５年間の実績を基に推計するも、不透明な経済状況等を考慮して中期的（2023～2027 年）には厳しめに推計したもの。

ケース２（①）　新型コロナウイルス感染症による経済影響を考慮し 2022 年度は厳しめに推計するも、中期的（2023～2027 年）には経済状況が改善すると想定して過去５年の実績を基に推計したもの。

ケース２（②）　新型コロナウイルス感染症の経済影響を考慮し、中期的に厳しめに推計したもの。

2）災害保健福祉保険部門の財政収支及び災害保健福祉保険料率について

現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、2021 年度以降、単年度収支は赤字が見込まれているが、一定の準備金を保有していることから、2022 年度の保険料率は、現行と同率の 1.05%とする。

【（図表 4-14）中期的収支見通し（災害保健福祉保険分）】

（単位:百万円）

区分		2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
収入	保険料収入	3,366	3,385	3,417	3,451	3,487
	国庫補助等	10	10	10	10	10
	福祉医療機構国庫納付金等	63	57	51	46	41
	雑収入等	2	2	2	2	2
	計	3,441	3,453	3,480	3,509	3,541
支出	保険給付費	1,835	1,827	1,820	1,816	1,813
	その他	2,633	2,633	2,633	2,633	2,633
	計	4,468	4,459	4,453	4,449	4,446
単年度収支差		▲ 1,027	▲ 1,006	▲ 973	▲ 940	▲ 905
準備金残高		16,535	15,529	14,556	13,616	12,711

（注1）端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

（注2）船員保険システム刷新の費用が別途中長期的に発生する見込みである。

（基礎係数）

被保険者数 （対前年伸び率）	57,900人 0.2%	57,900人 0.0%	58,200人 0.4%	58,400人 0.4%	58,700人 0.5%
平均標準報酬月額 （対前年伸び率）	431,000円 0.6%	434,000円 0.6%	437,000円 0.6%	439,000円 0.6%	442,000円 0.6%

2022 年 1 月の船員保険協議会では、2021 年 11 月の同協議会での議論を踏まえた 2022 年度の保険料率案と、政府予算案を踏まえた収支見込みを作成し、報告しました。疾病保険部門の 2022 年度の単年度収支は、約 50 億円の黒字（図表 4-15 参照）、災害保健福祉保険部門は約 16 億円の赤字（図表 4-16 参照）が見込まれる結果となりました。疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに、現行の保険料率を維持する案について了承されました。

また、被保険者保険料負担軽減措置による控除率を 2025（令和 7）年度まで 0.1%引き下げることについても、2022 年度から実施することが了承されました。これを受けて、被保険者が負担する保険料率は、4.55%（2021 年度）から 4.65%（2022 年度）になります。

【(図表 4-15) 収支見込み (疾病保険分)】

(単位:百万円)

		R2(2020)年度 (決算)	R3(2021)年度 (R3年12月時点での見直し)	R4(2022)年度 (R3年12月時点での見込み)	備考
収入	保険料収入	30,407	30,735	31,169	●疾病保険料率 10.1% ・被保険者保険料負担軽減分控除後 R3年度まで9.6% (被保険者負担軽減分0.5%) R4年度9.7% (被保険者負担軽減分0.4%)
	国庫補助等	2,941	2,941	2,941	
	雑収入等	101	85	81	
	準備金戻入	1,603	1,601	1,286	
	計	35,052	35,362	35,477	
支出	保険給付費	19,594	20,096	20,211	
	前期高齢者納付金	2,847	2,946	2,427	【R4年度基礎係数(見込み)】
	後期高齢者支援金	7,131	7,060	6,814	被保険者数 56,118人(▲0.3%)
	退職者給付拠出金	0	0	0	標準報酬月額 430,302円(+0.7%)
	病床転換支援金	0	0	0	加入者一人当たり 152,663円 医療給付費 (+1.8%)
	保険給付等業務経費	53	94	89	
	レセプト業務経費	12	20	22	※1:疾病任意継続被保険者を含む。 ※2:( )内は対前年度比
	その他業務経費	23	44	77	
	一般管理費	496	656	722	
	雑支出等	110	110	109	
	計	30,266	31,026	30,473	
単年度収支差		4,787	4,336	5,004	
準備金残高		38,985	41,720	45,438	
	被保険者保険料負担軽減分	5,367	3,766	2,480	
	被保険者保険料負担軽減分を除く	33,618	37,954	42,958	

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

【(図表 4-16) 収支見込み (災害保健福祉保険分)】

(単位:百万円)

		R2(2020)年度 (決算)	R3(2021)年度 (R3年12月時点での見直し)	R4(2022)年度 (R3年12月時点での見込み)	備考
収入	保険料収入	3,282	3,322	3,338	●災害保健福祉保険料率:1.05%
	国庫補助	91	11	13	
	福祉医療機構国庫納付金等	748	83	72	
	雑収入等	3	2	2	
	計	4,124	3,418	3,426	【R4年度基礎係数(見込み)】
支出	保険給付費	1,719	1,777	1,839	被保険者数 57,781人(▲0.2%)
	保険給付等業務経費	27	40	39	標準報酬月額 428,184円(+0.6%)
	レセプト業務経費	1	2	3	
	保健事業経費	772	974	1,102	※1:疾病任意継続被保険者、独立行政法人等被保険者及び後期高齢者医療被保険者を含む。
	福祉事業経費	424	485	516	
	その他業務経費	11	10	36	※2:( )内は対前年度比
	一般管理費	351	858	1,501	
	雑支出等	10	9	9	
	計	3,315	4,155	5,044	
単年度収支差		809	▲ 737	▲ 1,618	
準備金残高		19,585	18,849	17,230	

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
2. R4年度の業務経費及び一般管理費については暫定値であり、R4年3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

また、介護保険料率については、年末に国から示される介護納付金の額を船員保険の介護保険第2号被保険者の総報酬額で除すことにより算出する仕組みとなっています。その結果、2022年度の介護保険料率は1.54%(2021年度より0.38%ポイント減少)と決定しました。

【（図表 4-17）収支見込み（介護保険分）】

（単位：百万円）

		R2（2020）年度（決算）	R3（2021）年度（R3年12月時点での見直し）	R4（2022）年度（R3年12月時点での見込み）
収入	保険料収入	3,146	3,431	2,720
	国庫補助等	－	－	－
	その他	－	－	－
	計	3,146	3,431	2,720
支出	介護納付金	3,134	3,046	2,967
	雑支出	－	－	－
	計	3,134	3,046	2,967
単年度収支差		13	385	▲ 247
準備金残高		▲ 131	254	7

（注）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

備考

介護保険料率：1.54%

【R4年度 基礎係数】

被保険者数　27,253人※1（▲2.3%※2）

平均標準報酬月額　485,942円※1（+0.9%※2）

※1：疾病任意継続被保険者を含んでいる。
※2：（ ）内は対前年度比

（参考）介護保険料率の推移　（単位：%）

年度	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31・R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
料率	1.47	1.62	1.73	1.63	1.71	1.67	1.68	1.59	1.61	1.61	1.77	1.92

iii）被保険者保険料負担軽減措置に係る控除率の引下げの周知・広報

被保険者にご負担いただく保険料（疾病保険料）は、本来、船舶所有者と折半で負担することとされていますが、現在（2021 年度）経過的に、本来の保険料率から 0.5%の控除がされる被保険者保険料負担軽減措置を行っています。

この軽減措置の控除率は、2010（平成 22）年 1 月以前に被保険者が負担してきた準備金を原資とした限定的な財源となっています。

このようなことから、今後の取扱については、2019 年 3 月の船員保険協議会において 2022 年度から 0.1%ずつ引き下げるとの合意がなされています。

この控除率の引下げによる被保険者の保険料負担の増加について、被保険者及び船舶所有者の混乱が生じることのないよう 2021 年 9 月の「船員保険通信」にチラシ（図表 4-18）を同封し、すべての船舶所有者及び被保険者に送付しました。また、事務説明会においての説明、メールマガジン及び関係団体の機関誌など、あらゆる媒体を用いて周知・広報を適切に行いました。

2022 年度保険料率の決定後においても、日本年金機構から船舶所有者へ送付する納入告知書へのチラシの同封、ホームページ・新聞広告への掲載を通じ、周知・広報に取組ました。

【（図表 4-18）被保険者保険料負担軽減措置の控除率引下げに係る広報】

（10）オンライン資格確認の円滑な実施

オンライン資格確認は、患者が医療機関等を受診する際に保険証又はマイナンバーカードを提示し、医療機関等が社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が管理するオンライン資格確認等システムへ資格情報（どの保険者に属しているかの情報）の照会を行い、資格確認を行う国全体の仕組みです。これにより、協会の加入者でなくなった後に、誤って協会の加入者であるとして医療機関等を受診した場合等に係る医療費等について、返還等の際に生じる事務コストの軽減が期待されています。

また、マイナンバーカードでの資格確認時に本人が情報閲覧に同意することにより、医療機関等が患者の過去の特定健診情報や服薬情報を閲覧することができるようになり、より質の高い医療等を受けることができます。

これらの機能を活用するためには、オンライン資格確認等システムへ保険者が資格情報を登録する必要がありますが、その際には資格情報とマイナンバーとを紐づけて登録する必要があるため、保険者が加入者のマイナンバーを把握していない場合、当該加入者はオンライン資格確認等を利用することができません。

このため、2021（令和 3）年 8 月から船舶所有者へマイナンバーが未収録となっている被扶養者及び 70 歳以上被保険者のマイナンバー照会を行いました（70 歳未満被保険者については 2022（令和 4）年 2 月に日本年金機構において実施されています）。この取組等により、協会の 2022 年 3 月末時点のマイナンバー収録率は 98.9%となりました。

マイナンバーカードの取得及び保険証利用の促進については、2019（令和元）年 6 月にデジタル・ガバメント閣僚会議で政府の方針が決定され、同年 9 月に保険者においても促進策をとることとされました。これを受けて、協会では、保険料の納入告知書へのチラシ同封やメールマガジンへの掲載、保険証発送時のチラシ同封等を行い、船舶所有者・加入者へのマイナンバーカードの取得及び保険証利用に係る広報を行っています。2022 年 1 月 23 日時点での協会加入者のマイナンバーカードの保険証利用登録者数は約 221 万人となっています。

マイナンバーカードを保険証として利用登録することによって、医療機関窓口で保険証や限度額適用認定証の提示が不要となり、マイナポータル上で健診結果情報等を閲覧できるようにもなります。健診結果情報のオンライン資格確認等システムへの登録について、船員保険では年１回行うスケジュールとなっていますが、随時に健診結果を登録できるよう今後検討を進めていきます。

２．戦略的保険者機能

船員保険被保険者は、他の被用者保険と比べてメタボリックリンドローム該当者の割合が高くなっています（図表 4-19 参照）。また、2021（令和 3）年度に行いました健診結果の分析から、協会けんぽの被保険者と比較して、腹囲をはじめとするほぼすべての項目において船員保険加入者のリスク保有者数の割合が高くなっています（図表 4-49 参照）。

年齢が高くなるにつれて生活習慣病に罹病し医療費も増加する傾向にある（図表 4-20 参照）ことから、これらの方々に対する対策とともに、生活習慣病に罹病しない生活習慣を身に付けていただく取組が必要となります。

また、喫煙率は、以前より他の医療保険者と比較して高い傾向がありました。2020（令和 2）年度の船員保険の健診結果における喫煙率を協会けんぽと比較（図表 4-21）しても依然として船員保険の方が高いことから、喫煙率の減少が船員保険の重要な課題の一つであるといえます。

このような状況を踏まえ、第 2 期船員保険データヘルス計画（2018（平成 30）年度～2023（令和 5）年度）では、「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」と「喫煙率の減少」を目標としつつ、各種の取組を進めてきましたが、メタボリックシンドロームリスク保有率は増加、喫煙率はほぼ横ばいという状況であり、より効果的な取組が必要となります。

2021 年度からの後半 3 年間の実施計画では、ICT の活用や取組対象の重点化による効果的・効率的な健診・保健指導を実施するとともに、船員の健康づくりを支援するため、船舶所有者と協働したコラボヘルスの取組を強化し、実行していきます。

【（図表 4-19）各医療保険者における特定健診受診者（男性）のメタボリックシンドローム該当者の割合】

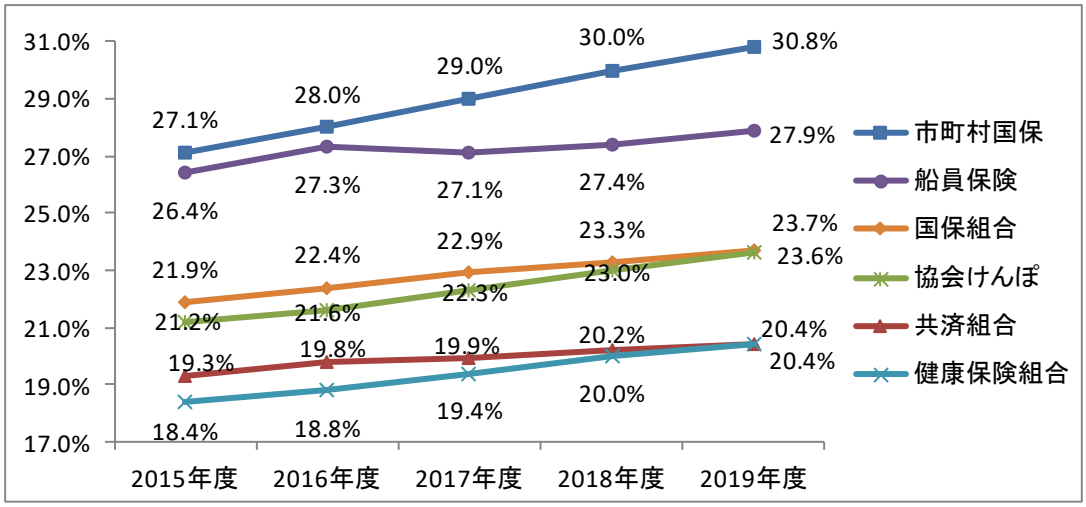

≪データ出典≫2019（令和元）年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（厚生労働省ホームページ）。

※船員保険については 40～74 歳の特定健診受診者（全体）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合。
その他の保険者については 40～74 歳の特定健診受診者（男性）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合。

【（図表 4-20）船員保険被保険者の年齢階層別有病者数と医療費】

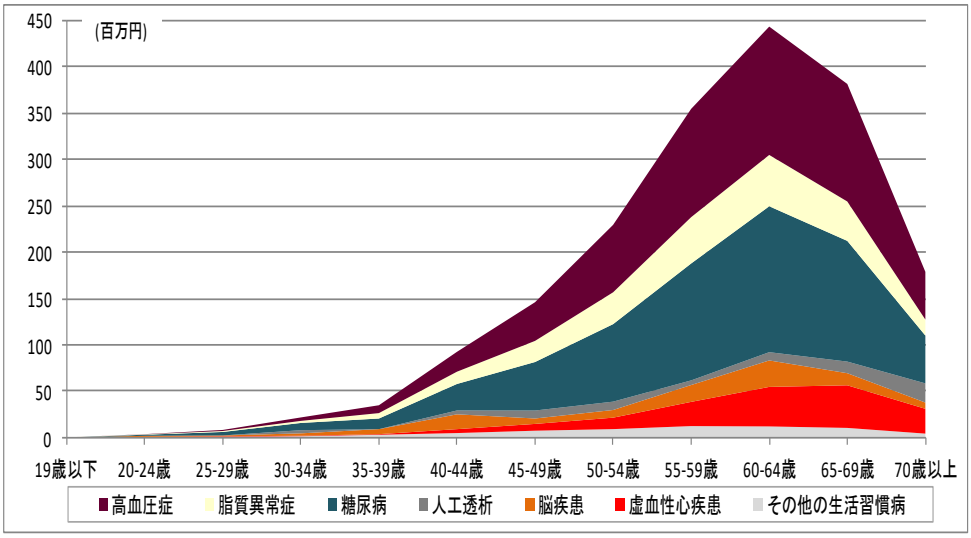

≪データ出典≫全国健康保険協会

【（図表 4-21）船員保険と協会けんぽの喫煙率の比較】

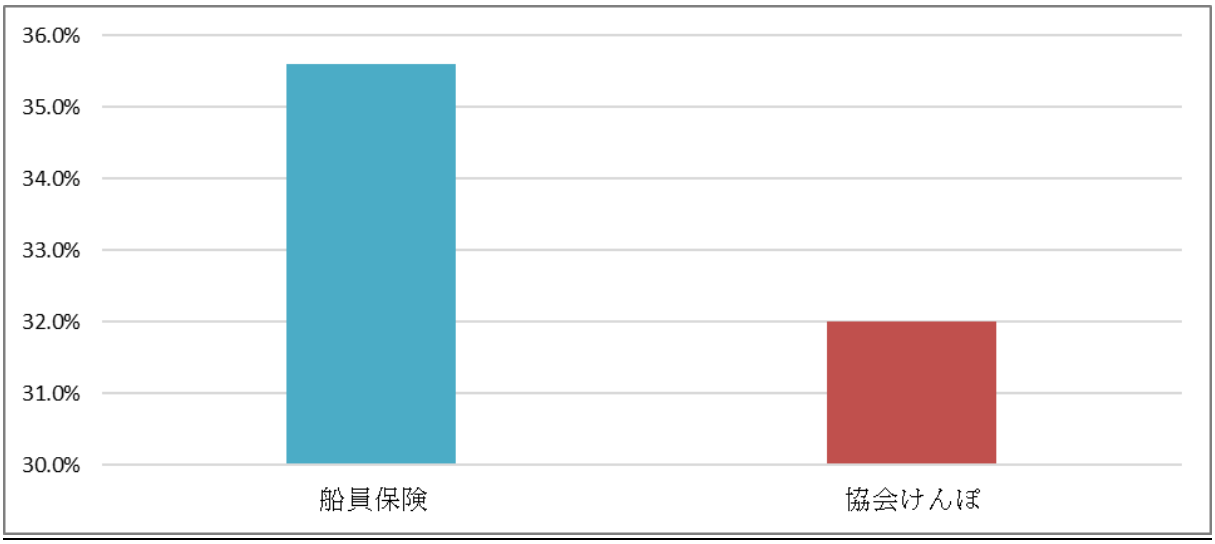

船員保険（35 歳～74 歳の被保険者）　2020 年度健診結果データ
協会けんぽ（35 歳～74 歳の被保険者）　2019 年度健診結果データ
≪補足≫
・上記、船員保険の喫煙率は、協会けんぽと健診受診者の年齢構成が異なりますので、協会けんぽの年齢構成比に置き換えることにより調整しています。
・船員保険については、船員手帳の健康証明データを含めておりません。
・船員保険被保険者の男性の割合が高いことが影響していると考えられますが、協会けんぽ被保険者の男性と比較しても船員保険のほうが喫煙率は高くなっています。

また、医療保険者は、40 歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームの予防等に重点を置いた特定健康診査及び特定保健指導を実施することが義務付けられています。厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針において、船員保険については 2023 年度までに健診実施率 65%、特定保健指導実施率 30%を達成することが目標として示されたことを踏まえ、第 3 期特定健康診査等実施計画（2018 年度～2023 年度）を策定し、実行しています。

【(図表 4-22) 第 3 期特定健康診査等実施計画の実施目標】 （単位：%）

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
特定健康診査	50	53	56	59	62	65
被保険者	68	71	74	77	80	82
生活習慣病予防健診	40	42	44	46	48	50
手帳健診	28	29	30	31	32	32
被扶養者	20	23	26	29	32	35
特定保健指導	18	20	22	25	27	30
被保険者	18	20	22	25	28	31
被扶養者	12	14	16	18	20	22

(1) 特定健康診査等の推進

船員保険では特定健康診査項目に加え、胃部レントゲン検査等のがん検査を含む生活習慣病予防健診（一般健診・巡回健診・総合健診）を実施しています。

また、健診受診率向上のため、2018（平成 30）年度からは生活習慣病予防健診費用の全額補助※（健診費用の無料化）を実施しています。

2021（令和 3）年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止が必要な状況の中、感染防止対策を徹底したうえで、健診を実施していただくよう健診実施機関に要請し、2021 年度のＫＰＩとして被保険者の生活習慣病予防健診受診率 46%以上、船員手帳健康証明書データ取得率 31%以上、被扶養者特定健康診査受診率 29%以上とする目標を掲げ、その達成に向け次のような取組を行いました。

※　一般健診及び巡回健診は無料、総合健診は 4,936 円の自己負担上限額を設けています。

ｉ）受診勧奨及び健診実施機関の拡充

従来、生活習慣病予防健診の受診券と健診案内パンフレットは年度当初に送付していましたが、2021 年度は加入者の利便性を考慮し、2020（令和 2）年度末に対象となる被保険者とその被扶養者に送付しました（送付数：被保険者 38,696 人・その被扶養者 19,105 人、疾病任意継続被保険者 2,662 人・その被扶養者 1,634 人、合計 62,097 人）。

また、未受診者に対して 2021 年 10 月に受診勧奨を行いましたが、2020 年度に引き続き行動科学の知見を活用し、案内物を封書ではなく圧着はがきでお送りすることで、受け取った加入者が開封して中身を読みたくなるような工夫を施しました（送付数：被保険者 28,546 人、被扶養者 18,023 人、合計 46,569 人）。

健診実施機関等については、新型コロナウイルス感染症対応の影響等で、年度開始時の契約機関数は減少しました（生活習慣病予防健診：441 機関→425 機関、総合健診：237 機関→232 機関、特定保健指導機関：179 機関→174 機関）が、利用者の受診環境を整え利便性を高めるため、地方運輸局の指定を受け船員手帳の健康証明を行うことができる医療機関等に対して粘り強く電話勧奨等を実施した結果、2021 年度末における生活習慣病予防健診実施機関数は年度開始時の契約機関数を上回ることができました（生活習慣病予防健診：425 機関→430 機関、総合健診：232 機関→236 機関、特定保健指導機関：174 機関→176 機関）。

【（図表 4-23）生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
生活習慣病予防健診実施機関	262	365	421	441	430
総合健診実施機関	134	198	226	237	236
特定保健指導実施機関	101	151	171	179	176

※件数は各年度末時点の状況です。

ⅱ）加入者等のニーズを踏まえた巡回健診の拡充

被保険者の乗船スケジュールに合わせて、漁業協同組合等を中心に健診車を使用した巡回健診を実施するとともに、被扶養者が利用しやすいように駅周辺等でも巡回健診を実施しています。

2021 年度は、船舶所有者を対象に実施した巡回健診の利用希望アンケート（2020 年 11 月実施）に基づき、利用希望の回答があった船舶所有者に健診車を配車し、巡回健診の拡充を図りました。

また、船舶所有者や加入者が多く、かつ健診実施機関数が少ない地域を重点的に訪問し健診車の配車受け入れを依頼することで、鳥取県境港市及び徳島県阿南市で新たに巡回健診を実施することができました。

【（図表 4-24）巡回健診の実施状況】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
実施回数	338 回	331 回	339 回	320 回	331 回
受診者数	8,531 人	9,132 人	9,147 人	8,417 人	8,430 人

ⅲ）船員手帳の健康証明書データの取得

生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者については、健康状態を把握するため、船員手帳の健康証明書データの提供を依頼しています。

2021 年度は 11 月に 3,056 の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者の船員手帳の健康証明書データの提供を依頼する文書を送付し、その後、2022（令和 4）年 3 月に文書による再依頼と電話による提出勧奨を行いました。

また、国土交通省海事局に働きかけを行い、国土交通省から船員手帳の健康証明書データを全国健康保険協会船員保険部に提出するよう、関係団体宛に事務連絡を発出していただきました。

このような取組を行いましたが、提供いただいた健康証明書データは 7,516 件で、2020 年度と比べて 1,291 件減少しました。これは、健康証明書データを提供すること自体の理解不足や提供しやすい仕組みの構築が不十分であることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を受け、国土交通省海事局から各関係団体宛に、「有効期間が経過した健康証明については、当面の間、有効な健康証明として同等に取り扱う」との内容の事務連絡が発出されたことで、健康証明を更新※するための検査自体を見送る方がいたと思われることも要因の一つと考えられます。

健康証明書データの提出は、特定保健指導の案内やオーダーメイドの情報提供通知等を行

うことにつながります。また、オンライン資格確認等システムに登録することで、マイナポータル及び医療機関等での閲覧を可能とすることにつながるものであるため、提出率の向上にさらに努めていきます。

※　船員手帳の健康証明は、地方運輸局の指定を受けた医師が所定の検査の結果に基づき行うものであり、有効期間は１年とされています。

ⅳ）被扶養者に対する取組

被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体（むつ市、長門市、萩市）と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるようにしています。

また、協会けんぽの各支部が主催する集団健診に船員保険の被扶養者も受診できるよう５支部（青森、岩手、長崎、愛媛、大分）と調整を行っており、2021 年度は、2020 年度の実施先に加え、長崎県平戸市及び松浦市にお住いの船員保険の被扶養者に対し、受診案内を送付しました。

【（図表 4-25）協会けんぽと連携した特定健康診査実施状況】

県	市区町村	2019 年度	2020 年度	2021 年度
青森県	八戸市	○	○	○
岩手県	宮古市		○	○
長崎県	長崎市	○	○	○
	佐世保市		○	○
	平戸市			○
	松浦市			○
愛媛県	今治市		○	○
	松山市		○	○
大分県	大分市	○	○	○

以上のような取組を行い、被保険者の生活習慣病予防健診について、2020 年度と比較すると、受診者数は 610 人増の 15,743 人となり、また、健診実施率は、2.4%ポイント増の 44.9%（2019（令和元）年度と比べて 1.5%ポイント増）となりましたが、ＫＰＩ（生活習慣病予防健診受診率 46%以上）は達成できませんでした。

船員手帳健康証明書データについては、2020 年度と比べて 3.2%ポイント減の 21.5%（2019 年度と比べて 4.0%ポイント減）となり、ＫＰＩ（健康証明書データ取得率 31%以上）は達成することができませんでした。

被扶養者の特定健康診査について 2020 年度と比較すると、受診者数は 228 人増の 5,197 人となり、また、健診実施率は、2020 年度と比べて 2.4%ポイント増の 26.8%（2019 年度と比べて 1.7%ポイント増）となりましたが、ＫＰＩ（被扶養者特定健診受診率 29%以上）は達成できませんでした。

加入者全体の特定健康診査実施率は、2020 年度と比べて 0.7%ポイント増の 52.3%（2019 年度と比べて 0.4%ポイント減）となりましたが、2021 年度の実施目標（59%）は達成できませんでした。

実施目標の達成に向け、受診環境の整備、効果的な受診勧奨及び健康証明書データの収集方策の検討、船員の健康づくり宣言（プロジェクト“S”）などの船舶所有者との協働により、健診実施率の向上に努めていきます。

(2) 特定保健指導の実施率の向上

特定保健指導については、健診と併せて実施している健診実施機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施しています。

2021（令和3）年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止が必要な状況の中、感染防止対策を徹底したうえで、加入者の利便性向上を考慮した特定保健指導を推進するため、巡回健診実施時に保健師等が同行するなどして、初回面談の分割実施※の取組を進めるとともに、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したオンライン面談による保健指導の利用案内を積極的に行いました。その結果、初回面談の分割実施件数は、2020年度と比べて112件増の1,907件、また、ＩＣＴを利用した特定保健指導の実施件数は、2020年度と比べて27件増の210件となりました。

※健診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる方に対して、把握できる情報（腹囲・体重、血圧、問診票の回答を含めた既往歴、前年度の健診結果等）をもとに初回面接を行うことをいいます。

【(図表4-26) 初回面談の分割実施とＩＣＴを利用した保健指導の実施状況】

	2019年度	2020年度	2021年度
初回面談分割実施数	1,768	1,795	1,907
ICT利用面談数	4	191	210

また、ＩＣＴを利用した特定保健指導の認知度の向上を図るため、利用案内を変更して広報の強化を行うとともに、保健指導説明会と健康づくりセミナーをオンラインで開催し、ＩＣＴを利用した保健指導の利用促進に努めました。

【(図表4-27) オンラインセミナーの開催状況】

開催回	開催日時	セミナー内容	
第1回	2021年7月2日 10時～11時	船上・陸上で実践できる！ 食事で生活習慣病対策セミナー	特定保健指導 説明会同時実施
第2回	2021年10月6日 15時～16時	船上でも辛い痛みをしっかり解消！ 簡単ストレッチで肩こり・腰痛解消セミナー	
第3回	2022年2月18日 14時～15時	正しい理解と考え方で症状緩和！ 頑張る女性の健康づくりセミナー	

このような取組を行った結果、被保険者の保健指導実施率は、2020年度と比べて2.0%ポイント増の13.0%（2019年度と比べて4.7%ポイント増）となりましたが、ＫＰＩ（被保険者の特定保健指導実施率25%以上）は達成できませんでした。

一方、被扶養者の保健指導実施率は、2020年度と比べて1.8%ポイント増の22.5%（2019年度と比べて4.8%ポイント増）となり、ＫＰＩ（被扶養者の特定保健指導実施率18%以上）を達成しました。

加入者全体の保健指導実施率は、2020 年度と比べて 2.1%ポイント増の 13.6%（2019 年度と比べて 4.8%ポイント増）となりましたが、2021 年度の実施目標（25%）は達成できませんでした。

今後、健診受診率向上策の充実、健康証明書データの取得率向上策の充実、ＩＣＴを利用した特定保健指導の充実等を通じ、保健指導実施率の更なる向上に努めていきます。

【（図表 4-28）生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績】

		2019 年度		2020 年度		2021 年度		2020 年度比	
			実施率		実施率		実施率	受診者数	実施率
生活習慣病予防健診（被保険者）40～74 歳		［対象者］36,061 人［受診者］15,654 人	43.4%	［対象者］35,617 人［受診者］15,133 人	42.5%	［対象者］35,031 人［受診者］15,743 人	44.9%	610 人	2.4%
船員手帳健康証明書データ取得率 40～74 歳		［対象者］36,061 人［受診者］9,203 人	25.5%	［対象者］35,617 人［受診者］8,807 人	24.7%	［対象者］35,031 人［受診者］7,516 人	21.5%	▲1,291 人	▲3.2%
生活習慣病予防健診（被保険者）35～39 歳		［対象者］4,732 人［受診者］2,393 人	50.6%	［対象者］4,779 人［受診者］2,328 人	48.7%	［対象者］4,712 人［受診者］2,348 人	49.8%	20 人	1.1%
特定健康診査（被扶養者）40～74 歳		［対象者］21,201 人［受診者］5,321 人	25.1%	［対象者］20,380 人［受診者］4,969 人	24.4%	［対象者］19,416 人［受診者］5,197 人	26.8%	228 人	2.4%
特定保健指導（被保険者）	初回面談	［対象者］9,724 人［受診者］1,636 人	16.8%	［対象者］9,357 人［受診者］1,639 人	17.5%	［対象者］8,609 人［受診者］1,770 人	20.6%	131 人	3.1%
	3 か月後評価	806 人	8.3%	1,027 人	11.0%	1,121 人	13.0%	94 人	2.0%
特定保健指導（被扶養者）	初回面談	［対象者］548 人［受診者］132 人	24.1%	［対象者］569 人［受診者］156 人	27.4%	［対象者］560 人［受診者］137 人	24.5%	▲19 人	▲3.0%
	3 か月後評価	97 人	17.7%	118 人	20.7%	126 人	22.5%	8 人	1.8%

※1 生活習慣病予防健診を含む特定健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者（独立行政法人等職員被保険

者を除く。）を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としています。

(3) 加入者に対する支援

ｉ）健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供

船員保険では、生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付しています。

2021（令和 3）年度は、2021 年 4 月から 2022（令和 4）年 3 月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ（証明日が 2021 年度中のもの）の提供があった方、合計 11,862 人に、以下の 5 つの健康リスクに応じた情報提供を行いました。

【健康リスク】

① 生活習慣病で医療機関を受診している確認が取れない方で、糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、速やかに医療機関に受診していただきたい方

② 糖尿病、脂質異常症、高血圧のいずれかで医療機関に受診していただいているが、検査数値から見て、継続して医療機関に受診していただきたい方

③ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（積極的支援）をご利用いただきたい方

④ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（動機づけ支援）をご利用いただきたい方

⑤ 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方

医療機関への受診勧奨を行った 1,379 人のうち、2022 年 3 月末時点で 15.8%にあたる 218 人について医療機関の受診が確認できました。受診率は 2020（令和 2）年度と比べて、2.0%ポイント上昇しました。

【(図表 4-29) オーダーメイドの情報提供リーフレット】

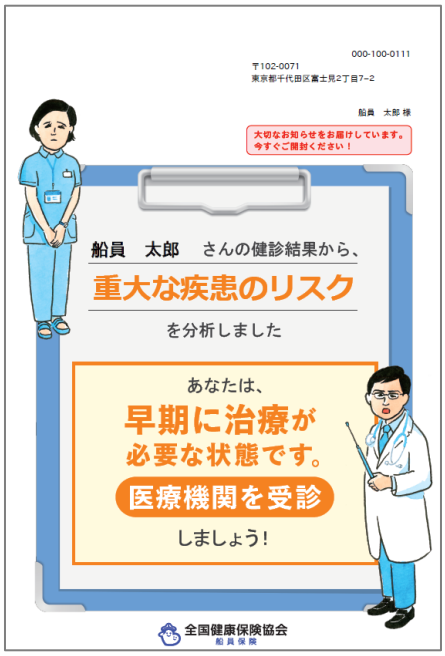

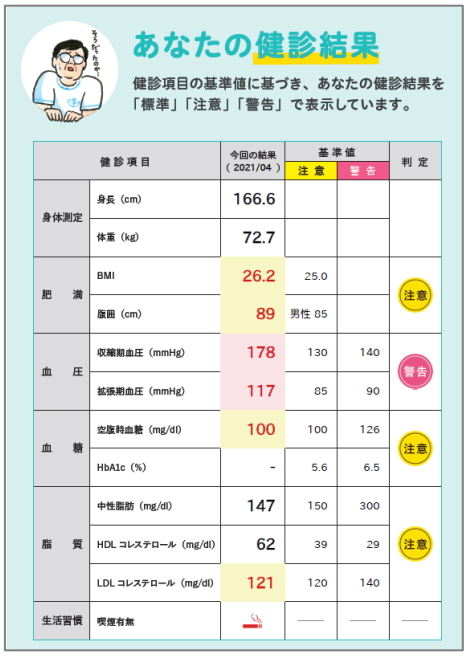

健診項目		今回の結果（2021/04）	基準値 注意	基準値 警告	判定
身体測定	身長（cm）	166.6			
	体重（kg）	72.7			
肥満	BMI	26.2	25.0		注意
	腹囲（cm）	89	男性 85		
血圧	収縮期血圧（mmHg）	178	130	140	警告
	拡張期血圧（mmHg）	117	85	90	
血糖	空腹時血糖（mg/dl）	100	100	126	注意
	HbA1c（%）	-	5.6	6.5	
脂質	中性脂肪（mg/dl）	147	150	300	注意
	HDL コレステロール（mg/dl）	62	39	29	
	LDL コレステロール（mg/dl）	121	120	140	
生活習慣	喫煙有無		——	——	——

ⅱ）禁煙支援に関する情報提供等

船員保険加入者は他の医療保険加入者と比べて喫煙率が高い傾向にあることから、第2期船員保険データヘルス計画では「喫煙対策」を重点事項として掲げ、禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、スマートフォンを活用したオンラインによる禁煙プログラム（船員保険卒煙プロジェクト）を実施しています。

2020年度より開始した事業ですが、通年で参加者の募集を行っており、2021年度中にプログラムを終了した方は、2022年3月末時点で142人とＫＰＩ（オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者100人以上）を達成しました。また、プログラム終了者のうち97人の方が禁煙に成功し、禁煙成功率は約68.3%となりました。

なお、参加申し込みはしたものの、乗船スケジュールや禁煙意思の低下等によりプログラムの開始に至らなかった方が22人、途中解約となった方が12人、2022年4月以降もプログラム継続中の方は115人です。

2021年度に本事業に要した外部委託費用は約7.0百万円※1、2でしたが、禁煙してから一定期間経過した後に医療費は徐々に減少していくと見込まれます。将来的な年間の1人当たり医療費削減額を5万円※3とし、例えば100人が禁煙に成功したとすると、年間5.0百万円の医療費抑制効果が見込まれ、またその効果は複数年にわたって持続すると考えられることから、本事業への参加者及び成功者を増加させることは有益と考えられます。

このほか、禁煙支援に関する情報提供として、健診受診時の問診で「喫煙している」と回答した4,177人に、喫煙習慣が自身や周囲の健康に及ぼす悪影響に関するリーフレットを送付するとともに、オンライン禁煙プログラムの周知を行いました。

※1　「外部委託費用」とは、プログラム参加者の面談に要した費用をいい、プログラムの企画設計費等の固 定経費や参加者募集のための広報に要する費用は含みません。

※2　2021年度中にプログラムを終了（途中解約者を含む）した参加者の費用対効果を明示するため、2021年度の外部委託費用約12.8百万円から、2022年4月以降もプログラム継続中の参加者に要した費用約5.8百万円を除いた金額を記載しています。

※3　厚生労働省科学研究費補助金（第3次対がん総合戦略研究事業）分担研究報告書「職域における効果的な禁煙支援法の開発と普及のための制度化に関する研究（平成18（2006）年4月」を参考に仮定したものです。

【（図表 4-30）船員保険卒煙プロジェクトリーフレット】

ⅲ）電話健康相談の提供

加入者の健康づくりをサポートするため、健康やメンタルヘルスについて気軽にご相談いただける「船員保険電話健康相談」を提供しています。

ホームページや関係団体の機関誌等を通じて広報を行った結果、気になる体の症状や受診すべき診療科の選び方などの相談が 244 件寄せられました。

陸から離れた船上という特殊な環境下で働く船員にとって、陸上労働者と比べて医療へのアクセスは容易ではありません。本電話健康相談は船上からでもご利用いただけるため、船員の労働環境の改善や健康確保の面から、遠隔医療の選択肢一つとして認知していただけるよう、引き続き周知・広報を行っていきます。

ⅳ）ヘルスツーリズムの試行的実施

加入者の健康づくりに関する啓発活動の一環として、ヘルスツーリズム※を試行的に実施するための検討を行いましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、2021 年度は見送ることとしました。今後の感染状況等を見ながら、実施に向けた検討を引き続き進めていきます。

※　ヘルスツーリズムとは、旅行など非日常的な楽しみの中で、健康増進・維持・回復・疾病予防に寄与する活動を行い、それらをきっかけに健康意識の醸成を促すことをいいます。

（4）船舶所有者等に対する支援

ⅰ）船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

船員保険では、船舶所有者と協働した船員保険加入者の健康づくり支援、いわゆるコラボヘルスを推進しています。

1）健康度カルテ

船舶所有者が自社船員の抱える健康課題を把握し、健康づくりの取組の参考として活用していただくため、「健康度カルテ」を毎年度作成しています。

2021（令和 3）年度は、健診結果等※に基づき①重篤疾病リスク②生活習慣病リスク③生活習慣④健康診断・特定保健指導の 4 つの項目により、船舶所有者単位で会社の健康度を判定し、その結果を 733 の船舶所有者に送付しました。

【判定項目】

判定項目	目的	主なデータ
①重篤疾病リスク	健康危険度や労働損失を把握	・生活習慣病患者数の経年変化 ・要再検査・要受診者のうち、医療機関未受診者の人数
②生活習慣病リスク	生活習慣病発症の可能性を把握	・メタボ該当者や生活習慣病リスク（血圧、血糖、脂質、肝機能）の経年変化
③生活習慣	生活習慣病を発症させる背景を把握	・生活習慣リスク（喫煙、飲酒、運動、睡眠・休養、朝食）
④健康診断・特定保	健康意識を把握	・健診受診率、船員手帳証明書データ提

健指導		出率の経年変化 ・特定保健指導対象者の割合 ・特定保健指導利用率の経年変化

※　2018（平成 30）年度から 2020（令和 2）年度までの間の健診に関するデータ、特定保健指導に関するデータ、レセプトデータを使用。

【（図表 4-31）健康度カルテ】

2）船員の健康づくり宣言（プロジェクト“S”）

自社船員の健康課題を適切に把握し、その課題解消に向けた健康づくりへの取組を船員保険部が支援する船員の健康づくり宣言（プロジェクト“S”）のエントリー募集を、2020 年 9 月から開始し、ホームページや関係団体の機関誌等を通じて募集を行いましたが、2021 年 4 月時点でエントリー数は 3 社のみの状況でした。

プロジェクトの内容や事業自体の周知不足に加え、健康づくりへの取組の必要性は感じつつも、健康づくりプランの実行にハードルの高さを感じていることが要因と考えられましたので、船員保険部の支援の程度に応じた 2 コース制とするなど、スキームの見直しを図りました。

このような取組の結果、2022（令和 4）年 3 月末時点のエントリー数は 85 件とＫＰＩ（プロジェクト“S”参加船舶所有者数 60 社以上）を達成することができました。

健康づくりの取組は、振り返りと今後に向けた改善を継続的に行うことも重要です。ご参加いただいた船舶所有者への継続的な支援は勿論のこと、取組を振り返るツールを提供することなどを通じ、健康づくりへの取組の充実化を図っていきます。また、船舶所有者の船員に対する健康管理の積極的な取組は重要であることから、産業医の支援が受けられる等の本事業のメリットや好事例集の提供など周知・広報を強化し、より多くの船舶所有者に参加いただけるよう引き続き検討を進めていきます。

【(図表 4-32) 船員の健康づくり宣言（プロジェクト“S”）リーフレット】

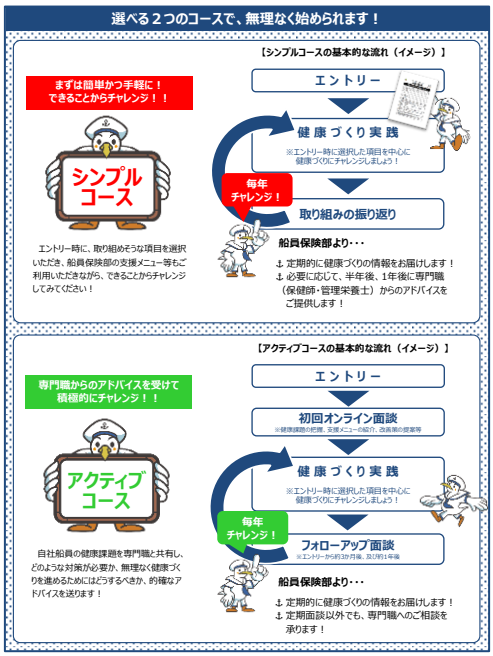

【(図表 4-33) 船員の健康づくり宣言（プロジェクト“S”）エントリー証】

船員の健康づくり宣言
（プロジェクトS）

エントリー証

〇〇船舶　様

貴事業所は 船員の健康づくり宣言（プロジェクトS）にエントリーし全国健康保険協会船員保険部と協力して船員（従業員）の健康づくりに取り組んでいることを証します

令和　年　月　日

全国健康保険協会 船員保険部

全国健康保険協会
船員保険

ⅱ）出前健康講座の実施

船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を実施しています。

2021 年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインによる講座の提供を併用して実施しましたが、2020 年度に引き続いて研修や会合自体の実施が見送られたことから、年間 3 回の実施にとどまりました。

講座のテーマは、船舶所有者や参加される被保険者の要望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、メタボリックシンドローム対策、メンタルヘルス対策としました。

受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、「とても満足」、「おおむね満

足」とご回答いただいた方が約 9 割を占めました。

また、受講後に生活習慣やメンタルヘルスの改善に取り組もうと思うかとの問いに対して、「取り組もうと思う」と回答した方が約 8 割を占めました。

今後も引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しつつ、講座開催の推進を図っていきます。

【（図表 4-34）出前健康講座の実施状況】

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
実施回数	26 回	25 回	32 回	33 回	5 回	3 回
参加人数	1,114 人	1,265 人	1,271 人	1,253 人	182 人	46 人

【（図表 4-35）2021 年度の出前健康講座実施状況の内訳】

開催月	開催場所	人数	テーマ
11月	東京	18	メンタルヘルス講座
12月	東京	10	メンタルヘルス講座
1月	オンライン	18	メンタルヘルス講座
合　計		46	

【（図表 4-36）出前健康講座の満足度】

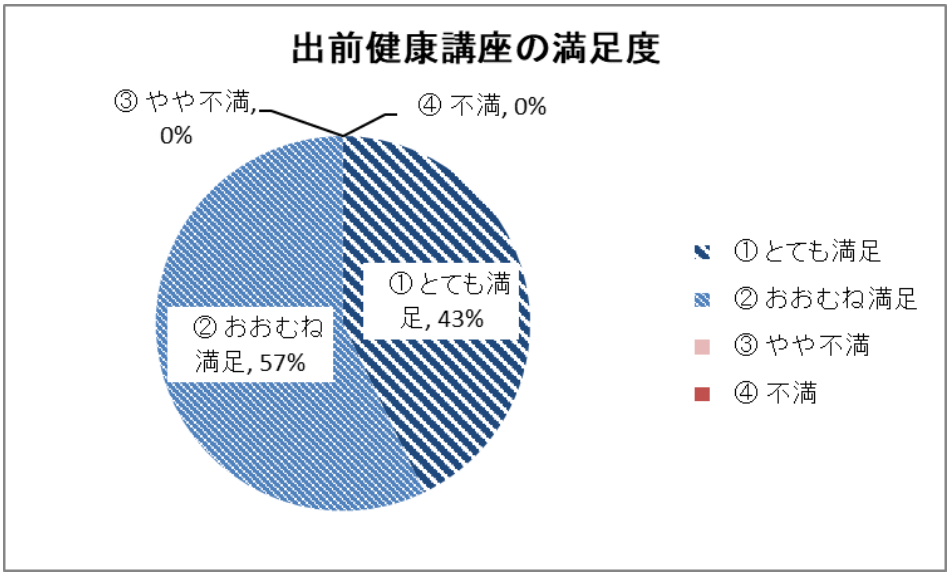

iii）船員養成校での健康に関する特別講義の開催

今後船員保険への加入が見込まれる海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、若年時からの健康意識の醸成を目的として、メンタルヘルス等を中心とした健康づくりに関する特別講義を開催しています。

2021 年度は、2020 年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによる講座の提供も併用しつつ、海上技術学校等や東海大学海洋学部で計 16 回実施（うち 6 回は練習船内で実施）し、782 人の学生に受講していただきました。

講義内容は、船員としての乗船経験のある臨床心理士からご自身の体験談を交えつつ、船上という限られた空間での集団生活や、不規則な勤務形態となる特殊な労働環境を踏まえた

メンタルヘルスケア、船内におけるコミュニケーションの取り方等を中心とし、練習船における乗船経験後に受講する学生に対しては、乗船して初めて感じるストレス等への対処法を紹介するなど、受講者の状況に応じた内容としました。

受講された学生の方は、周りの受講者と練習船における乗船時に感じたストレスやその発散方法等についての意見交換に積極的に取り組むなど、熱心にご参加いただきました。

また、カリキュラムの都合等により講座を直接利用することが困難な船員養成機関等への取組として、講座の内容を収録した DVD を新たに作成しました。本教材について、1 月に全国水産高等学校長協会様のご協力を得て、水産・海洋高校 46 か所へ配付を行いました。

【(図表 4-37) 特別講義の実施状況】

開催場所	開催日	人数
①練習船青雲丸	2021 年 4 月 13 日	27 人
②練習船海王丸	2021 年 5 月 8 日	49 人
③練習船銀河丸	2021 年 5 月 16 日	86 人
④練習船大成丸	2021 年 5 月 24 日	59 人
⑤練習船日本丸	2021 年 5 月 30 日	41 人
⑥国立小樽海上技術学校（北海道）	2021 年 9 月 10 日	62 人
⑦海技大学校（初回）（兵庫）	2021 年 10 月 11 日	11 人
⑧海技大学校（2 回目）（兵庫）	2021 年 10 月 11 日	31 人
⑨国立館山海上技術学校（千葉）	2021 年 10 月 12 日	44 人
⑩国立口之津海上技術学校（長崎）	2021 年 12 月 3 日	27 人
⑪国立唐津海上技術学校（佐賀）	2021 年 12 月 6 日	40 人
⑫国立宮古海上技術短期大学校（岩手）	2021 年 12 月 9 日	46 人
⑬国立波方海上技術短期大学校（愛媛）	2021 年 12 月 14 日	90 人
⑭国立清水海上技術短期大学校（静岡）	2021 年 12 月 17 日	112 人
⑮東海大学海洋学部（静岡）	2022 年 1 月 19 日	20 人
⑯練習船銀河丸	2022 年 2 月 9 日	37 人

【(図表 4-38) 特別講義の満足度】

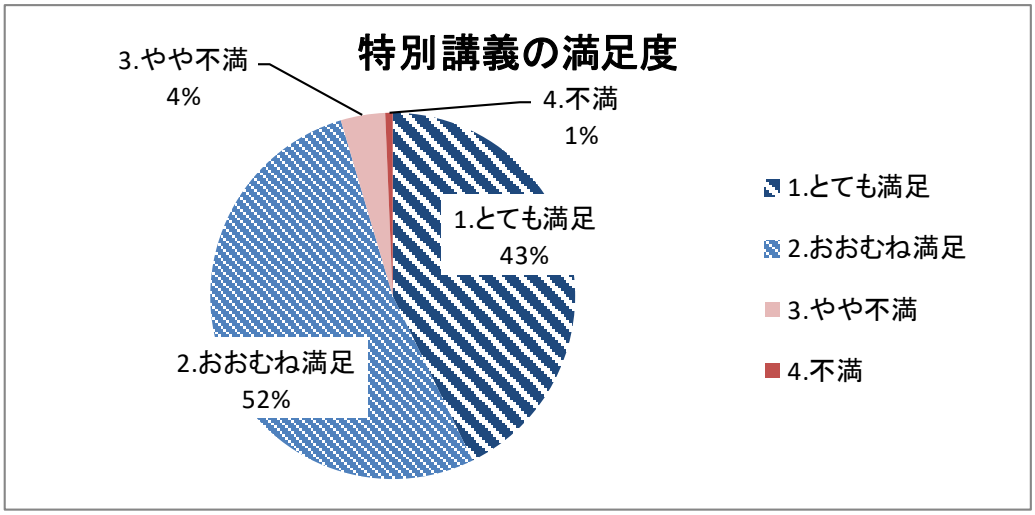

（5）ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の薬代負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品軽減額通知の送付、ジェネリック医薬品希望シールの配付を行ったほか、ホームページや関係団体の機関誌等を活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施しています。

2021（令和 3）年度は、ｉ）、ⅱ）による取組を行いましたが、2022（令和 4）年 3 月診療分のジェネリック医薬品の使用割合は 82.9%となり、ＫＰＩ（ジェネリック医薬品使用割合 83%以上）を達成できませんでした。

これは、一部の後発医薬品製造販売企業が製造管理及び品質管理体制の不備により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による処分を受け、製品の製造や長期間停止又は縮小したことを発端として、当該成分の品目を中心として、医薬品製造販売業者各社が自社の製品の供給を継続するための出荷調整が広範に実施され、供給量不足に陥ったことも影響しています。

【(図表 4-39）ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース、新指標)】

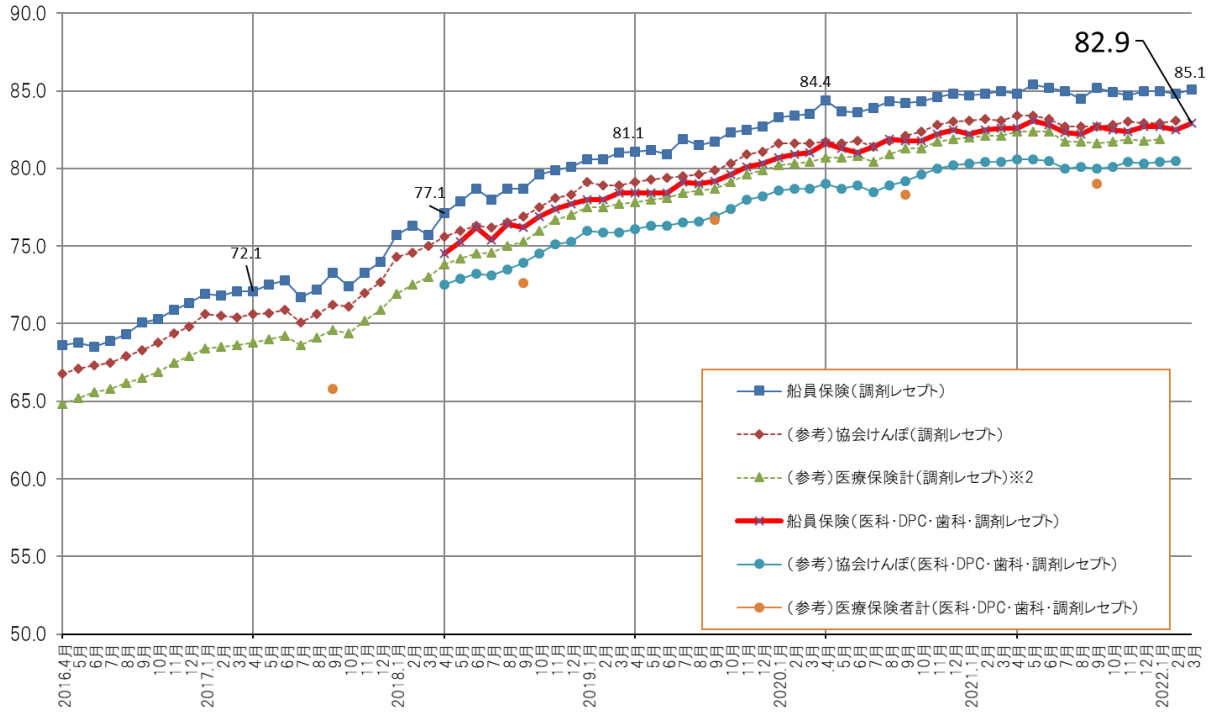

※1.「新指標」とは、〔後発医薬品の数量〕／（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）で算出しています。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」によります。
※2. 医療保険計(公費負担医療を含む)は厚生労働省調べです。
※3. 後発医薬品の収載月(6 月と 12 月)には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、新指標による後発医薬品割合が低くなることがあります。

ｉ）ジェネリック医薬品軽減額通知の送付

現在服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担額の軽減可能額をお知らせする取組を実施しました。

2021（令和 3）年度は、一月の軽減額が医科レセプト 300 円以上、調剤レセプト 50 円以上が見込まれる 15 歳以上の加入者に対して、19,557 件（2021 年 10 月に 10,091 件、2022 年 3 月に 9,466 件）通知しました。

2021 年 11 月時点では 1 回目通知を送付した方のうち 24.8%に当たる人の方が、また、2022 年 4 月時点では 2 回目通知を送付した方のうち、23.0%に当たる人の方がジェネリック医薬品に切り替えているという分析結果を踏まえ、これらの方は軽減額通知を受け取らなければ切り替えを行わなかったと仮定して推計すると、年間約 84 百万円 の財政効果が得られたことになります。

【(図表 4-40) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施結果概要】

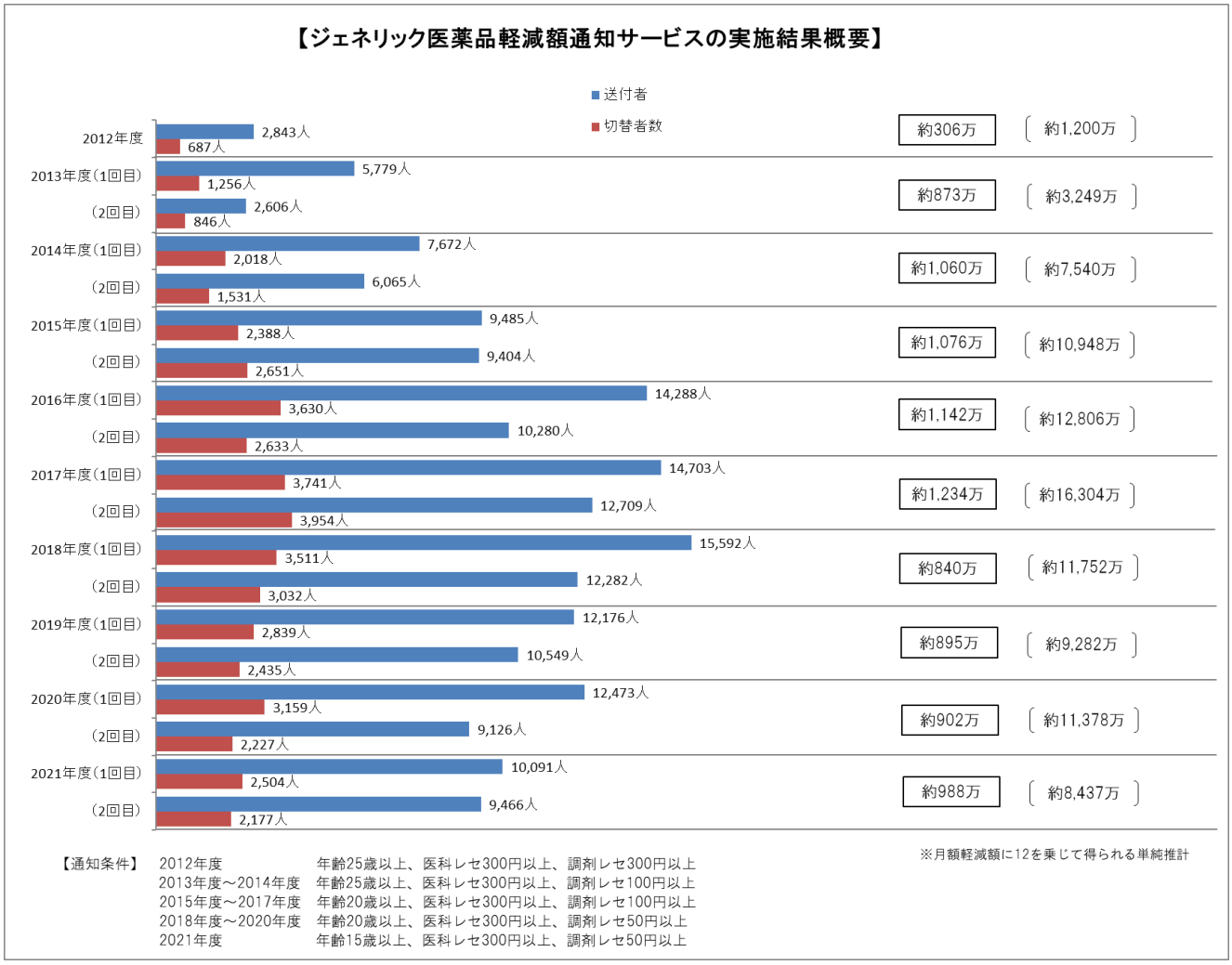

ⅱ）シールの作成・配付

ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼ることができるジェネリック医薬品希望シールを作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約 57,000 枚を配付する取組を行いました。

ⅲ）ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案や供給不足に係る対応について

2020 年度後半から、一部のジェネリック医薬品の製造販売企業における製造管理及び品質管理体制の不備により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による処分を受け、製品の製造や出荷を長期間停止又は縮小したことを発端として、当該成分の品目を中心として、医薬品製造販売企業各社が自社の製品の供給を継続するための出荷調整が広範に実施されました。

2022（令和 4）年 2 月 10 日には、ジェネリック医薬品の業界団体である日本ジェネリック製薬協会から、製造販売承認書と製造実態の整合性の自主点検等の取組やジェネリック医薬品の供給不足に関する状況について、進捗状況等の報告を受けました。日本ジェネリック製薬協会からの報告を受け、理事長から同協会に対し、「全国健康保険協会がジェネリック医薬品の使用促進の取組を行う上で、ジェネリック医薬品の安全性と安定供給が確保されることが大前提であると考えている。一日も早くこの状況を改善するために、医薬品業界全体と医療関係者が協力して、安心・安全が担保されるよう、引き続き尽力していただきたい。」と要請しました。

（6）情報提供・広報の充実

加入者及び船舶所有者の視点に立ったわかりやすく時宜を得た情報提供・広報を意識し、また、過去のアンケート結果において、加入者及び船舶所有者は、関係団体の機関誌やチラシ等の紙媒体による情報提供・広報を多くご覧になられていたことも踏まえ、紙媒体による広報を行いました。

2021（令和 3）年度は、制度の理解や健康づくりへの関心を促すことを目的に、船員保険イメージキャラクター「かもめっせ」を用いる等、表現の統一及び視認性の向上を図り、受け手に配慮したわかりやすい情報発信を行いました。

ｉ）「船員保険のご案内」の作成・配付

新たに船員保険に加入された方等への情報提供を目的として、船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口に設置していただきました。

【（図表 4-41）船員保険のご案内】

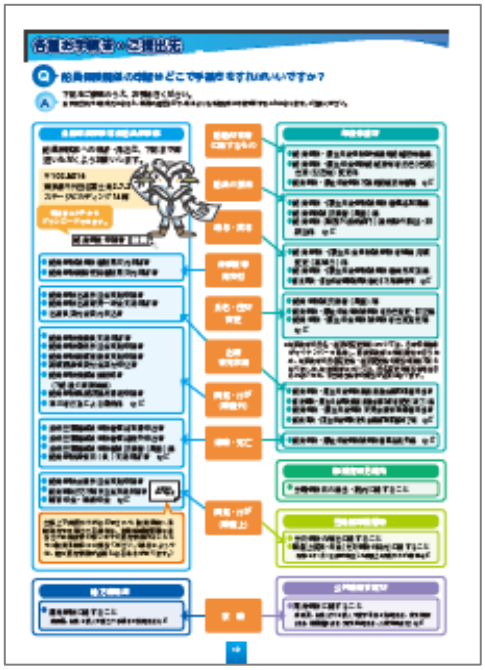

《配付内訳》

協会けんぽ支部	約 1,600 部	労働基準監督署	約 5,500 部
年金事務所	約 2,800 部	地方運輸局等	約 8,600 部
合計	約 18,500 部		

ⅱ）保険料納入告知書への広報チラシの作成・同封

日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険に関する様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行いました。

【（図表 4-42）船員保険丸】

【2021 年度実績】

発送月	内容
4 月	オンライン禁煙プログラムの案内、傷病手当金申請時のポイント
5 月	休業手当金について、下船後３月の療養補償について
6 月	電話健康相談について、オンライン形式による事務担当者説明会の案内、健康に関するオンラインセミナーの案内、船員保険イメージキャラクター誕生について
7 月	船員保険の健康宣言（プロジェクト“Ｓ”）の案内、限度額適用認定証の利用促進、マイナンバーカードの保険証利用について
8 月	健診の案内、健康に関するオンラインセミナーの案内、オンライン禁煙プログラムの案内
9 月	医療機関の上手なかかり方、健康に関するオンラインセミナーの案内、被扶養者資格再確認業務の周知
10 月	船員保険の健康宣言（プロジェクト“Ｓ”）の案内、整骨院・接骨院のかかり方
11 月	疾病任意継続の案内、洋上救急の概要パンフレットの案内、保険証の回収について、オンライン形式による事務担当者説明会の案内
12 月	船員手帳健康証明書の写しの提供のお願い、休業手当金について
1 月	医療費通知送付案内、健康に関するオンラインセミナーの案内、傷病手当金・疾病任意継続の制度改正について
2 月	2022（令和 4）年度保険料率の案内
3 月	2022 度健診の案内、マイナンバーカードについて、2022 年度保険料率の案内

ⅲ）「船員保険のしおり」の作成・同封

船員保険に加入された方に船員保険についてご理解いただくため、給付内容等について説明した、保険証と一緒に携帯できる大きさのリーフレット「船員保険のしおり」を、保険証を送付する際に同封しました。

【（図表 4-43）船員保険のしおり】

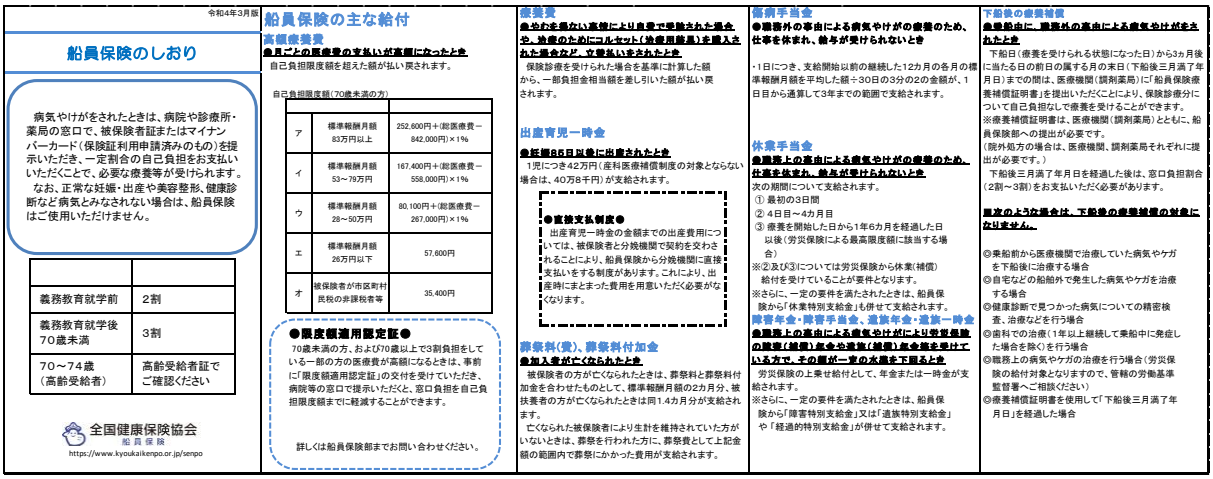

≪配付枚数≫ 約 30,000 枚

ⅳ）「船員保険通信」の作成・配付

加入者及び船舶所有者に船員保険を身近に感じていただくため、船員保険の運営状況や決算状況等を記載したリーフレット「船員保険通信」を毎年度作成しています。2021 年度は 9 月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付しました。

【（図表 4-44）船員保険通信】

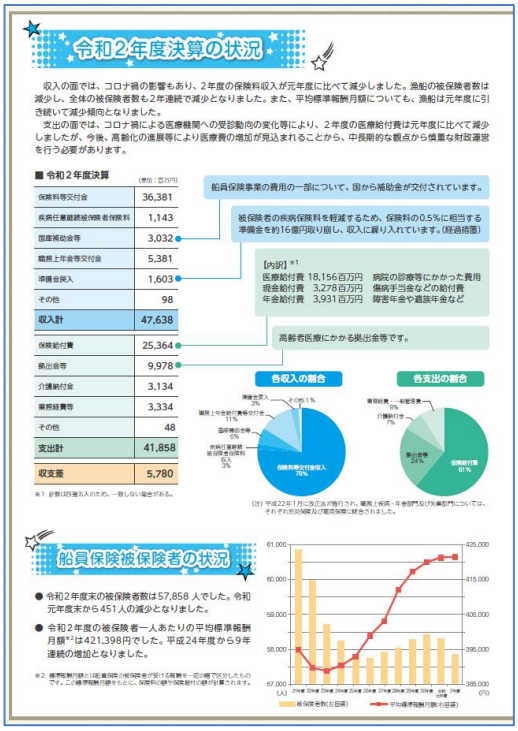

《配付内訳》被保険者　　約 56,700 部　船舶所有者　約 4,100 部
　　合計　　約 60,800 部

ⅴ）関係団体への広報

関係団体の皆様にご協力をいただき、機関誌等に延べ 131 件掲載していただいたほか、日本海事新聞、水産経済新聞には定期的に「健診受診勧奨」、「禁煙プログラムの募集案内」、「プロジェクト“Ｓ”の募集案内」、3 月には「2022 年度保険料率改定案内」についての広報を掲載しました。

また、日本海事新聞電子版に「健診受診勧奨」「プロジェクト“Ｓ”」の広告バナーを掲載しました。

《ご協力いただいている関係団体》※50 音順

〇一般財団法人船員保険会
〇一般社団法人大日本水産会
〇一般社団法人日本船主協会
〇一般社団法人日本旅客船協会
〇公益財団法人日本海事広報協会
〇国土交通省海事局
〇船員災害防止協会
〇全日本海員組合
〇日本内航海運組合総連合会

ⅵ）ホームページやメールマガジンでの広報

2021 年度のホームページの総アクセス件数は、2020（令和 2）年度と比べて 75,222 件減の 1,219,376 件（3,341 件/日）となり、ＫＰＩ（ホームページのアクセス総件数 1,294,598 件以上）を達成できなかったものの、過去３年の平均 1,142,891 件は上回っており、ホームページリニューアルで件数の多かった 2020 年度に迫る件数でした。

ページ別の内訳をみると、船員保険制度の内容や利用方法等を説明した「こんな時に船保」が全体の約 37%を占め、その次に「よくある質問」が全体の約 26%を占めました。

引き続きコンテンツの整理や充実により、より一層加入者及び船舶所有者が利用しやすいホームページとなるよう改善していきます。

【（図表 4-45）船員保険ホームページのアクセス件数（全体）】

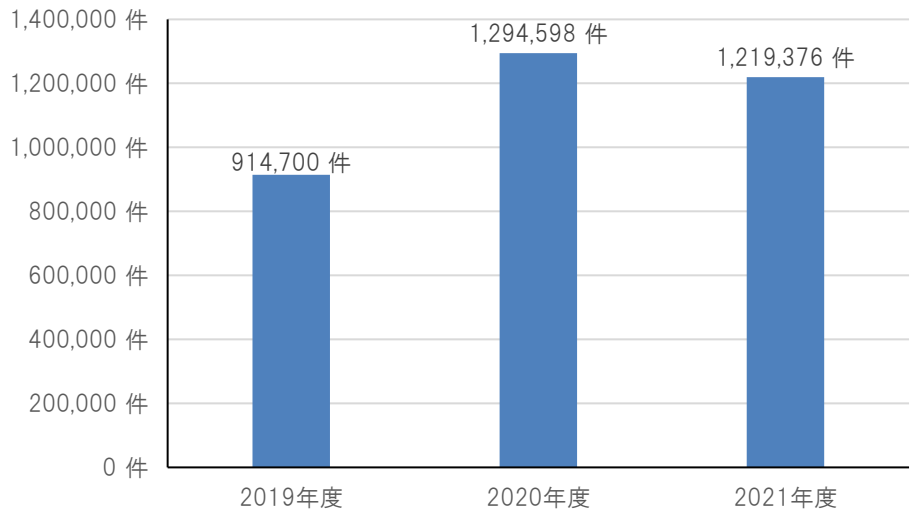

【（図表 4-46）船員保険ホームページのアクセス件数の内訳】

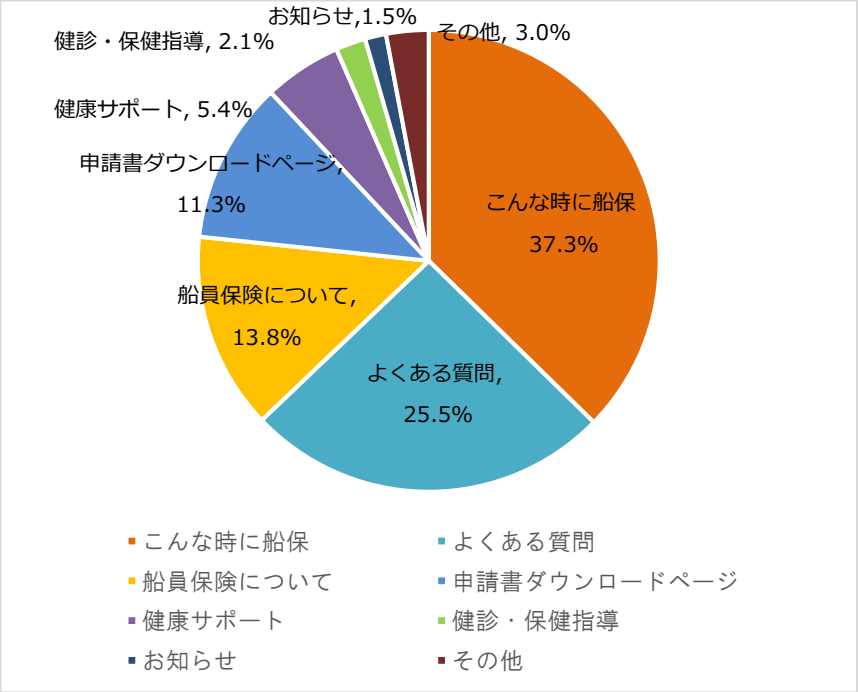

メールマガジンについては、毎月第 3 営業日を配信日として加入者及び船舶所有者を中心とした会員に、折々における船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けしました。また、2 月には臨時号として「2022 年度の保険料率」に関するお知らせを配信しました。

メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元コードの掲載等を行い登録者数は着実に増加しましたが、2022 年 3 月末現在の配信数は 907 人でＫＰＩ（メールマガジンの配信数 1,000 人以上）の達成には至りませんでした。

vii）船員養成校等へのイベントの参加

健康づくりのための取組等の船員保険の活動を周知・広報するため、2019（令和元）年度までは各地で開催されている港イベント等にブースを出展するなどの取組を行ってきましたが、2020 年度より若年層への情報発信を強化する観点から船員養成校等のイベントへの参加を計画しています。

2021 年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響から、参加を予定していたイベントが中止となりました。

viii）事務説明会の開催

船員保険制度の実務に関する知識を深めていただくため、事務担当者に向けた事務説明会を開催しました。

2021 年度は、2020 年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインにより計 4 回開催し、延べ 76 人の方に参加していただきました。

開催テーマは、2020 年度のアンケート結果にて「限度額適用認定証（高額療養費）」、や「休業手当金」を希望する意見が多く寄せられたため、2021 年 6 月にこのテーマによる説明

会を実施しました。2021 年 12 月には、傷病手当金、疾病任意継続保険の法改正があることから、法改正の概要や申請の際のポイント、ご注意いただきたい点を中心に、「被保険者保険料負担軽減措置」の概要説明も含めた内容としました。

開催後のアンケートの満足度については、「今後も参加したい」、「興味のあるテーマならば参加したい」の回答が多く、今後、お問い合わせの多い「下船後の療養補償制度」など次年度以降開催する際の参考としていきます。

【(図表 4-47) 事務説明会の開催状況】

	開催月	テーマ	参加人数
1 回目	2021 年 6 月 28 日	休業手当金/限度額適用/電話健康相談	19 人
2 回目	2021 年 6 月 29 日	休業手当金/限度額適用/電話健康相談	20 人
3 回目	2021 年 12 月 2 日	傷病手当金・任意継続法改正/被保険者保険料負担軽減	19 人
4 回目	2021 年 12 月 7 日	傷病手当金・任意継続法改正/被保険者保険料負担軽減	18 人

【(図表 4-48) 事務説明会の満足度等】

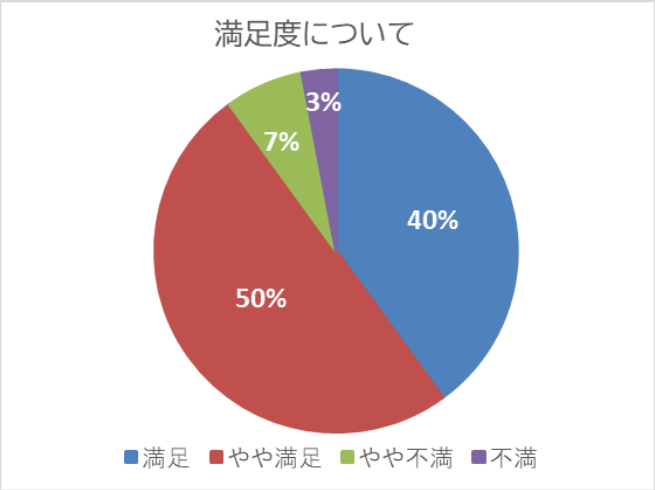

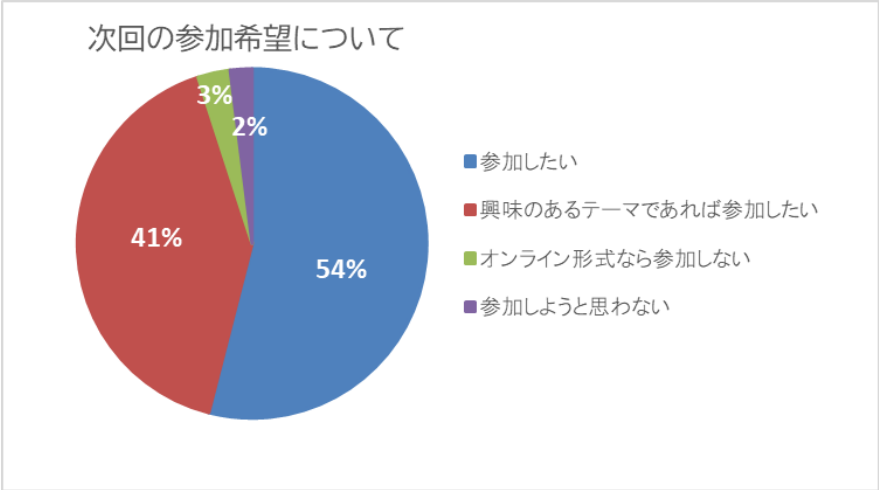

(7) 調査・研究の推進

船員保険が保有するデータ（船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診情報等）から得られる結果をもとに事業の立案や効果検証を行うことで、効果的・効率的に事業

運営を行うため、2021（令和 3）年度は、以下の 2 つをテーマに分析を実施しました。

ｉ）、ⅱ）の分析結果より、船員保険加入者は陸上労働者に比べての生活習慣病リスクが高く、船員特有の事情による疾病の医療費が高いことが分かりました。定期的な健診の受診や、保健指導対象者に該当した場合に保健指導を利用する重要性を加入者へ訴求していくことの重要性が確認されました。

ｉ）2020（令和 2）年度の船員保険の健診結果の状況

2020 年度の船員保険加入者の健診結果より各健診項目を船舶種別、本人家族別、男女別に分けてリスク保有者数の割合を算出しました。

2019（令和元）年度における協会けんぽの健診結果と比較すると、ほぼすべての項目で船員保険が協会けんぽのリスク保有率を上回る結果となりました。特に男性の腹囲とＢＭＩのリスク保有者数の割合において差が顕著に見られました。

【（図表 4-49）2020 年度健診結果に基づいた船員保険加入者のリスク保有者数の割合】

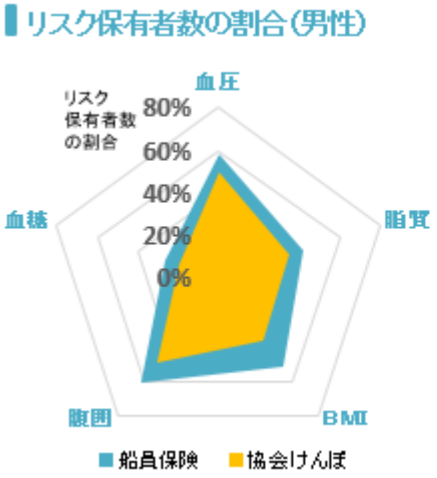

リスク保有者数の割合

リスク	健診等検査結果	男性		女性	
		船員保険	協会けんぽ	船員保険	協会けんぽ
血圧	収縮期血圧130mmHg以上 又は、拡張期血圧85mmHg以上 又は、薬剤治療あり	57.9%	49.3%	36.4%	30.8%
血糖	空腹時血糖110mg/dl以上（※） 又は、HbA1c6%以上（※） 又は、薬剤治療あり	26.1%	19.6%	8.9%	8.3%
脂質	中性脂肪150mg/dl以上 又は、HDLコレステロール40mg/dl未満 又は、薬剤治療あり	41.9%	35.0%	20.4%	15.9%
腹囲	内臓脂肪面積が100cm²以上 又は、男性85cm以上、女性90cm以上	61.3%	49.4%	15.4%	14.9%
BMI	BMIが25以上 BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)	51.4%	36.7%	24.5%	22.1%
メタボ	腹囲のリスク保有に該当し、かつ血圧・脂質・代謝のリスクのうち2項目以上に該当	30.7%	21.5%	5.9%	5.1%

（注）協会けんぽの数値については、2019 年度の健診結果。
協会けんぽは、被保険者のみ。

ⅱ）2020 年度の医療費分析について

船員保険が保有するレセプトデータ及び加入者の適用情報を基に、直近 3 年度分の総医療費を集計するとともに、疾病分類別医療費を被保険者・被扶養者別にクロス集計し、協会けんぽ加入者の医療費と比較することで、船員保険の医療費の特徴を分析しました。

船員保険被保険者（船員）の特徴として、気管・気管支炎及び肺の悪性新生物に係る医療費と、脊椎障害に係る医療費が陸上勤務者に比べて高い傾向にあることがわかりました。それぞれ、船員の喫煙率の高さと、荷役等の身体を使った労働等、船員特有の事情との関連がうかがえる結果となりました。

引き続き、医療費の集計を進めるとともに、疾病分類別医療費の寄与度分解を行うなど、さらに詳細な医療費分析を行い、データヘルス計画の策定・評価や新規事業計画の立案等に活用できるよう、効果的な分析を進めていきます。

【（図表 4-50）2020 年度　船員保険・協会けんぽ疾病分類別医療費】

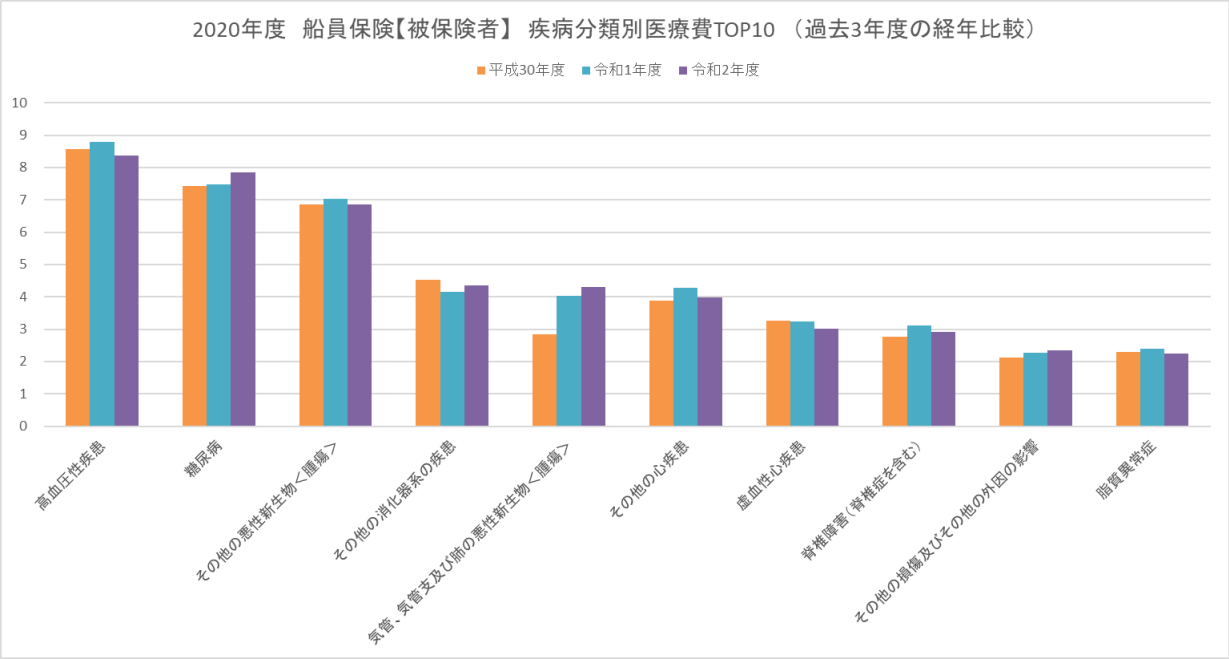

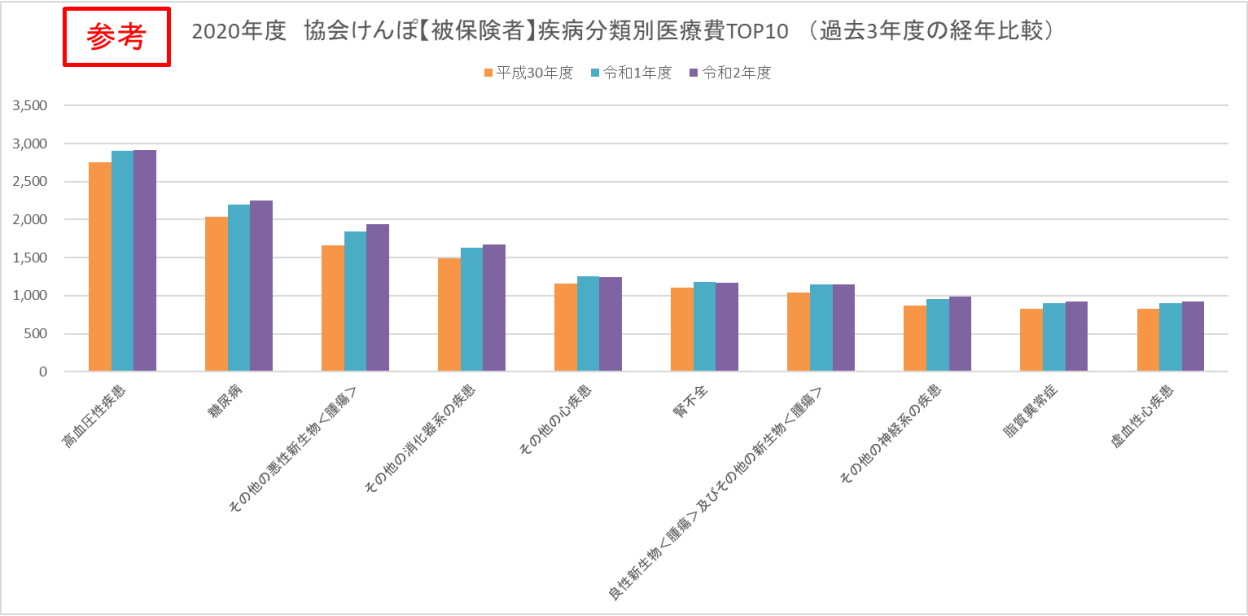

３. 組織・運営体制の強化

(1) 人事評価制度の適正な運用

協会では、2016（平成 28）年度に人事制度全般にわたる見直しを行い、人事評価制度については、日々の業務遂行を通じて組織目標の達成につながるよう職員の目標管理を明確にした制度としています。この人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図っています。

2021（令和 3）年度は、グループ長補佐以上の階層別研修にて実施する評価者研修において、人事評価における目標設定やその目標を達成するための日々の業務管理や進捗管理、評価結果のフィードバックが、協会が期待する職員の育成や組織強化に通じることについて、意識付けを促しました。また、新たに採用された職員に対しては、採用時の研修において当該制度の目的、基本構成及び目標管理のプロセスなどを説明し理解の深化に努めました。

(2) ＯＪＴを中心とした人材育成

基盤的保険者機能及び戦略的保険者機能を一層発揮していくため、協会では、幹部職層、管理職層及び一般職層における各階層に求められる役割を定め、その役割を日々の業務遂行の中で確認しながら育成する OJT を中心とした人材育成を行っています。また、それを補完するため、昇格時における階層別研修等の集合研修・自己啓発を効果的に組み合わせて、計画的に取り組み、職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を向上させるとともに、「現場で育てる」という組織風土の醸成を進めました。

集合研修については、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、各階層に求められる役割や知識を習得するための階層別研修、業務上必要となる専門的な知識やスキルを習得するための業務別研修及びテーマに応じた幅広い知識を習得するためのテーマ別研修を実施しました。加えて、職員の自己啓発支援として、通信教育講座の斡旋を実施しました。また、戦略的保険者機能の更なる発揮のため、効果的な人材育成の仕組みの導入に向けた検討を進めました。

(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

調達にあたっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100 万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約は「事務所の賃貸借」や「システムの改修・保守」等、契約の性質等から競争が困難な場合等に限定し、調達審査委員会において審査したうえで調達を行っています。

一般競争入札においては、競争性を高めるため、「業者への声かけの徹底」、「公告期間や納期までの期間の十分な確保」、「仕様書や競争参加資格の見直し」、「複数者からの参考見積の徴取」等の取組を行いました。このような取組を行った結果、2021（令和 3）年度は一者応札となった調達案件は 2 案件となっており、2020（令和 2）年度と同数となりました。

また、使用する消耗品は本部で全国一括調達（一般競争入札）を行っています。そのうち、コピー用紙、トナーについては、スケールメリットによるコストの削減を図ったほか、その他

の事務用品については、発注システムを活用し、随時発注による適切な在庫管理を行いました。

(4) コンプライアンスの徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）の推進を図るため、協会ではコンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する取組等について推進しています。

コンプライアンスの重要性に対する職員の理解を深めるために、全職員を対象としたコンプライアンス及びハラスメント防止に関する研修の実施や、コンプライアンス通信（年間７回発行）・ポスター等の各種ツールを活用した啓発活動を行いました。

毎年実施している研修に加え、2021（令和3）年度は、ハラスメント相談員を対象に相談対応スキル向上を目的とした研修を実施するとともに、ハラスメントの起こらない組織としていくために自らの責務を認識し、ハラスメントに関する理解を深めることを目的として、本部役員・幹部向けのハラスメント防止研修を実施しました。

また、課題や職場風土の現状を定期的に把握し、より実効性のある推進活動を行う観点から、全職員を対象として、コンプライアンスに関する自己点検及び職場環境（職場風土）アンケートを実施しました。

このほか、全職員に行動規範小冊子を常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する職員の意識の醸成を図っています。

(5) リスク管理

大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応等、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図るため、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施しました。

ｉ）大規模自然災害等への対応

大規模な災害が発生した場合において、協会内における災害時の初動対応等をまとめた「初動対応マニュアル」及び加入者・船舶所有者等の利益に影響を及ぼす業務を優先して継続・復旧させるための体制構築を目的とした「事業継続計画（BCP)」を策定しています。また、事業継続計画に定めた優先業務を継続・復旧するためには、協会の業務運営の根幹を担っている情報システムの安定的な継続稼働が不可欠であることから、この備えとして、「情報システム運用継続計画（IT-BCP)」も定めています。

2021（令和3）年度においては、「初動対応マニュアル」及び「事業継続計画（BCP)」に基づき、有事に万全の対応をとれるよう、7月・8月に職員への研修を実施しました。12月にはBCPに定める優先業務を臨時代行本部（大阪支部）で行うための、職員の習熟度向上や個別対応マニュアル等の有用性等の確認を目的に、大阪支部において模擬訓練を実施し、その訓練の結果を踏まえ、各個別マニュアルを改定しました。更に、災害時や緊急時における協会の各拠点及び幹部職員との通信手段の拡充を図ることを目的に、衛星電話を導入しました。

また、2023（令和5）年1月の健康保険新システム構築に向け、業務継続計画書（BCP）など各マニュアルの見直しについて検討を行っています。

このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止に配慮しつつ、可能

な限り加入者サービスの低下を招くことがないよう、交代制出勤や時差出勤等の工夫をしながら業務を遂行してきました。

ⅱ）情報セキュリティの強化

情報セキュリティについては、技術的対策として、SOC チーム[※1] による日々の監視や、業務用システムと外部接続環境との物理的分離、複数のセキュリティ対策製品の導入等により、常に最新の脅威に備える体制を整備しています。

また、人的対策として、サイバー攻撃の巧妙化・多様化が進んだ情勢を踏まえ、協会の情報セキュリティ水準の維持及び重大なリスクの発生を抑止することを目的とした「令和 3 年度情報セキュリティ対策推進計画」を作成し、計画に基づき全職員を対象に情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施しました。

① 自己点検

情報セキュリティのルールを遵守しているか検証するため、2021 年 7 月に自己点検を実施し、99.8%という高い水準の遵守率を維持していることを確認しました。

② 研修・訓練

2021 年 10 月から 12 月にかけて情報セキュリティ研修を実施し、理解度の低い職員に対する個別指導を行うことで協会全体の理解度の底上げを図りました。

また、2021 年 10 月に CSIRT [※2] における「被害の拡散を防止するための迅速かつ的確な初動対応の実施」及び「再発防止に向けた対策の速やかな実施」を念頭に置いて、厚生労働省と連携したインシデント対応訓練（マルウェア感染により、協会職員のメールアドレスから協会外部に不審メールが送信され、外部の方から通報があった場合を想定）を実施することで、インシデント発生時の連絡体制の確認及び連携の強化を図りました。

このほか、不審メールを受信した際に定められた手順で対処しているか確認するため、標的型メール攻撃のインシデント対応訓練を 2022（令和 4）年 2 月に実施し、初動対応や報告先について検証しました。さらに、協会ホームページを対象に、外部からの不正アクセスに対して十分なセキュリティ強度があるか検証するため、2022 年 1 月から 2 月にかけてペネトレーションテスト（侵入テスト）を実施し、脆弱性がないことを確認しました。

③ 最新のセキュリティ脅威への対応

社会情勢の変化やセキュリティ脅威のトレンドを常に注視し、協会内ポータルサイト、事務連絡の発出等により、随時、注意喚起を行い、セキュリティ脅威の情報共有や意識づけを行いました。

また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改正を踏まえ、全国健康保険協会情報セキュリティ規程の見直しを行いました。

これらの取組を実施したことにより協会の情報セキュリティ水準の維持が図られ、結果として情報セキュリティインシデントは発生しませんでした。

ⅲ）個人情報保護の徹底

全職員を対象に個人情報保護に関する研修を実施するとともに、本部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報漏えい事案等の共有や自主点検の結果を踏まえた個人情報管理体制の現状把握と問題点の是正等を行いました。

また、個人情報保護法の改正（令和４年４月１日施行）に伴い、要配慮個人情報の漏えい等が発生した場合における個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されたこ

となどに対応するため、全国健康保険協会個人情報管理規程等の改正を行い、改めて個人情報保護管理委員会の運営や要配慮個人情報の管理等について周知徹底を図りました。

※1　SOC とは Security Operation Center の略です。24 時間 365 日体制でネットワークやデバイスを監視し、サイバー攻撃の検出や分析、対応策のアドバイスを行います。
※2　CSIRT とは Computer Security Incident Response Team の略です。情報セキュリティインジデント発生時の対応を専任する体制として 2016（平成 28）年 9 月に本部内に設置しています。

（6）内部統制の強化に向けた取組

ｉ）業務運営上のリスク及びその対応策

2021（令和 3）年度、誤送付、支給決定額誤り、書類の紛失等に関する事務処理誤りが発生しました。

2021 年 12 月から本部においてリスク管理委員会を毎月開催することとし、報告された事務処理誤りや職員の事故等の危機管理案件の情報共有を行い、再発防止策について検討するとともに、発生事案の周知と事務処理誤りの発生防止の再徹底を行いました。

ⅱ）内部統制の整備・運用に関する情報

内部統制の強化に向け、内部統制基本方針（2020（令和 2）年 10 月策定）に基づき、リスクの洗い出し・分析・評価・対策を行い、事前にリスクの発生を抑制するための仕組みの構築に向けた取組を進めています。

2021 年度は、当該仕組みの実施方法等を記載したマニュアルや、発生が想定されるリスクをまとめたリスクマップの作成を進めるとともに、当該取組を試行的に実施し、その過程で生じた課題の整理を進めました。

（7）システム関連の取組

ｉ）協会システムの安定的運用

協会の基盤的業務である、保険証の発行や保険給付の支払い等の業務が停止することがないよう、業務を下支えする協会システムを、2021（令和 3）年度も安定的かつ継続的に稼働させました。2021 年度は、システムの安定稼働のために日々の運行監視やシステムメンテナンス業務を行いつつ、並行して各種サーバーや OS 等のバージョンアップ及びインターネットブラウザの切り替え等の対応を実施しました。これらの業務を進めるにあたっては、2022（令和 4）年 4 月サービスインの次期間接システム や、2023（令和 5）年 1 月サービスイン予定の次期健康保険業務システムのスケジュールにも考慮しつつ、システム運用の品質を落とすことなく対応しました。その結果、協会加入者及び船舶所有者に影響を及ぼすシステム障害を発生させることなく、協会システムの安定運用を実現しました。

ⅱ）制度改正等にかかる適切なシステム対応

制度改正・法律改正や外部機関におけるシステムの変更等に合わせて、協会システムの改修を実施しました。

2021 年度は、オンライン資格確認制度の一環として、診療報酬明細書（レセプト）の請求の仕組みが変更されたことに伴い、協会システムの改修を行い 2021 年 11 月にリリースを完了しました。

また、加入者の特定健康診査の結果がマイナポータルで閲覧可能となり、保険者間でもそ

れらのデータの連携の仕組みが導入されたことに伴い、システム改修を行い 2022 年 2 月にリリースを完了しました。

更に、2022 年 1 月に船員保険法が改正されたことに伴い、疾病任意継続制度にかかるシステム改修を行い、改正法の施行までに確実にリリースを完了しました。

その他、協会システムで標準ブラウザとしているインターネットブラウザの「Internet Explorer」について、製品サポートの終了が発表されたため、後継製品等に切り替えを行う作業等を推進しました（切り替えは 2022 年 5 月）。

いずれの改修案件についても、協会の次期健康保険業務システム構築に考慮したスケジュール調整を行った上でリリースを行い、リリース後も障害を発生させることなく協会システムの安定稼働を達成しました。

ⅲ）中長期を見据えたシステム構想の実現

協会の次期健康保険業務システムは、西日本データセンター及び現行システム機器の契約満了に伴う対応や、業務改革の推進に向けた取組等を実施することを目的として、2023 年 1 月のサービスインを予定しています。

2021 年度はシステムの調達に関し、競争性の確保、透明性の向上、サービスイン後の早期安定稼働及び運用保守業務に伴うコスト削減等を意識して、アプリケーション、LAN 端末及び西日本データセンター等の調達を行いました。これらの調達は、すべての案件において不調・不落となることなく順調に完了しました。また、システム開発着手後も各種システム改修や機器類の構築等はスケジュール通り進捗しており、特にテレビ会議システムにおいては、サービスインに先駆けて 2021 年 12 月に先行リリースし、ペーパーレス化の実現や業務効率化を図りました。

次期間接システムについては、電子決裁導入等の業務効率化、標準化、簡素化及び内部統制強化を目的として、2022 年 4 月のサービスインに向けてシステムの構築を行いました。2021 年度はアプリケーションの開発、テスト及びデータ移行を行い、各フェーズにおいてスケジュール通り順調に進捗しました。

また、次期間接システム稼働後に職員がシステムを円滑に活用できるよう、2022 年 1 月から順次、階層別に業務マニュアルを用いた業務研修やシステム操作研修を実施しました。更に、職員が自席の端末を用いて自主学習が行えるよう研修環境を用意し、習熟度を高め予定どおり 2022 年 4 月にサービスインを迎えました。

ⅳ）次期船員保険システムの検討

船員保険が国から協会へ移管された 2010（平成 22）年 1 月以降、船員保険の業務システムは大規模な改修等を行っていませんでしたが、当該システムの動作環境のサポート期限が近いことなどから、次期船員保険システム構想の検討を行いました。具体的には、これまでの業務・システム上の課題やその課題解消に向けた施策を検討し、次期船員保険システム構想案・刷新計画書を作成しました。

今後、次期船員保険システムの構築に向けて各工程を進めていくことになります。2022 年度は、システム開発の要件定義を進め、具体的なシステム開発は 2023 年度に着手する予定としています。

４．その他

（1）新型コロナウイルス感染症への対応

2020（令和 2）年 2 月から国内での感染が顕在化し、その後、急速に感染が拡大してきた新型コロナウイルス感染症ですが、いまだ感染終息を見通すことができず、予断を許さない状況です。

2021（令和 3）年度の業務を遂行する上で、協会は、加入者及び船舶所有者の皆様の感染を防止するため、引き続き以下のような対策を行ってきました。

今後も、国や関係機関とも連携をしながら、可能な限り加入者サービスの低下を招くことがないよう、感染拡大防止対策を徹底しつつ業務を遂行していきます。

（健診・保健指導における感染防止対策）

・協会と契約している健診実施機関に対し、感染防止対策の徹底を依頼する。

（協会職員の感染防止対策）

・事務室内における接触リスク低減のため、地域の実情（感染者数の急増や緊急事態宣言の発令等）を踏まえて、交代制出勤を実施する。

・公共交通機関における通勤ラッシュ時等における感染リスク低減のため、時差出勤を実施する。

・マスク着用や「三つの密」回避、職員自身での毎日の体調管理（体温計測等）等の感染防止対策を徹底する。

（2）東日本大震災への対応

2011（平成 23）年 3 月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、国の方針や財政措置等を踏まえ、2021（令和 3）年度においても引き続き、以下の対応を行いました。

ⅰ）医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、船員保険部が発行する免除証明書を提示することにより、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を 2021 年度も継続実施しました。

【（図表 5-1）船員保険における一部負担金等の免除証明書の有効枚数】

	有効枚数
2022（令和 4）年 3 月末時点	28 枚(13 世帯)

ⅱ）健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、受診した健診・保健指導に係る自己負担分の還付を 2021 年度も継続実施しましたが、対象となる方はいませんでした。

（3）毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付

2019（平成 31）年 1 月に判明した厚生労働省における毎月勤労統計調査の不適切な取扱い

により、船員保険の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等について追加給付が必要となりました。

対象者数は 11,116 人であり、保険給付の種類別の内訳、これまでの追加給付の状況は（図表 5-2）のとおりです。

【（図表 5-2）毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付（全国健康保険協会支給分）】

保険給付の種類		対象者数	支給済			未支給者数
			2019年度	2020年度	2021年度	（2022年3月末）
①年金給付	障害年金	1,013	1,013	0	0	0
（現在受給中の方）	遺族年金	5,596	5,596	0	0	0
②年金給付	障害年金	838	642	51	4	141
（過去に受給していた方）	遺族年金	3,442	2,785	161	19	477
③短期給付	職務上の傷病手当金	122	108	9	0	5
	休業手当金	2	0	2	0	0
	障害手当金等	21	16	1	2	2
	遺族一時金	19	17	1	0	1
	遺族年金差額一時金	4	4	0	0	0
	職務上の葬祭料	59	51	5	0	3
		11,116	10,232	230	25	629

この結果、2022（令和 4）年 3 月末時点における未支給対象者数は 629 人となりますが、進捗状況別の内訳は以下のとおりです。

【未支給者 629 名の現在の進捗状況等】

- ご家族等に「お知らせ」をお送りし、その提出を待っているもの・・・191 人
- 市町村に住民票等の公用請求を行い、その回答を待っているもの・・・0 人
- 「お知らせ」を提出いただき、請求可能な方がいないと判明したもの・・・8 人
- 公用請求等を行っても、「お知らせ」を送るべきご家族等が判明しないもの・・・430 人

今後も引き続き、請求者の住所等が判明した方へのお知らせや、提出がない方への再案内等の取組を進めていきます。

５．運営に関する重要業績評価指標（KPI）一覧

（１）基盤的保険者機能

具体的施策	KPI		結果	達成状況
適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所３部位以上、かつ月 10 日以上の施術の申請の割合について、2.1%以下とする	2.1%	1.81%	達成
効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を 140 円以上とする	140 円	144.7 円	達成
返納金債権の発生防止の取組の強化	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①90.8%	①90.3%	①未達成
	② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか低い値以下とする	②0.091%	②0.100%	②未達成
	③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去３年度の平均値のいずれか高い値以上とする	③94.6%	③91.0%	③未達成
債権回収業務の推進	① 現年度の返納金債権回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①83.6%	①80.3%	①未達成
	② 過年度の返納金債権回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	②15.4%	②9.0%	②未達成

具体的施策	KPI		結果	達成状況
制度の利用促進	① 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合（件数ベース）を 85%以上とする ② 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする ③ 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①85% ②69.6% ③81.7%	①81.4% ②75.8% ③83.3%	①未達成 ②達成 ③達成
サービス向上のための取組	お客様満足度（点数ベース）について、前年度と前々年度のいずれか高い値以上とする	4.10 点	4.47 点	達成

（２）戦略的保険者機能

具体的施策	KPI		結果	達成状況
特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を 46%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 31%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 29%以上とする	①46% ②31% ③29%	①44.9% ②21.5% ③26.8%	①未達成 ②未達成 ③未達成
特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を 25%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を 18%以上とする	①25% ②18%	①13.0% ②22.5%	①未達成 ②達成
加入者に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を 100 人以上とする（ただし、当該年度中にプログラ	100 人	142 人	達成

具体的施策	KPI		結果	達成状況
	ムが終了した者）			
船舶所有者等に対する支援	「プロジェクト“S”」参加船舶所有者数を 60 社以上とする	60 社	85 社	達成
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合を 83%以上とする ※医科・DPC・調剤・歯科における使用割合	83%	82.9%	未達成
情報提供・広報の充実	① メールマガジンの配信数を 1,000 人以上とする ② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①1,000 人 ②1,294,598 件	①907 人 ②1,219,376 件	①未達成 ②未達成

令和３年度の財務諸表等

令和３年度

決 算 報 告 書

第１４期

自　令和　３年　４月　１日

至　令和　４年　３月３１日

全国健康保険協会

船員保険勘定

決算報告書

（船員保険勘定）　　（単位：百万円）

収　　入				
科　目	予算額	決算額	差　額	備　　考
保険料等交付金	35,978	35,978	－	
疾病任意継続被保険者保険料	1,057	1,064	6	
国庫補助金	2,790	2,789	△0	
国庫負担金	163	163	－	
職務上年金給付費等交付金	5,316	5,316	－	
貸付返済金収入	0	－	△0	
運用収入	0	1	0	
雑収入	106	82	△24	返納金収入が見込を下回ったことによる減
累積収支からの戻入	1,571	1,597	26	
計	46,982	46,990	8	
支　　出				
科　目	予算額	決算額	差　額	備　　考
保険給付費	26,405	25,756	△649	
拠出金等	10,361	10,006	△355	
前期高齢者納付金	2,985	2,946	△39	
後期高齢者支援金	7,376	7,060	△316	
退職者給付拠出金	0	0	0	
病床転換支援金	0	0	△0	
介護納付金	3,207	3,046	△161	
業務経費	3,006	2,335	△671	
保険給付等業務経費	148	91	△57	船員保険給付等補助員経費が見込を下回ったこと等による減
レセプト業務経費	23	14	△9	医療費通知に係る経費が見込を下回ったこと等による減
保健事業経費	1,095	754	△341	健診費用が見込を下回ったこと等による減
福祉事業経費	1,686	1,451	△236	保養所の利用が見込を下回ったこと等による減
その他業務経費	54	25	△29	ジェネリック医薬品の使用促進に係る経費が見込を下回ったこと等による減
一般管理費	1,652	1,071	△582	
人件費	455	346	△109	欠員、超過勤務の縮減等による減
福利厚生費	1	0	△1	
一般事務経費	1,196	724	△472	システム開発費が見込を下回ったこと等による減
貸付金	0	－	△0	
雑支出	47	47	△0	
予備費	140	－	△140	
累積収支への繰入	2,163	－	△2,163	
計	46,982	42,261	△4,721	
収支差	0	4,729	4,729	

（注1）東日本大震災関係については以下のとおり。

① 国庫補助金には、令和3年度災害臨時特例補助金、令和3年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金を含めて計上している。

② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用（2百万円）を含めて計上している。

③ 雑支出には、令和2年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金を含めて計上している。

（注2）福祉事業経費には、特別支給金（予算額：1,332百万円、決算額：1,249百万円）など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し付加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

（注3）令和2年7月豪雨について、保険給付費に一部負担金等免除に伴う費用（0.2百万円）を含めて計上している。

（注4）常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

（注5）収支差4,729百万円は、累積収支に繰り入れる。

（注6）計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

令和３年度

財　務　諸　表

第１４期

自　令和　３年　４月　１日

至　令和　４年　３月３１日

全国健康保険協会

船員保険勘定

【船員保険勘定】

貸 借 対 照 表

令和４年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	金　　額	
資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金	62,894,175,271	
未収入金	1,802,669,702	
前払費用	115,243	
その他	56,828	
貸倒引当金	△ 94,495,626	
流動資産合計		64,602,521,418
Ⅱ　固定資産		
１　有形固定資産		
建物	3,859,675	
工具備品	716,310	
リース資産	4,516,316	
有形固定資産合計	9,092,301	
２　無形固定資産		
ソフトウェア	190,926,829	
ソフトウェア仮勘定	11,670,560	
無形固定資産合計	202,597,389	
固定資産合計		211,689,690
資産合計		64,814,211,108

科　　目	金　　額	
負債の部		
Ⅰ　流動負債		
未払金	3,197,362,613	
未払費用	8,533,435	
預り補助金	4,000	
前受収益	101,290,437	
短期リース債務	1,750,196	
賞与引当金	27,647,463	
役員賞与引当金	1,614,389	
流動負債合計		3,338,202,533
Ⅱ　固定負債		
長期リース債務	2,954,182	
退職給付引当金	582,119,264	
役員退職手当引当金	263,999	
固定負債合計		585,337,445
負債合計		3,923,539,978
純資産の部		
Ⅰ　資本金		
政府出資金	465,124,590	
資本金合計		465,124,590
Ⅱ　船員保険法第１２４条の準備金		
準備金	57,442,021,430	
準備金合計		57,442,021,430
Ⅲ　利益剰余金		
当期未処分利益	2,983,525,110	
（うち当期純利益）	(2,983,525,110)	
利益剰余金合計		2,983,525,110
純資産合計		60,890,671,130
負債・純資産合計		64,814,211,108

【船員保険勘定】

損　益　計　算　書

自　令和３年４月１日
至　令和４年３月31日
（単位：円）

科　　目	金　　額			
経常費用				
事業費用				
保険給付費			25,866,020,136	
拠出金等				
前期高齢者納付金		2,945,822,280		
後期高齢者支援金		7,059,995,376		
退職者給付拠出金		231,463		
病床転換支援金		24,519	10,006,073,638	
介護納付金			3,045,890,353	
業務経費				
保険給付等業務経費				
人件費	247,205,560			
福利厚生費	263,247			
委託費	4,553,294			
郵送費	21,283,948			
減価償却費	26,959,936			
その他	33,599,840	333,865,825		
レセプト業務経費				
人件費	13,808,656			
福利厚生費	20,250			
委託費	8,819,389			
郵送費	2,114,953			
その他	539,764	25,303,012		
保健事業経費				
健診費用	483,781,108			
委託費	257,618,936			
郵送費	9,258,826			
その他	3,124,403	753,783,273		
福祉事業経費				
福祉事業給付金	1,241,448,929			
委託費	184,271,504			
郵送費	328,328			
減価償却費	17,510,556			
その他	4,181,449	1,447,740,766		
その他業務経費		24,855,768	2,585,548,644	
一般管理費				
人件費		134,072,753		
福利厚生費		150,897		
一般事務経費				
委託費	336,871,977			
地代家賃	90,851,836			
システム関連費	30,638,937			
その他	245,961,293	704,324,043		
減価償却費		37,967,327		
貸倒引当金繰入額		10,217,472		
その他		459,615	887,192,107	

科　　目	金　　額			
事業費用合計				42,390,724,878
事業外費用				
財務費用				
支払利息		52,253	52,253	
事業外費用合計				52,253
経常費用合計				42,390,777,131
経常収益				
事業収益				
保険料等交付金収益			35,978,106,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益			1,037,778,770	
職務上年金給付費等交付金収益			5,315,918,000	
国庫補助金収益			2,789,482,213	
国庫負担金収益			163,247,000	
診療報酬返還金収入			305,424	
返納金収入			45,713,954	
損害賠償金収入			28,423,901	
拠出金返還金収入			14,686,883	
その他			1,800	
事業収益合計				45,373,663,945
事業外収益				
財務収益				
受取利息		586,823	586,823	
雑益			56,434	
事業外収益合計				643,257
経常収益合計				45,374,307,202
経常利益				2,983,530,071
税引前当期純利益				2,983,530,071
法人税、住民税及び事業税				4,961
当期純利益				2,983,525,110

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自　令和３年４月１日
至　令和４年３月31日
（単位：円）

科　　目	金　　額
Ⅰ 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 25,840,420,267
拠出金等支出	△ 9,988,798,755
介護納付金支出	△ 3,053,203,353
国庫補助金返還金支出	△ 24,000
人件費支出	△ 378,778,697
その他の業務支出	△ 3,058,360,237
保険料等交付金収入	37,017,000,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	1,062,518,351
国庫補助金収入	8,105,404,213
国庫負担金収入	163,247,000
その他の業務収入	142,894,833
小計	4,171,479,088
利息の支払額	△ 53,626
利息の受取額	586,823
法人税等の支払額	△ 5,293
業務活動によるキャッシュ・フロー	4,172,006,992
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△ 11,309,760
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,309,760
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 1,733,654
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,733,654
Ⅳ 資金の増加額	4,158,963,578
Ⅴ 資金期首残高	58,735,211,693
Ⅵ 資金期末残高	62,894,175,271

【船員保険勘定】

利益の処分に関する書類

（単位：円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　当期未処分利益		2,983,525,110
当期純利益	2,983,525,110	
Ⅱ　利益処分額		2,983,525,110
船員保険法第１２４条の準備金繰入額	2,983,525,110	
Ⅲ　次期繰越利益		－

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第１２４条の準備金残高は 60,425,546,540円となります。

注　記　事　項

Ⅰ　財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年９月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

Ⅱ　重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13～15 年
工具備品	５～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に５年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

２．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年４月 23 日法律第 30 号）附則第 26 条第３項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 27 条第２項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年８月８日法律第 182 号）第２条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

３．船員保険法第 124 条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和 28 年８月 31 日政令第 240 号）第 28 条に定める基準により、計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

５．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅲ 会計方針の変更

１．「収益認識に関する会計基準」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　2020 年３月 31 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当該会計基準の適用が財務諸表に与える影響はありません。

２．「時価の算定に関する会計基準」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号　2019 年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号　2019 年７月４日）第 44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

Ⅳ 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額　29,133,473 円

Ⅴ 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

Ⅵ　キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	62,894,175,271 円
資金期末残高	62,894,175,271 円

Ⅶ　金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正 15 年６月 30 日勅令第 243 号）第１条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

リース取引は、設備投資等に係るものです。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	62,894,175,271	62,894,175,271	－
(2) 未収入金	1,802,669,702		
貸倒引当金	△94,495,626		
	1,708,174,076	1,708,174,076	－
資産 計	64,602,349,347	64,602,349,347	－
(1) 未払金	3,197,362,613	3,197,362,613	－
(2) リース債務	4,704,378	4,694,736	△9,642
負債 計	3,202,066,991	3,202,057,349	△9,642

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負　債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の割賦又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

Ⅷ　退職給付関係

1．採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	511,542,982 円
勤務費用	28,606,098 円
利息費用	568,191 円
数理計算上の差異の発生額	△44,340,658 円
退職給付の支払額	△6,543,182 円
退職給付債務の期末残高	489,833,431 円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	489,833,431 円
未積立退職給付債務	489,833,431 円
未認識数理計算上の差異	92,285,833 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	582,119,264 円

退職給付引当金	582,119,264 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	582,119,264 円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	28,606,098 円
利息費用	568,191 円
数理計算上の差異の費用処理額	△4,282,763 円
確定給付制度に係る退職給付費用	24,891,526 円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.11%

Ⅸ　重要な債務負担行為

翌事業年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は以下のとおりであります。

件　　名	翌事業年度以降の支払予定額
次期健康保険システム船員保険アプリケーションに係る設計・開発・試験・移行等の業務（基盤更改対応）	130,345,798 円
合　　計	130,345,798 円

Ⅹ　重要な後発事象

該当事項は、ありません。

Ⅺ　その他の注記事項

1.東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した令和３年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（令和３年４月 12 日厚生労働省発保 0412 第３号厚生労働事務次官通知）の３及び令和３年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（令和３年４月 20 日厚生労働省発保 0420 第４号厚生労働事務次官通知）の３に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況（*1）	残額（*2）
医療保険事業（*3）	871,000	871,000	－
特定健診事業	4,000	－	4,000
合　計	875,000	871,000	4,000

(*1) 船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

(*2) 国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に 2,000 円を返還しております。

(*3) 令和 3 年度の補助金受入額 871,000 円に対し、一部負担金免除額は 1,927,817 円でした。なお、令和元年度までの補助金受入額（補助金未使用額（返還額）を除く。）と一部負担金免除額等は同額であり、令和 2 年度は補助金受入額 871,000 円に対し、一部負担金免除額は 1,120,339 円となっております。

附属明細書

（船員保険勘定）

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細

２．引当金の明細

３．資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

４．国等からの財源措置等の明細

５．役員及び職員の給与費の明細

【船員保険勘定】

附　属　明　細　書

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額	摘　要
有形固定資産	建物	19,068,093	－	－	19,068,093	15,208,418	1,284,507	3,859,675	
	工具備品	11,144,863	－	－	11,144,863	10,428,553	510,003	716,310	
	リース資産	8,012,818	－	－	8,012,818	3,496,502	1,748,251	4,516,316	
	計	38,225,774	－	－	38,225,774	29,133,473	3,542,761	9,092,301	
無形固定資産	ソフトウェア	1,126,021,625	8,561,300	－	1,134,582,925	943,656,096	78,895,058	190,926,829	注３
	ｿﾌﾄｳｪｱ仮勘定	360,800	11,309,760	－	11,670,560	－	－	11,670,560	注４
	計	1,126,382,425	19,871,060	－	1,146,253,485	943,656,096	78,895,058	202,597,389	

（注１）「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」は、当該資産の取得原価を記載しております。

（注２）当期償却額は、減価償却累計額の内数を記載しております。

（注３）当期増加額は、船員保険システムオンライン資格確認改修作業(8,561,300円)であります。

（注４）当期増加額は、次期健康保険システム船員保険アプリケーション（基盤更改）によるもの(11,309,760円)であります。

２．引当金の明細

（単位：円）

区　　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘　要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	93,173,008	94,495,626	8,894,854	84,278,154	94,495,626	注１
賞与引当金	30,709,184	27,647,463	30,709,184	－	27,647,463	
役員賞与引当金	1,664,063	1,614,389	1,664,063	－	1,614,389	
退職給付引当金	563,770,920	24,891,526	6,543,182	－	582,119,264	
役員退職手当引当金	172,101	91,898	－	－	263,999	
計	689,489,276	148,740,902	47,811,283	84,278,154	706,140,741	

（注１）当期減少額のその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

３．資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

（単位：円）

区　　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
資本金					
政府出資金	465,124,590	－	－	465,124,590	
船員保険法第１２４条の準備金	53,277,212,831	4,164,808,599	－	57,442,021,430	注１
利益剰余金					
当期未処分利益	4,164,808,599	2,983,525,110	4,164,808,599	2,983,525,110	

（注１）当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

４．国等からの財源措置等の明細

（単位：円）

区　　分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘　要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	－	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	7,120,000	－	7,120,000	
高齢者医療運営円滑化等補助金	4,505,213	－	4,505,213	
災害臨時特例補助金（医療保険）	871,000	－	871,000	
事務費負担金	163,247,000	－	163,247,000	
計	2,952,729,213	－	2,952,729,213	

５．役員及び職員の給与費の明細

（単位：円、人）

区　　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　　員	（ 41,305 ） 17,930,510	（ － ） 1	（ － ） －	（ － ） －
職　　員	（ 31,073,009 ） 277,273,856	（ 14 ） 44	（ － ） 6,543,182	（ － ） 2
計	（ 31,114,314 ） 295,204,366	（ 14 ） 45	（ － ） 6,543,182	（ － ） 2

（注１）役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

（注２）職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

（注３）支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。
なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

（注４）非常勤の役員及び職員は、外数として（　）で記載しております。

参考資料

国の特別会計における収支を合算した決算と船員保険勘定決算との関係

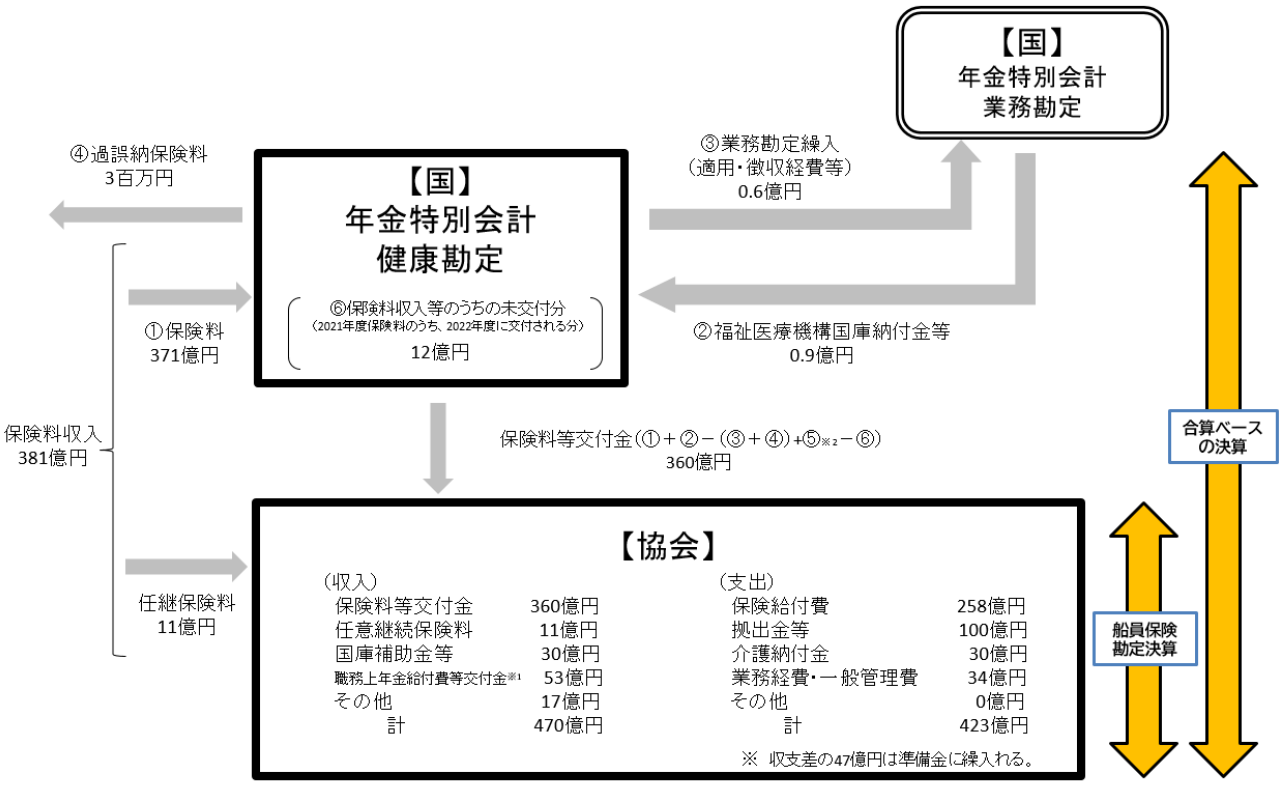

※1 職務上年金給付費等交付金については、労働保険特別会計（国）より交付される。
※2 ⑤は2020年度保険料等のうち、2021年度に協会に交付された交付金（0.4億円）。
※3 端数処理のため、係数が整合しない場合がある。